

# 第1章 総則

## 新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的 (本文省略) (解説) この施行指針において<u>法</u>等とは、主に次のものをいう。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 適用範囲 この施行指針は、<u>管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定工事業業者」という。)</u>に適用する。ただし、<u>災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項および次項において同じ。)</u>又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、その指定工事業業者にも適用する。(法第3条第5項および第16条の2第1項) <u>(条例第9条第1項および第2項)(条例第9条の2第1項)</u></p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 工事の種類 工事の種類は新設、改造、修繕、または撤去の工事である。(条例第9条) <u>工事の種類(詳細)は解説による。</u> (解説) 工事の種類<u>(詳細)</u>は、次のとおりとする。 1 新設工事とは、水道<u>加入権利</u>のない土地または家屋等に新たに給水装置を設置するものである。 2～6 (略) 7 (本文略) (1)～(2) (略) (3) 3m以内のメーター移動工事(管種・管径・<u>経路</u>を変えないこと。)<u>なお、メーターの設置位置が道路境界より1.5m以上となる場合は誓約書を提出すること。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的 (本文省略) (解説) この施行指針において<u>条例</u>等とは、主に次のものをいう。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 適用範囲 この施行指針は、<u>秋田市指定給水装置工事業業者(以下「指定工事業業者」という。)</u>が行う工事について適用する。(法第16条の2第1項)(<u>条例第9条の2第1項</u>)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 工事の種類 工事の種類は新設、改造、修繕、または撤去の工事である。(条例第9条) (解説) 工事の種類は、次のとおりとする。 1 新設工事とは、水道のない土地または家屋に新たに給水装置を設置するものである。 2～6 (略) 7 (本文略) (1)～(2) (略) (3) 3m以内のメーター移動工事(管種・管径を変えないこと。)</p>

工事完成後にメーター移動届（様式第1号）および平面図（A3）を提出すること。

8 その他、消火栓設置工事等である。

#### 第6節（略）

#### 第7節 指定給水装置工事事業者制度

工事を行う者は、「第3節 適用範囲」に記載する指定工事事業者でなければならない。（法第3条第5項および16条の2第1項）（条例第9条第1項および第2項）（条例第9条の2第1項）

（解説）

1 管理者は、法第16条の2第1項の指定の申請をした者が、法第25条の3で規定する指定の基準に適合していると認めるときは、指定しなければならない。（様式第2号、第3号、第4号）

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定工事事業者の施行した工事に係るものでないときは給水停止ができる。

（法第16条の2第3項、条例第7条第1項、条例第18条第1項、条例第38条第1項第2号）

※ 条例第7条第1項および18条第1項に基づき、給水装置の新設等（給水契約含む）の申込みは管理者の承認を受けていない場合、条例第38条に基づき給水停止の対象となる。

3 指定工事事業者以外でも施行できる工事は、法第16条の2第3項および施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更で、単独水栓の取替えおよび補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

#### 第8節 指定工事事業者の事業運営の基準等

##### 1 事業の基準

指定工事事業者は、次に定める給水装置工事事業者の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事事業者の運営に努めなければならない。

（1）～（6）（略）

##### 2 違反行為等への処分

指定工事事業者に違反行為等があった場合、「秋田市指定工事事業者の処分に関する要綱」に基づき、厳

工事完成後にメーター移動届（様式第1号）および平面図（A3）を提出すること。

8 その他とは、消火栓設置工事等である。

#### 第6節（略）

#### 第7節 指定給水装置工事事業者制度

工事を行う者は、管理者の指定を受けた工事事業者でなければならない。（条例第9条の1）

（解説）

1 管理者は、法第16条の2第1項の指定の申請をした者が、法第25条の3で規定する指定の基準に適合していると認めるときは、指定しなければならない。（様式第2号、第3号、第4号）

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定工事事業者の施行した工事に係るものでないときは給水停止ができる。

（法第16条の2第3項、条例第38条第1項第2号）

注）条例第38条第1項第2号によれば、給水装置の新設等（給水契約含む）の申込みは管理者の承認を受けなければならない。

3 指定工事事業者でなくても施行できる工事は、法第16条の2第3項および施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更で、単独水栓の取替えおよび補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

#### 第8節 指定工事事業者の事業運営の基準等

##### 1 事業の基準

指定工事事業者は、次に定める給水装置工事事業者の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事事業者の運営に努めなければならない。

（1）～（6）（略）

##### 2 違反行為等への処分

指定工事事業者に違反行為等があった場合、「秋田市指定工事事業者の処分に関する要綱」に基づき、厳正な処

正な処分を行うことになるため、十分留意しなければならない。

### 3 変更の届出等

指定工事事業者は、指定申請の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止もしくは再開したときは、管理者に届け出なければならない。(様式第5号、第6号)(法第25条の7)

### 4 主任技術者の選任

指定工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に主任技術者を選任しなければならない。(様式第7号)(施行規則第21条第1項)

### 5 個人情報の保護

工事の施工に伴う個人情報は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利・利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(解説)

1 指定工事事業者は、施行規則第36条に規定する事業運営の基準に従って事業を行わなければならない。

2 (略)

3 指定工事事業者が3年間保存しなければならない工事に係る記録については、特に様式の定めはなく、申込書の写しを活用するなど、事務の遂行に最も都合がよい方法で保存すること。

4 指定工事事業者は、法第25条の7に規定する事項に変更があったときは、関係書類を添えて、次の区分により管理者に届け出なければならない。(施行規則第35条)

(1)～(3) (略)

## 第9節 主任技術者の職務と役割

1～2 (略)

(解説)

1 (本文略)

(1)～(6) (略)

(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

分を行うことになるため、十分留意しなければならない。

### 3 変更の届出等

指定工事事業者は、指定申請の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止もしくは再開したときは、管理者に届け出なければならない。(様式第5号、第6号)(法第25条の7)

### 4 主任技術者の選任

指定工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に主任技術者を選任しなければならない。(様式第7号)(施行規則第21条第1項)

### 5 個人情報の保護

工事の施工に伴う個人情報は、個人情報の保護に関する法律および個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利・利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(解説)

1 指定工事事業者は、施行規則第36条に規定する事業運営の基準に従って事業を行わなければならない。

2 (略)

3 指定工事事業者が3年間保存しなければならない工事に係る記録については、特に様式の定めはなく、申込書の写しを活用するなど、事務の遂行に最も都合がよい方法で保存すること。

4 指定工事事業者は、施行規則第36条に規定する事項に変更があったときは、関係書類を添えて、次の区分により管理者に届け出なければならない。(施行規則第35条)

(1)～(3) (略)

## 第9節 主任技術者の職務と役割

1～2 (略)

(解説)

1 (本文略)

(1)～(6) (略)

(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2～3 (略)

<p>2～3 (略)</p> <p>4 主任技術者は、配管工等工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。</p>	<p>4 主任技術者は、配管工等工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。</p>
---	--

## 第2章 指定編

「指定工事業者の手続きについて」

### 新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第2章 指定工事事業者の手続きについて</p> <p>第1節 指定工事事業者の指定等の手続きについて</p> <p>指定工事事業者は、<u>法第25条</u>の2第1項により指定の申請を行い、指定に当たっては法第25条の3で規定する指定の基準を満たす者でなければならない。</p> <p>なお、令和元年10月1日より水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、有効期間を5年とする指定の更新制度が導入されたことから、更新手続きが必要となっている。</p> <p>第2節 指定等の手続きの内容</p> <p>指定工事事業者の指定、更新および再開の手続きは以下のとおりとする。</p> <pre> graph TD     A[指定給水装置工事事業者申請者] --&gt; B[申請書提出 新規の場合：様式第2、3、4号 更新の場合：様式第2、3、4、75号 再開の場合：様式第6号（廃止、休止も同様式） 指定および更新手数料納付（再開の場合は不要）]     B --&gt; C[主任技術者の選任 2週間以内で選任すること。（同時申請可能） （様式第7号）]     C --&gt; D[書類審査]     D --&gt; E[指定工事事業者認定]     E --&gt; F[事業者証発行]     F --&gt; G[指定工事事業者指定完了]     G --&gt; H[告示]     B -- 書類不備 --&gt; I[書類訂正]     I --&gt; A     C -- 書類不備 --&gt; I     </pre> <p>第3節 申請手順</p> <p>指定工事事業者の指定を受けるためには、下記の手順により申請書等に記入し、さらに主任技術者を選任しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 主な添付書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)～(3) (略)</li> <li>(4) <u>雇用保険被保険者資格取得確認等通知書、源泉徴収簿その他の主任技術者の選任の証明となる書</u></li> </ol> </li> </ol>	<p>第2章 指定工事事業者の手続きについて</p> <p>第1節 指定工事事業者の指定等の手続きについて</p> <p>指定工事事業者は、<u>法第16条</u>の2第1項により指定の申請を行い、指定に当たっては法第25条の3で規定する指定の基準を満たす者でなければならない。</p> <p>なお、令和元年10月1日より水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、有効期間5年の指定の更新制度が導入され、更新手続きが必要となる。</p> <p>第2節 指定等の手続きの内容</p> <p>指定工事事業者の指定、更新および再開の手続きは以下のとおりとする。</p> <pre> graph TD     A[指定給水装置工事事業者申請者] --&gt; B[申請書提出 新規の場合：様式第2、3、4号 更新の場合：様式第2、3、4、75号 再開の場合：様式第6号（廃止、休止も同様式） 指定および更新手数料納付（再開の場合は不要）]     B --&gt; C[主任技術者の選任 2週間以内で選任すること。（同時申請可能） （様式第7号）]     C --&gt; D[書類審査]     D --&gt; E[指定工事事業者認定]     E --&gt; F[事業者証発行]     F --&gt; G[指定工事事業者指定完了]     G --&gt; H[告示]     B -- 書類不備 --&gt; I[書類訂正]     I --&gt; A     C -- 書類不備 --&gt; I     </pre> <p>第3節 申請手順</p> <p>指定工事事業者の指定を受けるためには、下記の手順により申請書等に記入し、さらに主任技術者を選任しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 主な添付書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)～(3) (略)</li> <li>(4) <u>外部研修の受講実施履歴等および配管技能の資格を証明する資格者等の写し（指定更新のみ）</u></li> </ol> </li> </ol>

類1部

(5) 外部研修の受講実施履歴等および配管技能の資格を証明する資格者等の写し（指定更新のみ） 1部

第4節 指定工事事業者の指定事項の変更および廃止等の手続について

指定工事事業者は、下記の事由が発生した場合、法第25条の7に基づき施行規則第34条および同規則第35条の定めるところにより、速やかに上下水道局に届出なければならない。また、主任技術者に異動事由が発生した場合は、法第25条の4第1項および第2項により、選任又は解任を届出なければならない。

(1)～(3) (略)

第5節 指定工事事業者の更新手続について

法第16条の2第1項の指定は、法第25条の3の2に基づき、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うことから、更新申請が必要となる。

なお、指定の更新に当たっては、新規登録申請時の必要書類等に加えて、更新時確認書（様式第75号）を提出すること。

更新の申請が行われないまま5年の期間を経過した場合は、廃止の届出がなくとも、その効力を失う。

(解説)

1 (略)

2 指定工事事業者の廃止・休止・再開は、指定工事事業者廃止・休止・再開届出書を提出すること。

第4節 指定工事事業者の指定事項の変更および廃止等の手続について

指定工事事業者は、法第25条の7により下記の事由が発生した場合、施行規則第34条の定めるところにより、速やかに上下水道局に届出なければならない。また、主任技術者に異動事由が発生した場合は、法第25条の4第1項および第2項により、選任又は解任を届出なければならない。

(1)～(3) (略)

第5節 指定工事事業者の更新手続について

法第16条の2第1項の指定は、法第25条の3の2に基づき、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うことから、更新申請が必要となる。

また、初回の更新時期については、法令および政令の規定に基づき、従前の制度での指定を受けた日によって、更新までの指定の有効期間が異なるため、下表の該当する期間内に手続しなければならない。

なお、指定の更新に当たっては、新規登録申請時の必要書類等に加えて、更新時確認書（様式第75号）を提出すること。

更新の申請が行われないまま5年の期間を経過した場合は、廃止の届出がなくとも、その効力を失う。

秋田市上下水道局から指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日
令和元年10月1日以降	指定日から5年を超えない日

(解説)

1 (略)

2 指定工事事業者の廃止・休止・再開は、指定工事事業者廃止・休止・再開届出書を提出すること。

(記載例5) 様式第6号

3 指定工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任・解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届を提出すること。(記載例4)様式第7号

4 (略)

5 更新時確認書について、指定工事事業者又は主任技術者が講習会や研修会へ参加していないほか、技能を有する者が不在の場合でも、その更新を妨げるものではない。

6 (略)

第6節 指定工事事業者の事業者証の再交付について

指定工事事業者は、施行規程第8条の1第5項により、事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(記載例1様式第2号)

(記載例1) 様式第2号

指定給水装置工事事業者指定申請書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名又は名称 ○○水道(株)  
住 所 〒(〇〇〇-〇〇〇〇)  
秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇  
フリガナ スイドウ タロウ  
代表者氏名 水道 太郎  
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ	フリガナ
氏	氏
スイドウ イチロウ	
水道 一郎	
スイドウ ジロウ	
水道 二郎	
事業の範囲 秋田市 給水装置工事 ② 管工事 ③ 水道施設工事	
機械器具の名称、性能及び数量 別表のとおり	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。  
①法人の場合、役員の名簿のみを記入すること(役員名簿不備)。なお、個人の場合、記入不要。  
②個人の場合、「給水装置工事」と記入すること。  
③個人の場合、定款、定款簿原本に記載されている「管工事」又は「水道施設工事」等と記入すること。

(表面)

(記載例5) 様式第6号

3 指定工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任・解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届を提出すること。(記載例4)様式第7号

4 (略)

5 更新時確認書について、指定事業者又は主任技術者が講習会や研修会へ参加していないほか、技能を有する者が不在の場合、その更新を妨げるものではない。

6 (略)

第6節 指定工事事業者の事業者証の再交付について

指定工事事業者は、施行規程第8条の1第4項により、事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(記載例1様式第2号)

(記載例1) 様式第2号

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

申請者 氏名又は名称 ○○水道(株)  
住 所 〒(〇〇〇-〇〇〇〇)  
秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号  
フリガナ スイドウ タロウ  
代表者氏名 水道 太郎  
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
氏	氏
水道 一郎	
水道 二郎	
事業の範囲	給水装置工事 ② 管工事 ③ 水道施設工事

補綴記号の名称、性能及び数量 別表のとおり  
(1)法人の場合、役員の名簿のみを記入すること(役員名簿不備)。なお、個人の場合、記入不要。  
(2)個人の場合、「給水装置工事」と記入すること。  
(3)個人の場合、定款、定款簿原本に記載されている「管工事」又は「水道施設工事」等と記入すること。

(裏 面)

当該給水装置で給水装置工事の事業を行う事業者の名称	秋田 水道 (株)
事業所(事務所)の所在地	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
注)事業所で使用されることとなる給水装置工事主任技術者の姓名	給水装置工事主任技術者名簿の添付書と
水道 一郎	男 〇〇 才
水道 二郎	男 〇〇 才

(注) 添付の添付書と照合できるもの名簿を作成してください。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	〇〇水道(株)
上記事業所の所在地	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道 三郎	第 〇〇〇〇〇〇 号
水道 四郎	第 〇〇〇〇〇〇 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号
	第 号

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。  
 ※ 免状の交付番号が確認できるものを貼付すること。  
 ※ 漢字・押印の間違い、それに伴う訂正印等なるべくないように注意すること。

(裏面)

(記載例2) ~ (記載例4) (略)  
 (記載例5)

(記載例5) 様式第6号

指定給水装置工事事業者 **廃止** 届出書  
 休止  
 再開

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

届出者 業 者 コー ド 〇 〇 〇  
 指定工事業者 〇 〇 水 道 (株)  
 代 表 者 水 道 太 郎  
 電 話 番 号 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

**廃止**  
 水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の 休 止 を届出します。  
 再 開

フリガナ 氏名又は名称	〇〇 スイドウ カブシキガイシャ 〇〇 水 道 株 式 会 社
住 所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 水 道 太 郎
<b>廃止</b> ・休止・再開 の 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
<b>廃止</b> ・休止・再開 の 理 由	廃業のため

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(記載例6) ~ (記載例7) (略)

(記載例2) ~ (記載例4) (略)  
 (記載例5)

(記載例5) 様式第6号

指定給水装置工事事業者 **廃止**・休止・再開 届出書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出者 業 者 コー ド 〇 〇 〇  
 指定工事業者 〇 〇 水 道 (株)  
 代 表 者 水 道 太 郎  
 電 話 番 号 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の **廃止**・休止・再開 を届出します。

フリガナ 氏名又は名称	〇〇 スイドウ カブシキガイシャ 〇〇 水 道 株 式 会 社
住 所	秋田市川尻〇〇町〇〇番〇〇号
フリガナ 代表者の氏名	スイドウ タロウ 水 道 太 郎
<b>廃止</b> ・休止・再開 の 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
<b>廃止</b> ・休止・再開 の 理 由	廃業のため

(記載例6) ~ (記載例7) (略)

(記載例 8)

(記載例 8) 様式第 75 号

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

〇〇年〇〇月〇〇日
住所 〇〇〇〇〇〇△番△号
指定工事業者 〇〇水道(株)
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績 (過去 5 年以内)

Form with fields for training records, including dates and public disclosure status. Includes a note: ※本市又は(公社)日本水道協会秋田県支部が指定給水装置工事事業者を対象とした説明会や研修会のうち、過去 5 年以内の受講実績を記入。

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

Form detailing business hours, services, and public disclosure status. Includes a note: ※公表には、本市ホームページ等への掲載を含む。 ※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届出ください。

(記載例 8) 様式第 75 号

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績 (過去 5 年以内)

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。なお、自社内研修の場合は添付不要です。

Table with 3 columns: 受講者名(非公表), 研修会名、実施団体, 受講年月日. Includes handwritten notes: 氏名は非公表です。 e-ラーニングを実施した場合、受講修了時に修了年月日が画面に表示されますので、その画面を印刷したものを添付してください。

※水道法施行規則第 36 条

水道法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする (以下抜粋)。

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(注) 受講証明書がある場合は、給水装置工事主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の研修受講証明書などの写しを添付してください。

(記載例 8)

(記載例 8) 様式第 75 号

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

〇〇年〇〇月〇〇日
住所 〇〇〇〇〇〇△番△号
指定工事業者 〇〇水道(株)
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績 (過去 5 年以内)

Form with fields for training records, including dates and public disclosure status. Includes a note: ※本市又は(公社)日本水道協会秋田県支部が指定給水装置工事事業者を対象とした説明会や研修会のうち、過去 5 年以内の受講実績を記入。

※本市又は(公社)日本水道協会秋田県支部が指定給水装置工事事業者を対象とした説明会や研修会のうち、過去 5 年以内の受講実績を記入。

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

Form detailing business hours, services, and public disclosure status. Includes a note: ※公表には、本市ホームページ等への掲載を含む。 ※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届出ください。

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含む。
※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届出ください。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績 (過去 5 年以内)

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。なお、自社内研修の場合は添付不要です。

Table with 3 columns: 受講者名(非公表), 研修会名、実施団体, 受講年月日. Includes handwritten notes: 氏名は非公表です。 e-ラーニングを実施した場合、受講修了時に修了年月日が画面に表示されますので、その画面を印刷したものを添付してください。

※水道法施行規則第 36 条

水道法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする (以下抜粋)。

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(注) 受講証明書がある場合は、給水装置工事主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の研修受講証明書などの写しを添付してください。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

過去1年以内の実績がない場合は、直近の状況を記載してください。  
配水管からの分岐から水道メーターの工事を施行しない場合は、ページ下段にある□に✓を付けてください。

技能を有する者の氏名 (非公表)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有するか(○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等		
○○ ○○	○	○	一級技能検定合格者	
△△△ △	○	○	給水装置工事配管技能検定合格者	
□ □□□	×			
上記内容の公表について ( 可 ・ 否 )				

※水道法施行規則第36条  
水道法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事業の事業に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当なし

(注) 法第25条の8および法施行規則第36条の2号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が保有している資格証などの写し(国家資格合格証書や修了証書、その他技能者証など)を添付してください。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

過去1年以内の実績がない場合は、直近の状況を記載してください。  
配水管からの分岐から水道メーターの工事を施行しない場合は、ページ下段にある□に✓を付けてください。

技能を有する者の氏名 (非公表)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有するか(○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等		
○○ ○○	○	○	一級技能検定合格者	
△△△ △	○	○	給水装置工事配管技能検定合格者	
□ □□□	×			
上記内容の公表について ( 可 ・ 否 )				

※水道法施行規則第36条  
水道法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事業の事業に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当なし

(注) 法第25条の8および法施行規則第36条の2号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が保有している資格証などの写し(国家資格合格証書や修了証書、その他技能者証など)を添付してください。

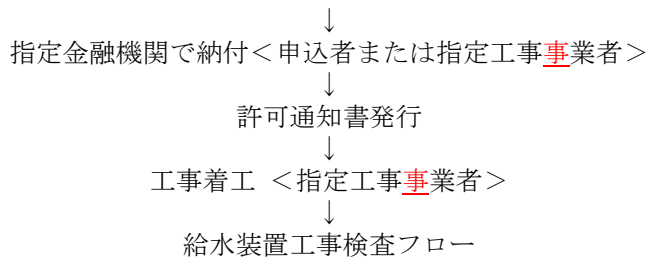
## 第3章 申請編

「給水装置工事の申請について」

### 新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第3章 給水装置工事の申請について</p> <p>第1節 工事申込み</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市納付金の納入</p> <p>工事の申込みをしようとする者は、<u>条例で</u>定める市納付金を納めなければならない。<u>(条例第33条の2、第33条の2第2項、第34条、第34条第2項)</u></p> <p>(解説)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関係書類とは、工事設計図、位置図および給排水工事情報カード等をいう。なお、<u>工事</u>設計図は2部、位置図は1部添付すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 他人の土地(私道含む。)および建築物に給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書を添付すること。(様式第9号)なお、局が必要と認める場合は、公図および土地登記簿(3ヶ月以内のもの)等の写しを添付しなければならない。<u>(条例第7条第2項、施行規程第3条)</u></p> <p>7 他人の給水装置から分岐するときは、給水装置所有者の同意書を添付すること。<u>(条例第7条第2項、施行規程第3条)</u></p> <p>8 (略)</p> <p>第2節 給水装置工事申込み概要</p> <p>給水装置工事申込み手続きについては下記のとおりとする。</p> <pre>             graph TD             A[工事申込者(依頼人)] --&gt; B[指定工事事業者選択(契約)]             B --&gt; C[事前調査]             C --&gt; D[工事申込み (水洗化のみメールによる申込可)]             D --&gt; E[工事受付]             E --&gt; F[道路占用フロー 審査決裁(設計変更含む)]             F --&gt; G[明細書発行(再審査、追加手数料)]             G --&gt; H[納付書発行]             </pre>	<p>第3章 給水装置工事の申請について</p> <p>第1節 工事申込み</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市納付金の納入</p> <p>工事の申込みをしようとする者は、<u>別に</u>定める市納付金を納めなければならない。(条例第33条の2第2項、第34条第2項)</p> <p>(解説)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関係書類とは、工事設計図、位置図および給排水工事情報カード等をいう。なお、設計図は2部、位置図は1部添付すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 他人の土地(私道含む。)および建築物に給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書を添付すること。(様式第9号)なお、局が必要と認める場合は、公図および土地登記簿(3ヶ月以内のもの)等の写しを添付しなければならない。(施行規程第3条)</p> <p>7 他人の給水装置から分岐するときは、給水装置所有者の同意書を添付すること。(施行規程第3条)</p> <p>8 (略)</p> <p>第2節 給水装置工事申込み概要</p> <p>給水装置工事申込み手続きについては下記のとおりとする。</p> <pre>             graph TD             A[工事申込者(依頼人)] --&gt; B[指定工事事業者選択(契約)]             B --&gt; C[事前調査]             C --&gt; D[工事申込み]             D --&gt; E[工事受付]             E --&gt; F[道路占用フロー 審査決裁(設計変更含む)]             F --&gt; G[明細書発行(再審査、追加手数料)]             G --&gt; H[納付書発行]             </pre>



### 第3節 関係書類

(本文略)

1～2 (略)

3 注意事項

原則として審査、検査手数料の納付は納入通知書を発行した日の翌日(土曜日・日曜日・祝日を除く)から七日以内とする。

第4節 (略)

### 第5節 変更の申込み

1 (略)

2 工事施工者の変更

指定工事事業者を変更するときは、給水装置(施設)工事施工者変更届に必要な事項を記入し、速やかに届け出なければならない。(様式第13号)

3 (略)

(解説)

1 工事において設計を変更しようとするときは、給水装置工事を一時中止し、条例第9条第2項(給水装置工事を施工するときは、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。)の設計審査を受けなければならない。

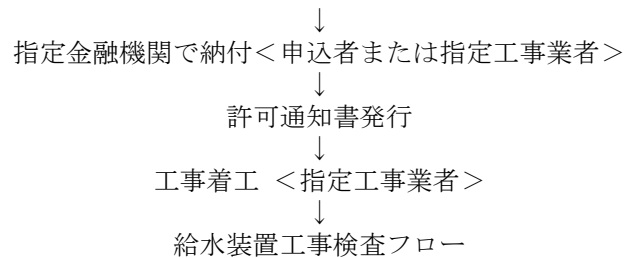
2 次の場合は、設計変更の対象とする。

(1)～(2) (略)

(3) その他管理者が必要と認めた場合  
ただし、市納付金の変更を伴わない軽微な変更については、協議により行うことができる。

3～5 (略)

6 変更に伴う市納付金の還付は、申込者の口座情報等について記載する。(金融機関名、本・支店名、口座種類、口座番号、口座名義、ふりがな) ただし、諸事情により市納付金を申込者以外の者が立替えて納付している場合は、立替えた者の口座情報等を記載す



### 第3節 関係書類

(本文略)

1～2 (略)

3 注意事項

原則として審査、検査手数料の納付は給水装置工事の申込を受理した日の翌日(土・日・祝日を除く)から一週間以内とする。

第4節 (略)

### 第5節 変更の申込み

1 (略)

2 工事施工者の変更

指定工事業者を変更するときは、給水装置(施設)工事施工者変更届に必要な事項を記入し、速やかに届け出なければならない。(様式第13号)

3 (略)

(解説)

1 工事において設計を変更しようとするときは、給水装置工事を一時中止し、第9条第2項(給水装置工事を施工するときは、あらかじめ管理者の設計審査を受けなければならない。)の設計審査を受けなければならない。

2 次の場合は、設計変更の対象とする。

(1)～(2) (略)

(3) その他管理者が必要と認めた場合  
ただし、軽微な変更については、協議により行うことができる。

3～5 (略)

6 変更に伴う市納付金の還付は、申込者の口座情報等について記載する。(金融機関名、本・支店名、口座種類、口座番号、口座名義、ふりがな) (様式第68号)

る。 (様式第 68 号)

#### 第 6 節 メーター取付等の手続き

(1) ～ (3) (略)

(解説)

1 (略)

2 一栓工事とは、工事申込み後、工事用水として給水装置（給水栓一栓）を設置する工事をいう。（工事用一栓申込み手順(P39)を参照すること）

#### 第 7 節 市納付金

1 水道加入金

給水装置の新設又は改造を行おうとする者は、メーター口径に応じた水道加入金（以下「加入金」という）と手数料を納入通知書を納入すること。なお、納付は納入通知書を発行した日の翌日（土曜日・日曜日・祝日を除く）から七日以内とする。（条例第 33 条の 2 第

2 項、第 34 条第 2 項）

2 (略)

(解説)

1 ～ 5 (略)

6 水道加入金は給水管を撤去し使用しなくなった場合、または減径による差額が生じる場合等でも還付しない。

給水装置工事市納付金一覧表 (表略)

(記載例 9) (略)

#### 第 6 節 メーター取付等の手続き

(1) ～ (3) (略)

(解説)

1 (略)

2 一栓工事とは、工事申込み後、工事用水として給水装置（給水栓一栓）を設置する工事をいう。（工事用一栓の申込み手順(P39)を参照すること）

#### 第 7 節 市納付金

1 水道加入金

給水装置の新設又は改造を行おうとする者は、メーター口径に応じた水道加入金（以下「加入金」という）と手数料を納入すること。（条例第 33 条の 2 第 2 項、第 34 条第 2 項）

2 (略)

(解説)

1 ～ 5 (略)

給水装置工事市納付金一覧表 (表略)

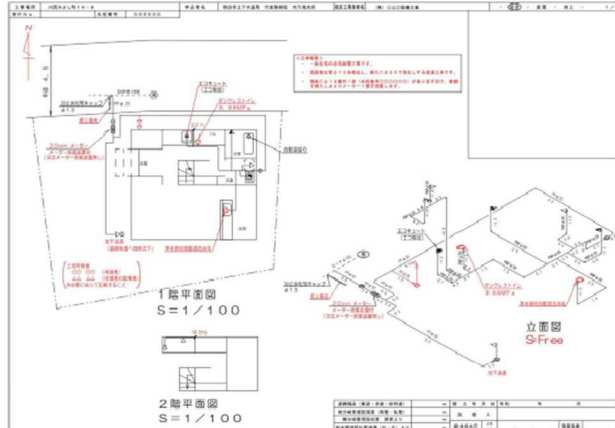
(記載例 9) (略)

(記載例 10-1)

(記載例 10-1)

### 給水装置工事設計図

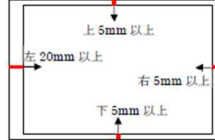
※ 工事申込時に添付する設計図です。下記の注意事項を基本として作成すること。



#### ※ 注意事項

- ① 用紙サイズはA3判を基本とする。
- ② 長さはm表示、管口径はmm表示とする。
- ③ 方位は原則北を上とする。
- ④ 被分岐管の管種・口径は正確に調査し表示する。
- ⑤ 既設取水管を使用する場合は、水の出を確認し明記する。
- ⑥ 平面図は1/100とし、位置図は1/1,500を基本とする。
- ⑦ 申込時、立面図を省略する場合は、宅内配管の管種・口径を明記する。
- ⑧ 特殊器具を設置する場合は、器具の名称を記載し、トイレが特殊器具の場合は設計水圧を記載する。
- ⑨ 申請者と土地所有者が異なる場合、土地に共有者がいる場合は、1階平面図の対象敷地内に土地所有者を申請者との続柄を併記して記載する。(余白不足で敷地内に記載できない場合は敷地近傍に記載でも可。)
- ⑩ 設計図の2枚目以降は、水栓番号の記載枠および右下の枠(道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管理設位置境界、竣工年月日、立合人、給水栓水圧、残塩濃度)の記載を削除する。

⑩以下のとおり余白を取ること。

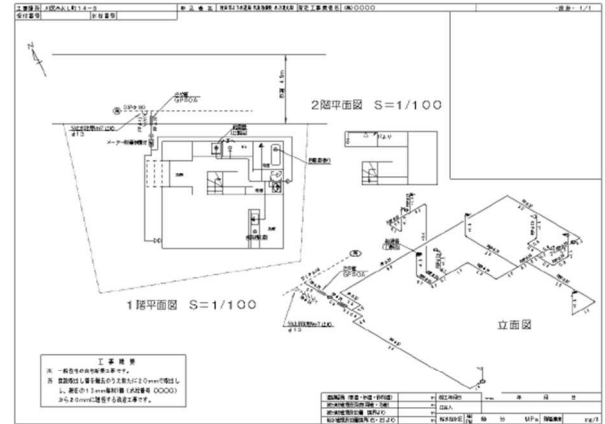


(記載例 10-1)

(記載例 10-1)

### 給水装置工事設計図

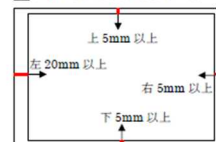
※ 工事申込時に添付する設計図です。下記の注意事項を基本として作成すること。



#### ※ 注意事項

- ① 用紙サイズはA3判とする。
- ② 長さはm表示、管口径はmm表示とする。
- ③ 方位は北を上とする。
- ④ 被分岐管の管種・口径は正確に調査し表示する。
- ⑤ 既設取水管を使用する場合は、水の出を確認し明記する。
- ⑥ 平面図は1/100とし、位置図は1/1,500とする。
- ⑦ 申込時、立面図を省略する場合は、宅内配管の管種・口径を明記する。
- ⑧ 設計図の2枚目以降は、水栓番号の記載枠および右下の枠(道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管理設位置境界、竣工年月日、立合人、給水栓水圧、残塩濃度)の記載を削除する。

⑩以下のとおり余白を取ること。



(記載例 10-2)



(記載例 11) (略)

(記載例 10-2)



(記載例 11) (略)

(記載例 12)

(記載例12)様式第62号

材料基準適合確認書  
(設計・変更・竣工)

(宛先)秋田市上下水道事業管理者

工事場所 : 山王丁目〇〇-〇〇  
申込者名 : 水道太郎

Table with 7 columns: 材料名, メーカー名, 口径, 型式, 認証機関・番号, 確認方法, 備考. Contains 5 rows of pipe specifications.

Table with 7 columns: 材料名, メーカー名, 口径, 型式, 認証機関・番号, 確認方法, 備考. Contains 5 rows of pipe specifications.

※メーター下流については設計、変更時、使用材料の記載不要。  
ただし、メーター下流の表一行目に  
「メーター下流の使用材料については、性能基準適合品を使用」と記入すること。  
※竣工時は全ての使用材料を記入すること。

※自己認証品については、基準者令に定める性能基準を満たすことを示す試験証明書と、製品品質の安定性を示す証明書 (ISO9000シリーズの規格への適合証明書等) を添付すること。  
※竣工時はメーター下流側の材料も記載すること。  
受付番号

〇〇年〇〇月〇〇日 指定工事業者名 (株)水道工事設備  
上記のとおり報告します。 主任技術者 水尾 作郎

(記載例 13)

(記載例 13) 様式第 9 号

分岐および土地 (建築物) 使用  
に関する利害関係同意書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住所 秋田市川尻〇〇町〇〇-〇〇  
申込者 氏名 水道太郎

工事場所 秋田市 山王〇丁目 (地番 〇〇-〇〇)

私は、申込者が給水装置 (施設) 工事のために、私所有の

土地・建築物 を使用することを承諾します。  
年 月 日

承諾者 住所  
氏名

(土地地番 秋田市)

土地・建築物 を使用することを承諾します。  
年 月 日

承諾者 住所  
氏名

(土地地番 秋田市)

給水管から分岐することを承諾します。  
〇〇年 〇〇月 〇〇日

承諾者 住所 山王〇丁目 〇〇-〇〇  
氏名 水道 二郎

赤枠内は原則として承諾者が署名

※ 原則として承諾者が署名する

(記載例 12)

(記載例12)様式第62号

材料基準適合確認書  
(設計・変更・竣工)

(宛先)秋田市上下水道事業管理者

工事場所 : 山王丁目〇〇-〇〇  
申込者名 : 水道太郎

Table with 7 columns: 材料名, メーカー名, 口径, 型式, 認証機関・番号, 確認方法, 備考. Contains 5 rows of pipe specifications.

Table with 7 columns: 材料名, メーカー名, 口径, 型式, 認証機関・番号, 確認方法, 備考. Contains 5 rows of pipe specifications.

※自己認証品については、基準者令に定める性能基準を満たすことを示す試験証明書と、製品品質の安定性を示す証明書 (ISO9000シリーズの規格への適合証明書等) を添付すること。

〇〇年〇〇月〇〇日 指定工事業者名 (株)水道工事設備  
上記のとおり報告します。 主任技術者 水尾 作郎

(記載例 13)

(記載例 13) 様式第 9 号

分岐および土地 (家屋) 使用  
に関する利害関係同意書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住所 秋田市川尻〇〇町〇〇-〇〇  
申込者 氏名 水道太郎

工事場所 秋田市 山王〇丁目

私は、申込者が給水装置 (施設) 工事のために、私所有の  
 土地・家屋 を使用することを承諾します。  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

承諾者 住所 秋田市山王〇丁目〇〇-〇〇  
氏名 水道 二郎

土地・家屋 を使用することを承諾します。  
平成 年 月 日

承諾者 住所  
氏名

赤枠内は原則として承諾者が署名

給水管から分岐することを承諾します。  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

承諾者 住所 秋田市山王〇丁目〇〇-〇〇  
氏名 水道 二郎

※ 原則として承諾者が署名する

## 第4章 申請編

「工事台帳・管路情報画面の閲覧・交付」

### 新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第4章 工事台帳・管路情報画面の閲覧・交付</p> <p>第1節 給水装置・排水設備工事台帳および管路情報画面の閲覧ならびに複写交付</p> <p>1 工事台帳の閲覧および複写図の交付申請</p> <p>(1) 給水装置・排水設備工事台帳（以下「台帳」という。）の閲覧および複写の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。閲覧および複写の交付を受けるときは、本人又は委任状持参者の身分を確認できるものを提示しなければならない。</p> <p>ア 給水装置・排水設備所有者本人__⇒ 運転免許証、<u>マイナンバーカード</u>、パスポート等。</p> <p>イ 給水装置・排水設備所有者の委任者 ⇒ 委任状<u>および運転免許証またはマイナンバーカード</u>等。</p> <p>(2) 台帳の閲覧および複写交付を希望する場合は、給水装置・排水設備工事台帳閲覧・複写交付申請書（様式第17号）に必要事項を記入し、給排水課の窓口へ申請すること。なお、給水装置・排水設備所有者から委任を受けたときは、委任状（様式第18号）を提出すること。</p> <p>2 上下水道管路情報の閲覧および複写図の交付申請</p> <p>(1) 複写図には氏名等<u>の個人情報を表示しない</u>。また、参考資料として利用していただく<u>図面である</u>ため、複写図の余白に注意事項を印刷<u>している</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 手続方法</p> <p><u>ア 自由閲覧システムの場合</u></p> <p><u>稼働時間は平日（土日、祝日、年末年始を除く）8時30分～17時00分とし、給排水課に設置している自由閲覧システムにより閲覧および交付を行う。</u></p> <p><u>イ 窓口の場合</u></p> <p><u>17時00分～17時15分の開庁時間内または自由閲覧システムが不具合等で停止している場合は、上下水道管路情報複写図交付申請書（記載例14様式第74号）に必要事項を記入し、窓口へ申請すること。</u></p> <p><u>(4) 図面の複写費はカラー1枚50円（税込）、白黒1枚10円（税込）とし、申込者の負担とする。(3)</u></p>	<p>第4章 工事台帳・管路情報画面の閲覧・交付</p> <p>第1節 給水装置・排水設備工事台帳および管路情報画面の閲覧ならびに複写交付</p> <p>1 工事台帳の閲覧および複写図の交付申請</p> <p>(1) 給水装置・排水設備工事台帳（以下「台帳」という。）の閲覧および複写の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。閲覧および複写の交付を受けるときは、本人又は委任状持参者の身分を確認できるものを提示しなければならない。</p> <p>ア 給水装置・排水設備所有者本人__⇒ 運転免許証、<u>パスポート</u>等。</p> <p>イ 給水装置・排水設備所有者の委任者 ⇒ 委任状、<u>運転免許証、健康保険証等</u>を持参した者。</p> <p>(2) 台帳の閲覧および複写交付を希望する場合は、給水装置・排水設備工事台帳閲覧・複写交付申請書（<u>記載例14様式第17号P32を参照</u>）に必要事項を記入し、給排水課の窓口へ申請すること。なお、給水装置・排水設備所有者から委任を受けたときは、委任状（様式第18号）を提出すること。</p> <p>2 上下水道管路情報の閲覧および複写図の交付申請</p> <p>(1) 複写図には、<u>個人情報保護の観点から氏名等個人に関する情報は、表示されない</u>。また、参考資料として利用していただく<u>ことを周知するため</u>、複写図の余白に注意事項を印刷<u>する</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 手続方法</p> <p><u>ア 窓口の場合</u></p> <p><u>(ア) 上下水道管路情報(マッピング画面)複写図の閲覧および交付を希望する場合は、給排水課の窓口にて備え付けの上下水道管路情報複写図交付申請書に必要事項を記入し、申請すること。</u></p> <p><u>(イ) 図面の複写費は、カラー1枚50円（税込）、白黒1枚10円（税込）とし、申込者の負担とする。申込者は、給排水課で発行した納入通知書によりお客様センターで納入すること。</u></p>

手続方法のアの場合は、自由閲覧システム付属の課金機により納入し、イの場合は給排水課で発行した納入通知書により、お客様センターで納入すること。

(記載例 14) 様式第 74 号

(図略)

イ 自由閲覧システムの場合

(ア) 自由閲覧システムにより複写図の閲覧および交付を希望する場合は、給排水課に設置している自由閲覧システムにより行うものとする。


(イ) 図面の複写費は、カラー 1 枚 50 円 (税込)、白黒 1 枚 10 円 (税込) とし、申込者の負担により自由閲覧システム付属の課金機により納入すること。

(記載例 14) 様式第 17 号

(図略)

第5章 申請編  
「せん孔・分岐」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第5章 せん孔・分岐</p> <p>第1節 分岐等の申込み手順</p> <p>指定工事業者は、分岐等の工事着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。</p> <p>(解説)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 添付書類等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 地下埋設物確認書の写し1部</p> <p><u>※様式は下の二次元バーコードからダウンロードすること。</u></p>  <p><u>秋田市上下水道局HP「地下埋設物確認」</u> <u>(URL <a href="https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008343.html">https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008343.html</a>)</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 注意事項</p> <p>断水を伴う場合は、<u>工事許可通知書発行時に検査員と協議</u>しなければならない。</p>	<p>第5章 せん孔・分岐</p> <p>第1節 分岐等の申込み手順</p> <p>指定工事業者は、分岐等の工事着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。</p> <p>(解説)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 添付書類等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 地下埋設物確認書の写し1部 <u>(記載例 17 P36)</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 注意事項</p> <p>断水を伴う場合は、<u>事前に協議</u>しなければならない。</p>

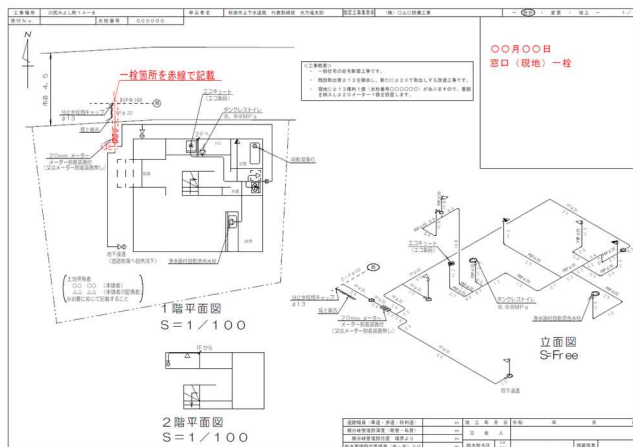
第6章 申請編  
「工事用一栓の申請」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行																																																					
<p>第6章 工事中一栓の申請</p> <p>第1節 工事中一栓の申込み手順</p> <p>指定工事業者は、工事中一栓の工事着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。</p> <p>(解説)</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 報告</b></p> <p><u>窓口一栓工事を行った場合は当日中に速やかに一栓工事報告書を提出しなければならない。提出方法は持参又は電子メールとする。電子メールで提出する場合は指定のEメールアドレス宛とし、報告書のPDFファイルを添付するものとする。Eメールアドレスについては給排水課へ確認すること。</u></p> <p><u>(記載例 18-2) 様式第 16 号 P39</u></p> <p><b>4 注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・即日にメーターを取り付けすること。また、既設メーターは速やかに返却すること。</li> <li>・<u>一栓工事報告書の提出が 15 時以降となる場合は連絡をすること。</u></li> </ul> <p>窓口一栓基準 (略)</p> <p>(記載例 18-1) 様式第 15 号</p> <p><u>(記載例 18-2) 様式第 16 号</u></p> <p style="text-align: right; font-size: small;">(記載例 18-2) 様式第 16 号</p> <div style="text-align: center;"> <p>一 栓 工 事 報 告 書</p> <p>(宛先) 秋田市上下水道事業管理者</p> <p>△△年××月××日に一栓工事を行い、現地のメーターの設置状況は次のとおりですので報告します。</p> <p>指定工事業者 (株) ○○工業</p> <p>主任技術者 水道 太郎</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>受付番号</td> <td>○○○○-○○○○</td> <td>申込者</td> <td>水道 太郎</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="3">秋田市 川尻みよし町 14-8</td> </tr> <tr> <td>交付日</td> <td colspan="3">△△年××月××日</td> </tr> <tr> <td>取付日</td> <td colspan="3">△△年××月××日</td> </tr> <tr> <td>設 置 メーター</td> <td>口 径 ○○mm</td> <td>番 号 ○○-○○○○</td> <td>名 称 金 門 愛 知 リコー 東 洋 東 光 明 治 H. J. 阪 神</td> </tr> <tr> <td colspan="2">検 査 項 目 及 び 検 査 内 容</td> <td colspan="2">検 査 結 果</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">メーター</td> <td>逆付けがなく水平に設置されているか</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>メーター検針・取替、止水栓の操作に支障はないか</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>メーターに異物が混入していないか</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>全ての給水用具が、メーターを経由しているか</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>社 水 量</td> <td colspan="3">給水栓の社水量は適切か</td> </tr> <tr> <td>給水栓圧</td> <td>AM 四</td> <td>○時 ○分</td> <td>0. △△ MPa</td> </tr> <tr> <td>水質確認</td> <td colspan="3">残留塩素濃度 0. ×× mg/L</td> </tr> <tr> <td>承認表示</td> <td colspan="3">給水装置工事承認表示はされているか</td> </tr> </table> <p>※ メーターは、交付日に取り付けをし、工事終了後速やかに提出すること。                  ※ メーターは、上流側を洗管後、向きを間違わないように設置すること。                  ※ メーターは、工事用水のために交付したものであり、竣工後は速やかに検査を受けること。</p> </div>	受付番号	○○○○-○○○○	申込者	水道 太郎	工事場所	秋田市 川尻みよし町 14-8			交付日	△△年××月××日			取付日	△△年××月××日			設 置 メーター	口 径 ○○mm	番 号 ○○-○○○○	名 称 金 門 愛 知 リコー 東 洋 東 光 明 治 H. J. 阪 神	検 査 項 目 及 び 検 査 内 容		検 査 結 果		メーター	逆付けがなく水平に設置されているか	○		メーター検針・取替、止水栓の操作に支障はないか	○		メーターに異物が混入していないか	○		全ての給水用具が、メーターを経由しているか	○		社 水 量	給水栓の社水量は適切か			給水栓圧	AM 四	○時 ○分	0. △△ MPa	水質確認	残留塩素濃度 0. ×× mg/L			承認表示	給水装置工事承認表示はされているか			<p>第6章 工事中一栓の申請</p> <p>第1節 工事中一栓の申込み手順</p> <p>指定工事業者は、工事中一栓の工事着工前に、関係機関に必要な手続きを行わなければならない。</p> <p>(解説)</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 注意事項</b></p> <p>即日にメーターを取り付けすること。また、既設メーターは速やかに返却すること。</p> <p>窓口一栓基準 (略)</p> <p>(記載例 18) 様式第 15 号</p>
受付番号	○○○○-○○○○	申込者	水道 太郎																																																			
工事場所	秋田市 川尻みよし町 14-8																																																					
交付日	△△年××月××日																																																					
取付日	△△年××月××日																																																					
設 置 メーター	口 径 ○○mm	番 号 ○○-○○○○	名 称 金 門 愛 知 リコー 東 洋 東 光 明 治 H. J. 阪 神																																																			
検 査 項 目 及 び 検 査 内 容		検 査 結 果																																																				
メーター	逆付けがなく水平に設置されているか	○																																																				
	メーター検針・取替、止水栓の操作に支障はないか	○																																																				
	メーターに異物が混入していないか	○																																																				
	全ての給水用具が、メーターを経由しているか	○																																																				
社 水 量	給水栓の社水量は適切か																																																					
給水栓圧	AM 四	○時 ○分	0. △△ MPa																																																			
水質確認	残留塩素濃度 0. ×× mg/L																																																					
承認表示	給水装置工事承認表示はされているか																																																					

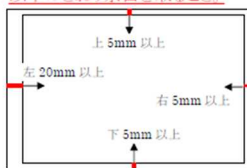
(記載例 19) (略)

(記載例 20)



※ 注意事項

- ① 工事用一栓設置位置および施工箇所を赤く表示すること。
- ② 設置年月日を記入すること。
- ③ 工事用一栓は施行指針を遵守し設置すること。
- ④ 工事用一栓は、固定止水栓より3m以内に給水栓を設置すること。また、3mを超えるものは現地一栓とする。
- ⑤ 以下のとおり余白を取ること。



(記載例 21)

アパート等完成時、入居者がいない場合は完成休止を選択すること。

記載例が朱書き文字を使用しているため、修正箇所は緑文字にて表記 (記載例 21) 様式第 60 号

受付番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	出庫要件	(検査) 工事一栓・せん孔一栓
水栓番号	新規出庫	新規出庫・増設出庫・既設出庫・既設出庫	

**水道メーター取付及び使用開始届**

工事種別	使用状況	口径変更	開栓方法
1. 新設 2. 改修 3. 既設 4. 修正 5. 増設	工事使用 (完成使用)	13 → 20 mm/m	既設開栓 開栓 閉栓 閉栓

届出年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 使用開始年月日 (取付年月日) 〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所 秋田市 川尻みよし町 14番 8号

水道太郎

秋田市川尻みよし町

スイドウ タロウ

水道太郎

秋田市川尻みよし町

スイドウ タロウ

水道太郎

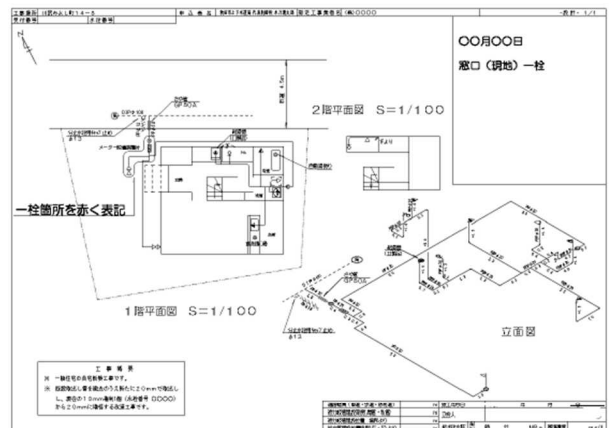
会社名 〇〇水道

担当者名 〇〇〇

(記載例 19) (略)

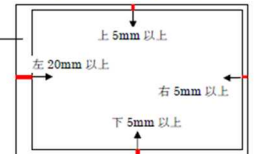
(記載例 20)

給水装置一栓工事申込書に添付する工事用メーター設置図面 (記載例 20)



※ 注意事項

- ① 工事用一栓設置位置および施工箇所を赤く表示すること。
- ② 設置年月日を記入すること。
- ③ 工事用一栓は施行指針を遵守し設置すること。
- ④ 工事用一栓は、固定止水栓より3m以内に給水栓を設置すること。また、3mを超えるものは現地一栓とする。
- ⑤ 設計図の2枚目以降は、水栓番号および右下の枠(道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設置位置、給水管理設置境界、竣工年月日、立合人、給水栓水圧、残塩濃度)を削除する。
- ⑥ 以下のとおり余白を取ること。



(記載例 21)

アパート等完成時、入居者がいない場合は完成休止を選択すること。

(記載例 21) 様式第 60 号

受付番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	出庫要件	(検査) 工事一栓・せん孔一栓
水栓番号	新規出庫	新規出庫・増設出庫・既設出庫・既設出庫	

**水道メーター取付及び使用開始届**

工事種別	使用状況	口径変更	開栓方法
1. 新設 2. 改修 3. 既設 4. 修正 5. 増設	工事使用 (完成使用)	13 → 20 mm/m	既設開栓 開栓 閉栓 閉栓

届出年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 使用開始年月日 (取付年月日) 〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所 秋田市 川尻みよし町 14番 8号

水道太郎

秋田市川尻みよし町

スイドウ タロウ

水道太郎

秋田市川尻みよし町

スイドウ タロウ

水道太郎

会社名 〇〇水道

担当者名 〇〇〇

第7章 申請編  
「 占 用 」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第7章 占用</p> <p>第1節 道路占用許可申請等の手続き</p> <p>指定工事事業者は、給水装置工事の申請が受理された後、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続きについて、<u>以下</u>のとおり行わなければならない。</p> <p>(1) 指定工事事業者は、関係機関へ道路占用又は使用許可申請書に<u>関係書類</u>を添付して申請しなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 占用の申込み手順&lt;道路掘削および埋設に伴う占用(道路使用含む)&gt;</p> <p>ア 手続き</p> <p>「第2節 道路占用許可申請<u>等</u>の流れ」を参照すること。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 上記イ、ウの書類を給排水課窓口へ提出すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 主な道路占用許可申請書等の提出先</p> <p>ア 国道・・国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所秋田国道維持出張所</p> <p>イ 県道・・秋田地域振興局建設部用地課管理班</p> <p>ウ 市道・・秋田市建設総務課占用担当</p> <p>エ 秋田市法定外公共財産・・秋田市建設総務課管理担当/秋田市農地森林整備課<u>農業基盤</u>担当</p> <p>オ 秋田市駅東地区土地区画整理事業区域・・<u>駅東事務所</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 道路占用工事完了届の提出</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 完成写真については、配水管工事標準仕様要領集(<a href="https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html">URL https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html</a>)の「6 工事記録写真撮影要領」を参考に撮影すること。</p> <p>エ 工期変更があった場合は、「給水装置工事申請の竣工予定日延期届出書」のコピーを添付すること。</p> <p><u>(10) 道路占用許可証等の原本および完成図面の提</u></p>	<p>第7章 占用</p> <p>第1節 道路占用許可申請等の手続き</p> <p>指定工事事業者は、給水装置工事の申請が受理された後、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続きについては<u>以下</u>のとおり行わなければならない。</p> <p>(1) 指定工事事業者は、関係機関へ道路占用又は使用許可申請書に<u>関係書類</u>を添付して申請しなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 占用の申込み手順&lt;道路掘削および埋設に伴う占用(道路使用含む)&gt;</p> <p>ア 手続き</p> <p>「第2節 道路占用許可申請の流れ」を参照すること。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 上記イ、ウの書類を給排水課窓口へ<u>申請</u>提出すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 主な道路占用許可申請書等の提出先</p> <p>ア 国道・・国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所秋田国道維持出張所</p> <p>イ 県道・・秋田地域振興局建設部用地課管理班</p> <p>ウ 市道・・秋田市建設総務課占用担当</p> <p>エ 秋田市法定外公共財産・・秋田市建設総務課管理担当/秋田市農地森林整備課担当</p> <p>オ 秋田市駅東地区土地区画整理事業区域・・<u>秋田駅東地区土地区画整理事務所</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 道路占用工事完了届の提出</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 完成写真については、<u>第24章</u>配水管工事標準仕様要領集の「6 工事記録写真撮影要領」を参考に撮影すること。</p> <p>エ 工期変更があった場合は、「給水装置工事申請の竣工予定日延期届出書」のコピーを添付すること。</p>

出

道路占用工事完了届提出時に、次の道路占用許可証等も併せて給排水課へ提出すること。

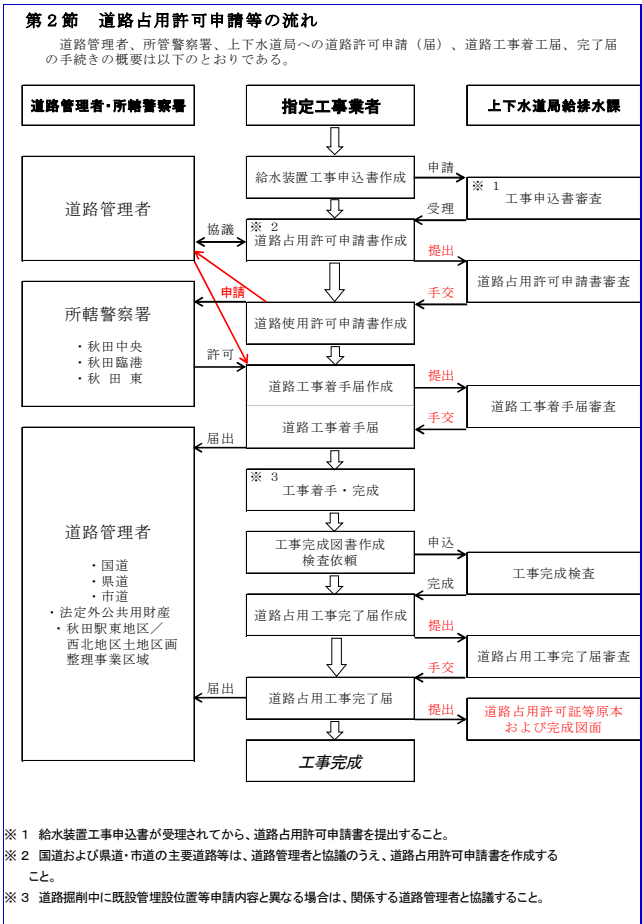
ア 道路占用許可証の原本。

イ 秋田市法定外公共財産については、法定外公共物使用届書（受領印が押印済のもの）の写し。

ウ 上記の許可書等の提出の際は、完成図面の写しも添付すること。

第2節 道路占用許可申請等の流れ

道路管理者、所管警察署、上下水道局への道路許可申請（届）、道路工事着工届、完了届の手続きの概要は以下のとおりである。



第3節 道路占用工事についての指示事項

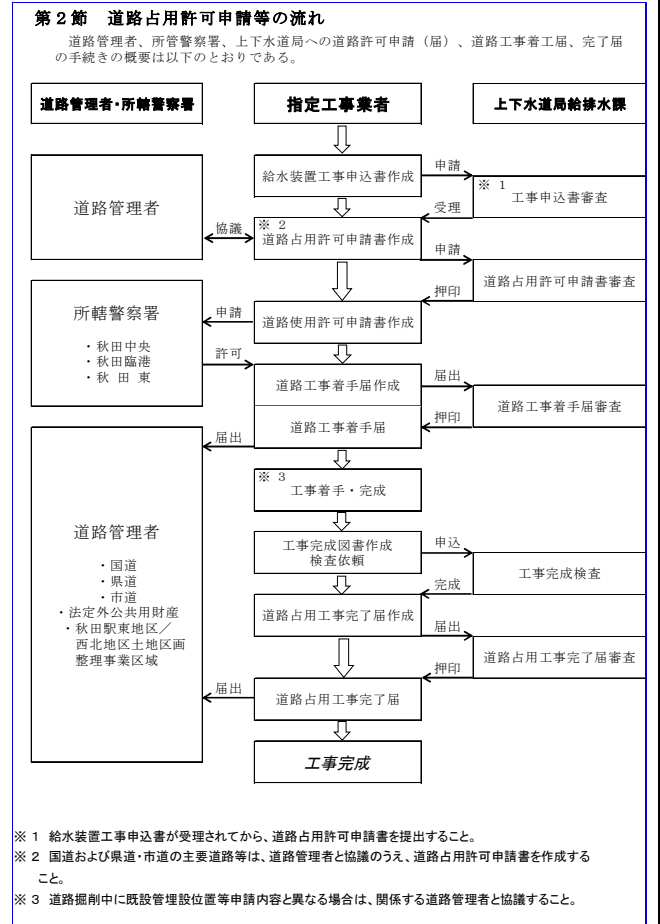
（本文略）

1 道路管理者に提出する書類

工事着工3日前までに「着手届」と道交法77条1項による警察署長の許可の写しを、工事検査終了後は、速やかに「完了届」と現場写真「着工前、工事中

第2節 道路占用許可申請等の流れ

道路管理者、所管警察署、上下水道局への道路許可申請（届）、道路工事着工届、完了届の手続きの概要は以下のとおりである。



第3節 道路占用工事についての指示事項

（本文略）

1 道路管理者に提出する書類

工事着工3日前までに「着手届」と道交法77条1項による警察署長の許可の写しを、工事検査終了後は、速やかに「完了届」と現場写真「着工前、工事中

(埋戻し土、締め固め中)、完了後」および道路占用許可証(条件書含)の写し、平面図の写しを添付し提出すること。

## 2 施工業者の義務

(1) 許可済みの許可標(様式)を現場内に掲げて施工すること。なお、許可標の仕様については以下の通りとする。

ア 文字はペンキ又はペン等を用いて明確に記載すること。

イ 標板は厚さ 15 mm の木板程度以上の強度を有するものを用いること。

※ 標板によりがたい場合は標柱を使用してもよい。

(2) ~ (6) (略)

(7) 工事完了後、当該工事に起因する舗装の不備等が生じた場合は当課および道路管理者に報告し、道路管理者の命に従うこと。

## 3 道路占用工事中の注意事項

1 ~ 2 (略)

### 3 道路占用工事中の注意事項

(1) ~ (3) (略)

(4) 所要の工事作業終了後は、当日中に埋戻すこと。埋戻し土は規格土(山砂)等を使用し、埋戻しの構造は路面復旧標準断面図のとおりとする。また、各使用資材ごとに各層 20 cm 以内で転圧機で(車道は 10 回以上、歩道は 5 回以上)締め固めること。仮復旧における所定の厚さは道路管理者の指示によるが、市道など生活道路の場合は、車道、歩道ともに 3 cm で即時復旧し、本復旧は早急に行うこと。

(5) ~ (7) (略)

(8) 区画線の施工は、秋田県土木工事共通仕様書共通編 3-2-3-9 の規定によるものとする。

## 4 施工業者の責任

(1) 砂利道、舗装道を問わず、本復旧後道路占用掘削に起因して生じた事項は指定工事事業者の責任とする。

(2) 道路管理者が行う道路工事で、給水装置の改造、移設、撤去等を要する場合は、給水装置所有者等が行い、その費用も負担する。なお、道路占用協議および協定等が締結されている物件については、この限

(埋戻し土、締め固め中)、完了後」および道路占用許可証(条件書含)の写し、平面図の写しを添付し提出すること。

## 2 施工業者の義務

(1) 許可済みの許可標(様式)を現場内に掲げて施工すること。

(2) ~ (6) (略)

## 3 道路占用工事中の注意事項

1 ~ 2 (略)

### 3 道路占用工事中の注意事項

(1) ~ (3) (略)

(4) 所要の工事作業終了後は、当日中に埋戻すこと。埋戻し土は規格土(山砂)等を使用し、埋戻しの構造は路面復旧標準断面図のとおりとする。また、各使用資材ごとに各層 20 cm 以内で転圧機で(車道は 10 回以上、歩道は 5 回以上)締め固めること。舗装道路の仮復旧用アスファルト合材で仕上厚 5 cm (車道(B)および歩道は 3 cm) 以上用いて即時路面復旧し本復旧は早急に行うこと。

(5) ~ (7) (略)

(8) 区画線の施工は、秋田県土木工事共通仕様書共通編 3-2-2-9 の規定によるものとする。

## 4 施工業者の責任

(1) 砂利道、舗装道を問わず、本復旧後道路占用掘削に起因して生じた事項は指定工事業者の責任とする。

(2) 道路管理者が行う道路工事で、改築、移設、撤去等を要する場合は、占用者が行い、その費用も負担する。なお、道路占用協議および協定等が締結されている物件については、この限りではない。

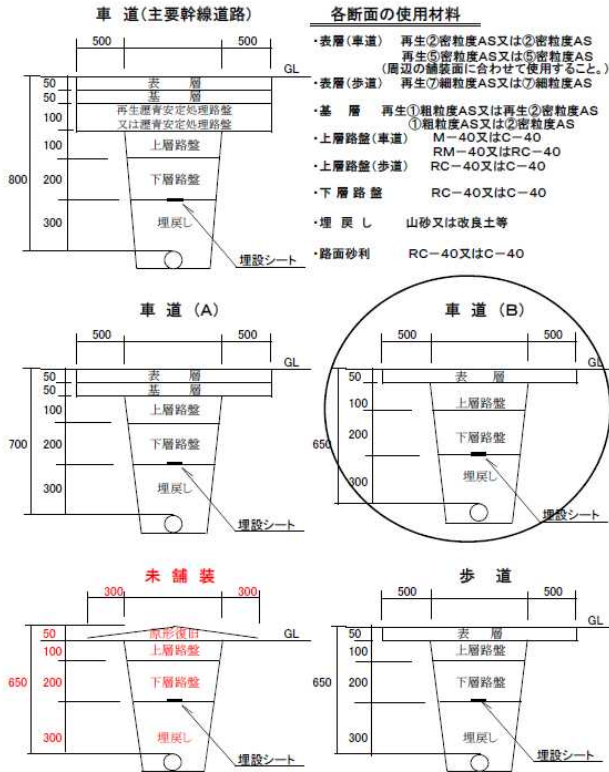


(2) (略)  
 (記載例 22) (略)  
 (記載例 23-1)

路面復旧標準断面図

(記載例23-1)

アスファルト舗装



※融雪施設設置道路、電線共同溝設置道路、改良工事等に伴う舗装全幅新設道路および市道中運本線、市道川尻広面線、市道川尻新築線、市道豊町目吉町線、市道川尻八幡線、ならびに主要幹線道路、車道(A)の大規模工事については、事前に協議すること。

※埋戻しの転圧は20cmごとに1回行うこと。

※覆削した際、申請の舗装厚と異なった場合は、道路管理者に届け出て指示を受けること。

(記載例 23-2~23-4) (略)  
 (記載例 24) (略)

(2) (略)  
 (記載例 22) (略)  
 (記載例 23-1)

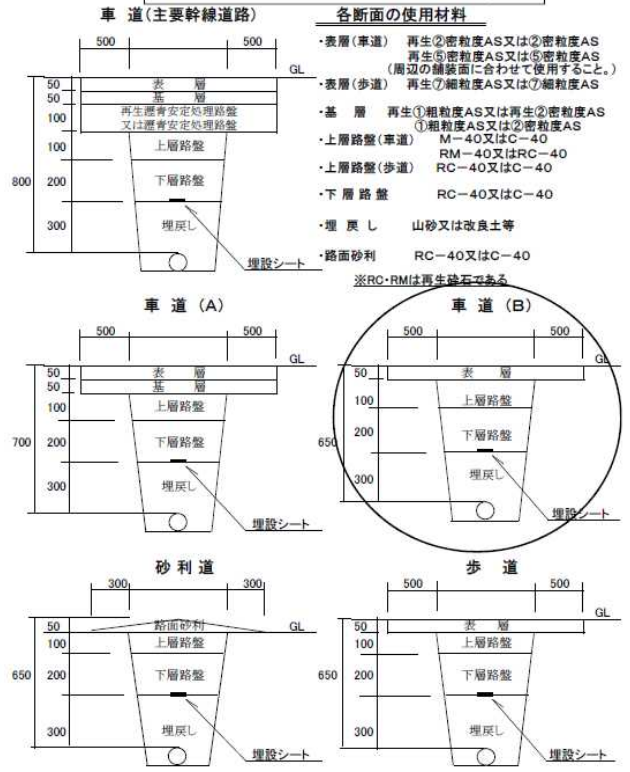
路面復旧標準断面図

(記載例23-1)

(市道・農道)

アスファルト舗装

該当するものに○をする。



※市道中運本線、市道川尻広面線、市道川尻新築線、市道豊町目吉町線、市道川尻八幡線、市道明田山崎線、および主要幹線道路、車道(A)の大規模工事については、事前に協議すること。

埋戻し転圧は20cm以下毎に行う

(記載例 23-2~23-4) (略)  
 (記載例 24) (略)

第8章 設計編  
「設計」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第8章 設計</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>(本文略)</p> <p>(解説)</p> <p>給水装置は、使用者が必要とする水量を安定かつ安全に供給するため、適正な口径の給水管と使用目的に適合した給水器具とが合理的に組み合わせられる必要がある。したがって、設計に当たっては、給水装置全体が整合の取れた<u>構造</u>となるよう留意しなければならない。</p> <p>第2節 給水装置の構造および材質</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水装置の構造および材質</p> <p>給水装置の構造および材質は、施行令第6条、<u>第7条</u>の規定に適合するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 給水管および給水用具の性能基準の適用例</u></p> <p>※(解説)の上に移動(表も同様)</p> <p>(解説)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水装置の構造、材質は、施行令第6条、<u>第7条</u>の規定に適合<u>しなければならない</u>。<u>給水装置の構造</u>としての逆流防止、凍結防止、防食などの<u>性能を必要とすることを理解し</u>、維持管理も容易な給水装置とすること。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3節 給・配水材料一覧表</p>	<p>第8章 設計</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>(本文略)</p> <p>(解説)</p> <p>給水装置は、使用者が必要とする水量を安定かつ安全に供給するため、適正な口径の給水管と使用目的に適合した給水器具とが合理的に組み合わせられる必要がある。したがって、設計に当たっては、給水装置全体が整合の取れた<u>システム</u>となるよう留意しなければならない。</p> <p>第2節 給水装置の構造および材質</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水装置の構造および材質</p> <p>給水装置の構造および材質は、施行令第6条の規定に適合するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水装置の構造および材質は、施行令第6条の規定に適合するものとなっているが、「<u>必要条件</u>」であって「<u>十分条件</u>」ではない。給水装置システム全体としての逆流防止、凍結防止、防食などの<u>機能整備を必要とすることを十分理解の上</u>、維持管理も容易な給水装置とすること。</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>4 給水管および給水用具の性能基準の適用例</u></p> <p>※(解説)の上に移動(表も同様)</p> <p>第3節 給・配水材料一覧表</p>

メーター上流側に使用することができる主な給・配水材料は以下のとおりとする。

分類	適用規格		仕様・特記事項	
	材	規格番号		
A 管種	ダクタイト 鉄管	K形	JWWA G 113・JIS G 5526 75mm~1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		NS形	JWWA G 113・JDPA G 1042 ・JIS G 5526 75mm~1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		GX形	JWWA G 120・JDPA G 1049 75mm~350mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
	塗覆鉄鋼管	JIS G 3443	80A~1,000A	
	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	15A~100A (R 8年度9月末に生産終了)	
	ポリエチレン管	JIS K 6762	13mm~50mm (1種二層管)	
	ステンレス鋼管	JWWA G 115	13mm~50mm (SUS304, 316)	
水道配水用 ポリエチレン管	(ブレンエンド)	JWWA K 144	50mm, 75mm, 100mm	
	(片受管)	PTC K 03	50mm, 75mm, 100mm (使用に際し管理者の承諾が必要)	
7 硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	15A~100A (R 8年度9月末のポリエチレン粉体ライニング鋼管の生産終了につき、代替品として追加) (電気配水および直水での配水は不可)		
B 異形管・継手類	ダクタイト 鉄異形管	K形	JWWA G 114・JIS G 5527 75mm~1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		NS形	JWWA G 114・JDPA G 1042 ・JIS G 5527 75mm~1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
		GX形	JWWA G 121・JDPA G 1049 75mm~1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
	割T字管	認定品	被分岐管75mm~1,000mm, 分岐管50mm~600mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装) D I P・C I P・A C P・G P・V P用	
	管端防食継手	認定品	15A~100A	
	水道用ポリエチレン管 金属継手耐腐性強化型	WSA B 011 ※JWWA B 116 (メカニカル継手B形) ※認定品 (ワンタッチ式継手)	13mm~50mm (つば付きコア) ※経過措置として、2019年6月30日までに申請した工事は、水道用ポリエチレン管金属継手(メカニカル継手B形 JWWA B 116)およびワンタッチ式継手(認定品)の使用を認める	
		JWWA G 116	20mm~50mm	
	ステンレス鋼管継手 (伸縮可とう継手)	JWWA G 116	13mm~50mm	
	ステンレス鋼管変換継手 (止水栓用・中間用)	JWWA G 116	13mm~50mm	
	7 鉄製特殊 異形管	(V Sジョイント)	認定品	50mm~200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		(V Cジョイント)	認定品	75mm~200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
(C Aジョイント)		認定品	75mm~250mm	
(V Aジョイント)		認定品	50mm~150mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(メカニカルフランジ短管 ロング VP又はPP)		認定品	50mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(メカニカルフランジ短管 片落管 VP又はPP)		認定品	φ75×50 (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(メカニカルフランジ短管 2片落管 DIP×VP又はPP)		認定品	φ75×50, φ100 (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(V Sジョイント片落管)		認定品	50mm~100mm×75mm~200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(V Cジョイント片落管)		認定品	50mm~100mm×75mm~200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(V Aジョイント片落管)		認定品	50mm×40mm, 50mm×50mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(メカニカルT字管)		認定品	75mm~400mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(管帽栓)		認定品	75mm~400mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
(ゴム可とう管)		認定品	20mm~1,000mm	
8 伸縮継手 (伸縮可とう管)		認定品	75mm~1,000mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
	認定品	13mm~50mm		
	認定品	13mm~50mm		
9 EFソケット	JWWA K 145	50mm, 75mm, 100mm		
10 EPバンド90°	PTC K 13	50mm, 75mm, 100mm (両受)		
11 EPバンド45°	PTC K 13	50mm, 75mm, 100mm (両受)		

分類	適用規格		仕様・特記事項
	材	規格番号	
E その他	1	メーター脱着装置	認定品 13mm~40mm
	2	水道用直結加圧形ポンプユニット (ステンレス製修理用クランプ)	認定品 20mm~50mm
			認定品 13mm~350mm
	3 修理用 (漏水防止金具) (継手部漏水防止金具) (石綿管用漏水防止金具)	認定品	直管部用 75mm~900mm
		認定品	直管部用 40mm~150mm
		認定品	直管部用 50mm~350mm
4 埋設シート (エコマーク入り)	上下水道局指定品	水道管用、幅150mm、青色白文字、7×8無し 2倍折込	
5 ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	50mm~1,000mm	
6 明示テープ	上下水道局指定品	塩化ビニル製、幅30mm、厚さ0.15±0.03mm 青色白文字、「年度 秋田県水道管」印字	

- 【備考】
- 記載の規格は次のとおりであり、規格番号は各規格の最新の内容とする。  
JWWA：日本水道協会規格  
JDPA：日本ダクタイト鉄管協会  
PTC：配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格  
JIS：日本産業規格  
WSA：給水システム協会規格
  - 管・弁類に使用するボルトおよびナットは、FCD40・45酸化被膜処理又はステンレス鋼(SUS304)とする。
  - 認定品とは、自己又は第三者認証品、基準省令に適合確認済みのものを言う。
  - 材料は、全てにおいて表面処理済又は鉛レスの材料を使用すること(基準適合品を証明できるもの)
  - 修繕および布設替えにおいて、一覧表に掲載がない材料で施工時と同等の材料を使用する際は、発注担当課に事前に確認すること

#### 第4節 事前調査

(本文略)

(解説)

1 調査項目は、次のとおりとする。

(1)~(7) (略)

(8) 配水管または既設給水管の埋設深度(土被り)

メーター上流側に使用することができる主な給・配水材料は以下のとおりとする。

分類	適用規格		仕様・特記事項
	材	規格番号	
A 管種	ダクタイト 鉄管	K形	JWWA G 113・JIS G 5526 75mm~1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)
		NS形	JWWA G 113・JDPA G 1042 ・JIS G 5526 75mm~1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)
		GX形	JWWA G 120・JDPA G 1049 75mm~350mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)
	塗覆鉄鋼管	JIS G 3443	80A~1,000A
	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	15A~100A
	ポリエチレン管	JIS K 6762	13mm~50mm (1種二層管)
	ステンレス鋼管	JWWA G 115	13mm~50mm (SUS304, 316)
水道配水用 ポリエチレン管	(ブレンエンド)	JWWA K 144	50mm, 75mm, 100mm
	(片受管)	PTC K 03	50mm, 75mm, 100mm (使用に際し管理者の承諾が必要)
1 ダクタイト 鉄異形管	K形	JWWA G 114・JIS G 5527 75mm~1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
	NS形	JWWA G 114・JDPA G 1042 ・JIS G 5527 75mm~1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
	GX形	JWWA G 121・JDPA G 1049 75mm~1,000mm (内面エポキシ樹脂粉体塗装)	
2 割T字管	認定品	被分岐管75mm~1,000mm, 分岐管50mm~600mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装) D I P・C I P・A C P・G P・V P用	
3 管端防食継手	認定品	15A~100A	
4 水道用ポリエチレン管 金属継手耐腐性強化型	WSA B 011 ※JWWA B 116 (メカニカル継手B形) ※認定品 (ワンタッチ式継手)	13mm~50mm (つば付きコア) ※経過措置として、2019年6月30日までに申請した工事は、水道用ポリエチレン管金属継手(メカニカル継手B形 JWWA B 116)およびワンタッチ式継手(認定品)の使用を認める	
5 ステンレス鋼管継手 (伸縮可とう式継手)	JWWA G 116	20mm~50mm	
6 ステンレス鋼管変換継手 (止水栓用・中間用)	JWWA G 116	13mm~50mm	
B 異形管・継手類	(V Sジョイント)	認定品	50mm~200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		認定品	75mm~200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		認定品	75mm~250mm
		認定品	50mm~150mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
	(メカニカルフランジ短管 ロング VP又はPP)	認定品	50mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		認定品	φ75×50 (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
	(メカニカルフランジ短管 片落管 VP又はPP)	認定品	φ75×50, φ100 (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		認定品	50mm~100mm×75mm~200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
	(V Sジョイント片落管)	認定品	50mm~100mm×75mm~200mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		認定品	50mm×40mm, 50mm×50mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
	(V Cジョイント片落管)	認定品	75mm~400mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		認定品	75mm~400mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
	(メカニカルT字管)	認定品	50mm×40mm, 50mm×50mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
		認定品	75mm~400mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)
8 伸縮継手 (伸縮可とう管)	認定品	75mm~1,000mm (通水部エポキシ樹脂粉体塗装)	
	認定品	13mm~50mm	
	認定品	13mm~50mm	
9 EFソケット	JWWA K 145	50mm, 75mm, 100mm	
10 EPバンド90°	PTC K 13	50mm, 75mm, 100mm (両受)	
11 EPバンド45°	PTC K 13	50mm, 75mm, 100mm (両受)	

分類	適用規格		仕様・特記事項
	材	規格番号	
E その他	1	メーター脱着装置	認定品 13mm~25mm
	2	水道用直結加圧形ポンプユニット (ステンレス製修理用クランプ)	認定品 20mm~50mm
			認定品 13mm~350mm
	3 修理用 (漏水防止金具) (継手部漏水防止金具) (石綿管用漏水防止金具)	認定品	直管部用 75mm~900mm
		認定品	直管部用 40mm~150mm
		認定品	直管部用 50mm~350mm
4 埋設シート (エコマーク入り)	上下水道局指定品	水道管用、幅150mm、青色白文字、7×8無し 2倍折込	
5 ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	50mm~1,000mm	
6 明示テープ	上下水道局指定品	塩化ビニル製、幅30mm、厚さ0.15±0.03mm 青色白文字、「年度 秋田県水道管」印字	

- 【備考】
- 記載の規格は次のとおりであり、規格番号は各規格の最新の内容とする。  
JWWA：日本水道協会規格  
JDPA：日本ダクタイト鉄管協会  
PTC：配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格  
JIS：日本産業規格  
WSA：給水システム協会規格
  - 管・弁類に使用するボルトおよびナットは、FCD40・45酸化被膜処理又はステンレス鋼(SUS304)とする。
  - 認定品とは、自己又は第三者認証品、基準省令に適合確認済みのものを言う。
  - 材料は、全てにおいて表面処理済又は鉛レスの材料を使用すること(基準適合品を証明できるもの)

#### 第4節 事前調査

(本文略)

(解説)

1 調査項目は、次のとおりとする。

(1)~(7) (略)

(8) 配水管布設道路面からの高低差

(9) (略)

2 (略)

### 第5節 土工定規

1～2 (略)

(解説)

1 標準掘削深度および掘削幅は、次のとおりとする。

標準掘削深度（土被り）および掘削幅 単位：mm

掘削場所	掘削深度	掘削幅
道 路	650 以上+管外径	500 以上
通 路	650 以上+管外径	500 以上
宅 地	400 以上+管外径	350 以上

道路とは、国・県・市道その他一般交通の用に供する道および法定外公共物、私道等をいう。

※通路とは、車の通れない私道をいう。

※宅地には専用通路を含む。

※サンドクッションを必要とする場合は、別途考慮すること。

2 給水管の埋設深度（土被り）は、道路法施行令第12条第3項（水管、下水管またはガス管の占用の場所）、凍結深度および維持管理等を考慮し、次のとおりとする。

ただし、宅内において車輛の通行等がある場合は埋設深度（土被り）を考慮すること。

### 第6節 給水方式

(本文略)

(解説)

1 給水方式は、次の5種類とする。給水方式の選定にあたっては、各方式の長所や短所を十分考慮しながら決定すること。

(1) (略)

ア～ウ (略)

エ 3階建て以上の建築物で、3～5階直結式給水技術基準に適合する場合（第18章参照）

(2) (略)

ア 6階から10階程度まで給水する場合（第19章参照）

(3) (略)

(9) (略)

2 (略)

### 第5節 土工定規

1～2 (略)

(解説)

1 標準掘削深度および掘削幅は、次のとおりとする。

標準掘削深度（土被り）および掘削幅 単位：mm

掘削場所	掘削深度	掘削幅
道 路	650 以上+管外径	500 以上
通 路	650 以上+管外径	500 以上
宅 地	400 以上+管外径	350 以上

道路とは、国・県・農・市道および私道をいう。

※通路とは、車の通れない私道をいう。

※宅地には専用通路を含む。

※サンドクッションを必要とする場合は、別途考慮すること。

2 給水管の埋設深度は、道路法施行令第12条第3項（水管、下水管またはガス管の占用の場所）、凍結深度および維持管理等を考慮し、次のとおりとする。

ただし、宅内において車輛の通行等がある場合は埋設深度（土被り）を考慮すること。

### 第6節 給水方式

(本文略)

(解説)

1 給水方式は、次の5種類とする。給水方式の選定にあたっては、各方式の長所や短所を十分考慮しながら決定すること。

(1) (略)

ア～ウ (略)

エ 3階建て以上の建築物で、3～5階直結式給水技術基準に適合する場合

(2) (略)

ア 6階から10階程度まで給水する場合

(3) (略)

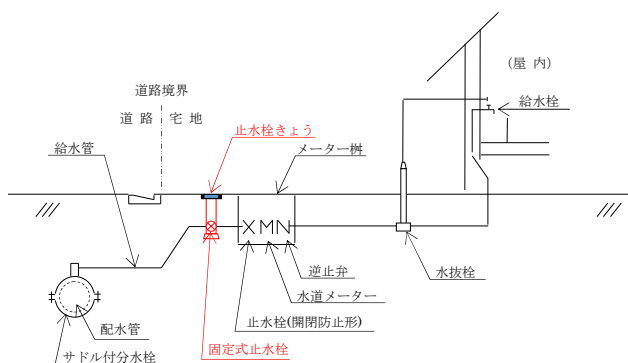
(4) 受水槽式給水は、受水槽を設けて水をいったんこれに貯めてから給水する方法で、次の場合に適用する。(第20章参照)

ア～キ (略)

(5) (略)

2 (略)

### 1 直結式給水の標準図



2 (略)

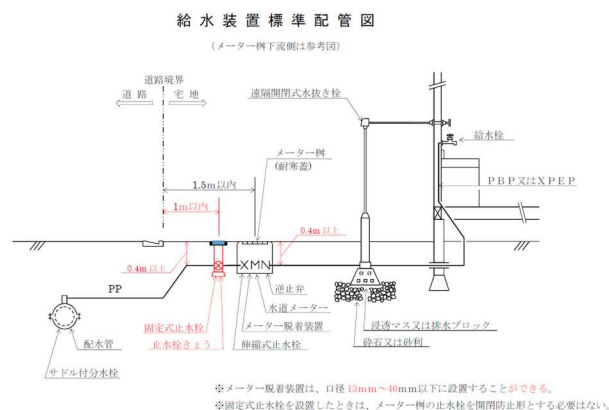
### 第7節 設計水量

設計水量は給水方式および管口径の基本となるもので、以下の1から11などを参考に、器具の種類別吐水量とその同時使用率あるいは水量比を考慮した量、又は業態別使用水量を決定すること。

(解説) (略)

1～10 (略)

### 1.1 給水装置標準配管図



第8節 (略)

### 第9節 管口径決定の基準

1～3 (略)

(解説)

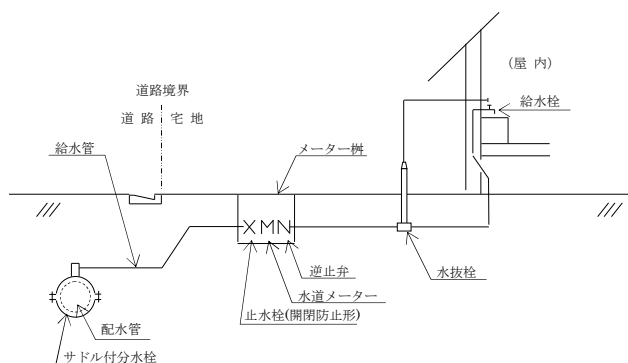
(4) 受水槽式給水は、受水槽を設けて水をいったんこれに貯めてから給水する方法で、次の場合に適用する。

ア～キ (略)

(5) (略)

2 (略)

### 1 直結式給水の標準図



2 (略)

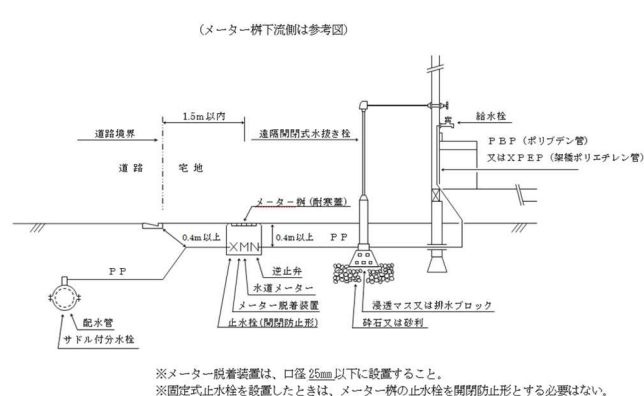
### 第7節 設計水量

設計水量は給水方式および管口径の基本となるもので、以下の1から11などを参考に、器具の種類別吐水量とその同時使用率あるいは水量比を考慮した量、又は業態別使用水量を決定すること。

(解説) (略)

1～10 (略)

### 1.1 給水装置標準配管図



第8節 (略)

### 第9節 管口径決定の基準

1～3 (略)

(解説)

(本文略)

【一般住宅等（使用水量が多い業務用は除く）】

2階建て以下の建築物で、1戸の給水栓数16個以内のものであって、給水栓の最高取付位置が配水管布設道路路面から5.5m以内かつ、2階の給水器具の設計水圧が5m以内のものに適用する。ただし、2階にタンク一体型トイレを使用する場合、設計水圧が6m以内であれば例外として認める。

※設計水圧が6mを超える水道直圧式トイレ（タンクレストイレ）は2階への設置を不可とする。

1～2 (略)

第10節 (略)

第11節 メーター口径の決定

(本文略)

(解説)

(本文略)

1～5 (略)

6 メーター口径における給水栓数は以下のとおりとする。

(表略)

(本文略)

【一般住宅等（使用水量が多い業務用は除く）】

2階建て以下の建築物で、1戸の給水栓数16個以内のものであって、給水栓の最高取付位置が配水管布設道路路面から5.5m以内かつ、2階の給水器具の所要水頭が5m以内のものに適用する。

1～2 (略)

第10節 (略)

第11節 メーター口径の決定

(本文略)

(解説)

(本文略)

1～5 (略)

6 河辺および雄和地区におけるφ50水道メーターについて、今後、工場等で水量的に一時的許容流量(16.0m<sup>3</sup>)を超えた場合、メーター口径の変更が生じる可能性があるため、新たに設置する場合には、秋田地区と同様の許容流量(50m<sup>3</sup>)に変更することができる。

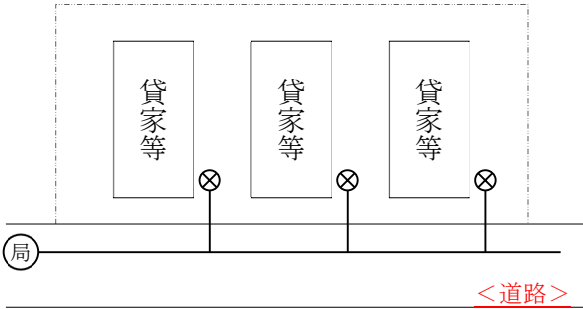
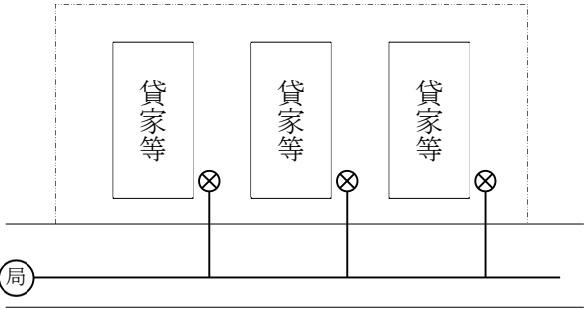
7 メーター口径における給水栓数は以下のとおりとする。

(表略)

※ 事務所兼住宅等を専用住宅に改造する場合、栓数を7個または16個とした場合に限り、メーター廻りの改造で口径変更することができる。

第9章 設計編  
「分岐および撤去」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第9章 分岐および撤去</p> <p>第1節 分岐</p> <p>1 給水管の分岐</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>配水本管および配水支管からの</u>同口径分岐は原則できないものとする。<u>ただし、上下水道局に寄付する場合等においては当課および水道維持課と協議し、同口径分岐の可否を決定する。(解説1、解説管種別分岐方法および材料表参照)</u></p> <p>(3) 道路内における給水管の分岐口径は、φ20以上とする。<u>(第8章第5節参照)</u></p> <p>(4) 同一敷地内への給水管の取出しは、原則として1箇所とする。<u>ただし、将来土地を分筆する場合、または明確に建築敷地を分割できる場合はこの限りではない。</u></p> <p>(5) <u>既設取出し管が無ライニング鋼管または鉛管等の場合は、取替えることを原則とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 同一敷地内に貸家<u>または</u>共同住宅等<u>を建築する</u>場合は、次のとおりそれぞれに取出しできるものとする。</p> <p>(例) 貸家、共同住宅等の場合</p>  <p>4 (略)</p> <p>5 被分岐管の管種、口径により使用するサドル付分水栓および<u>不断水割T字管</u>等の種類が異なるため、調査を十分行わなければならない。<u>なお、共用管の場合は不断水割T字管を原則とする。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 配水管の取付口からメーター一次側には、水道</p>	<p>第9章 分岐および撤去</p> <p>第1節 分岐</p> <p>1 給水管の分岐</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同口径分岐はできないものとする。</p> <p>(3) 道路内における給水管の分岐口径は、φ20以上とする。</p> <p>(4) 同一敷地内への給水管の取出しは、原則として1箇所とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 同一敷地内に貸家<u>および</u>共同住宅等<u>がある</u>場合は、次のとおりそれぞれに取出しできるものとする。</p> <p>(例) 貸家、共同住宅等の場合</p>  <p>4 (略)</p> <p>5 被分岐管の管種、口径により使用するサドル付分水栓および割T字管等の種類が異なるため、調査を十分行わなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 配水管の取付口からメーター一次側には、水道</p>

用ポリエチレン管金属継手耐震性能強化型を使用すること。

管種別分岐方法および材料表

単位：mm

被分岐管種	被分岐管口径	分岐管口径	工事工種別	分岐材料
D I P	75以上	50~200	不断水工事	不断水割T字管
C I P	"	20~40	"	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	"	同口径	切取り工事	二受T字管
	100以上	20~50	不断水工事	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
H P P E	75	50	不断水工事	不断水割T字管
	"	"	切取り工事	梯形T字管
	"	20~40	不断水工事	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	"	同口径	切取り工事	梯形T字管
	50	20~25	不断水工事	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
		40	切取り工事	梯形T字管
V P	75~150	50~100	不断水工事	不断水割T字管
H I V P	50~150	20・25	"	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	"	50	"	不断水割T字管
	"	同口径	切取り工事	梯形T字管
R R V P	50	20・25	不断水工事	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	40	20	"	"
	50	40	切取り工事	梯形T字管
	40	25	"	VP用チーズ
P P	50	20・25	不断水工事	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	40	20	"	"
	50	40	切取り工事	PP用チーズ
	40	25	"	"
S G P	75以上	50~200	不断水工事	不断水割T字管
	"	20~50	"	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	50	20・25	"	"
	40	20	"	"
	50	40	切取り工事	SGP用チーズ
	40	25	"	"
S S P	50	20~40	切取り工事	SGP用チーズ
	40	20・25	"	"

※ 被分岐管種ACPについては、別途協議すること。

## 第2節 撤去および分岐止め

(本文略)

(解説)

既設給水装置が不要となった場合は、分岐部から切離さなければならない。

ただし、老朽管の布設替えおよび道路拡幅工事等で管の移設計画がある場合は、関係部所と協議のうえ道路境界で止水することができる。

用ポリエチレン管金属継手耐震性能強化型を使用すること。

管種別分岐方法および材料表

単位：mm

被分岐管種	被分岐管口径	分岐管口径	工事工種別	分岐材料
D I P	75以上	50~200	不断水工事	不断水割T字管
C I P	"	20~40	"	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	"	同口径	切取り工事	二受T字管
	100以上	20~50	"	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
H P P E	75	50	不断水工事	不断水割T字管
	"	"	切取り工事	梯形T字管
	"	20~40	不断水工事	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	"	同口径	切取り工事	梯形T字管
	50	20~25	不断水工事	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
		40	切取り工事	梯形T字管
V P	75~150	50~100	不断水工事	不断水割T字管
H I V P	50~150	20・25	"	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	"	50	"	不断水割T字管
	"	同口径	切取り工事	梯形T字管
R R V P	50	20・25	不断水工事	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	40	20	"	"
	50	40	切取り工事	梯形T字管
	40	25	"	VP用チーズ
P P	50	20・25	不断水工事	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	40	20	"	"
	50	40	切取り工事	PP用チーズ
	40	25	"	"
S G P	75以上	50~200	不断水工事	不断水割T字管
	"	20~50	"	φ <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 付分水栓
	50	20・25	"	"
	40	20	"	"
	50	40	切取り工事	SGP用チーズ
	40	25	"	"
S S P	50	20~40	切取り工事	SGP用チーズ
	40	20・25	"	"

※ 被分岐管種ACPについては、別途協議すること。

## 第2節 撤去および分岐止め

(本文略)

(解説)

既設給水装置があり、使用見込みがない場合は、分岐部から切離さなければならない。

ただし、老朽管の布設替えおよび道路拡幅工事等で管の移設計画がある場合は、関係部所と協議のうえ道路境界で止水することができる。

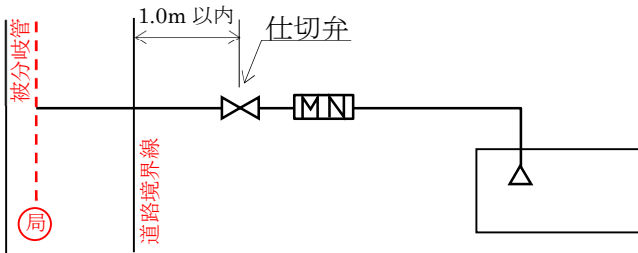
第 10 章 設計編  
「給水装置」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第10章 給水装置</p> <p>第1節 配管</p> <p>(本文略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水装置は、道路および通路を越えて配管できない。<u>ただし、配水管の位置、土地の状況によっては協議により認める場合がある。</u></p> <div data-bbox="204 689 777 1160" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>給水装置を配管できない例</p> </div> <p>3 <u>交差</u>配管は、できる限り避けること。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 仕切弁および止水栓の位置</p> <p>1 道路を横断する際の仕切弁の設置</p> <p>道路を縦断して管を埋設する際は、維持管理に支障とならない位置に仕切弁を設置すること。</p> <div data-bbox="181 1608 788 1935" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div>	<p>第10章 給水装置</p> <p>第1節 配管</p> <p>(本文略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 給水装置は、道路および通路を越えて配管できない。</p> <p>3 <u>クロス</u>配管は、できる限り避けること。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 仕切弁および止水栓の位置</p> <p>1 道路を横断する際の仕切弁の設置</p> <p>道路を縦断して管を埋設する際は、維持管理に支障とならない位置に仕切弁を設置すること。</p> <div data-bbox="847 1608 1465 1935" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div>

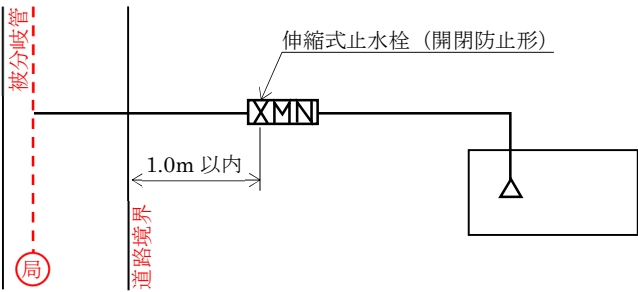
2 宅地内の仕切弁の設置

仕切弁は、宅地内 1.0m以内に設置すること。



3 伸縮式止水栓の設置

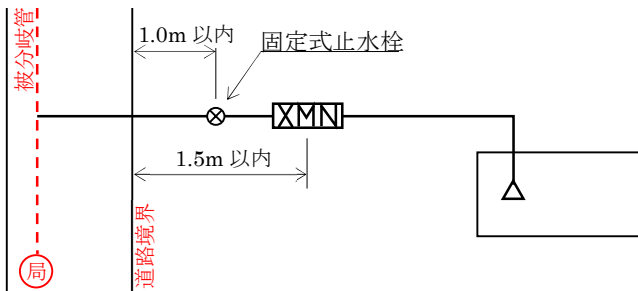
伸縮式止水栓は、メーター枠内に設置すること。なお、共同住宅・貸店舗および貸家等の場合は、開閉防止形とする。



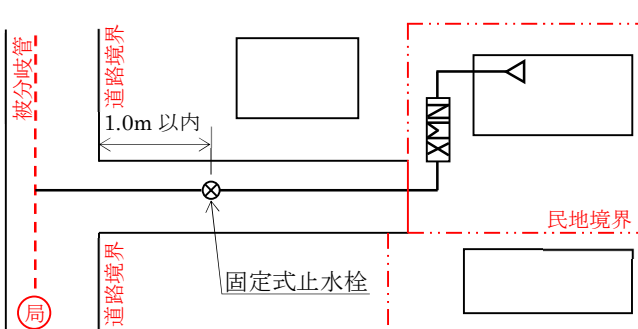
4 固定式止水栓の設置

固定式止水栓を必要とするときは、宅地内 1.0m以内に設置すること。

(1) 止水栓設置 (宅地内)

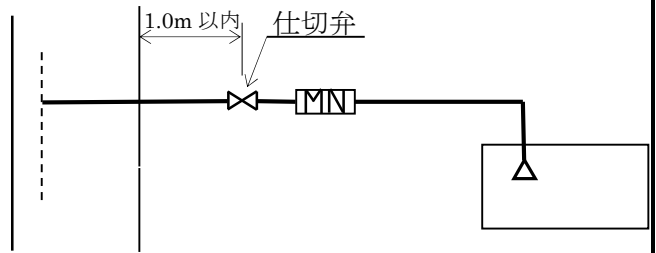


(2) 止水栓設置 (専用道路)



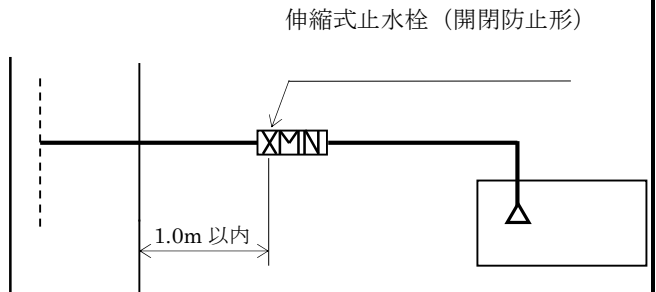
2 宅地内の仕切弁の設置

仕切弁は、宅地内 1.0m以内に設置すること。



3 伸縮式止水栓の設置

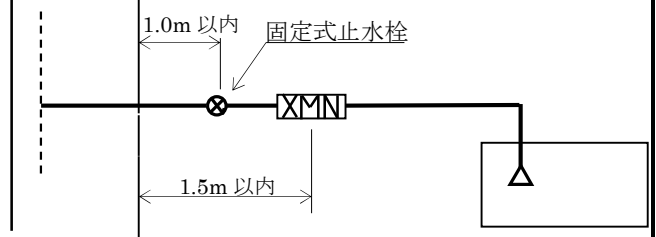
伸縮式止水栓は、メーター枠内に設置すること。ただし、固定式止水栓を設置しない場合や共同住宅・貸店舗および貸家等の場合は、開閉防止形とする。



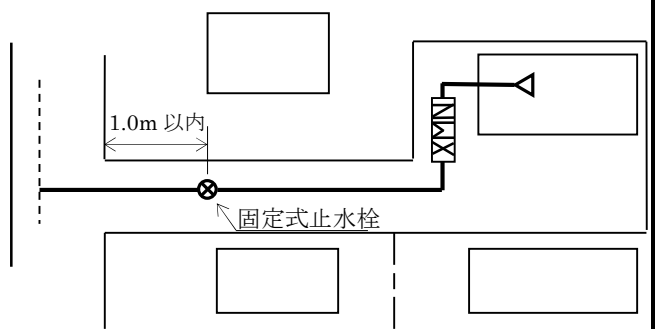
4 固定式止水栓の設置

固定式止水栓を必要とするときは、宅地内 1.0m以内に設置すること。

(1) 止水栓設置 (宅地内)

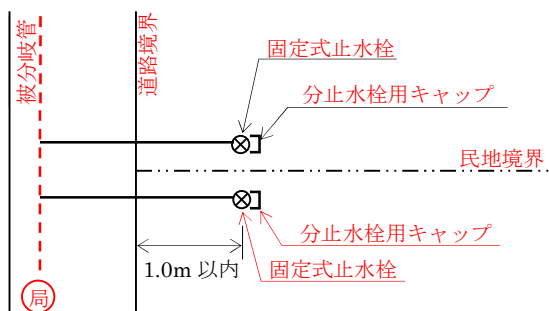


(2) 止水栓設置 (専用道路)



5 開発行為等で取出しのみの場合

固定式止水栓を宅地内 1.0m以内に設置し、かつ、分止水栓用キャップを取付けること。



(解説)

1～5 (略)

6 取出し工事のみの場合は、分止水栓用キャップを取付けなければならない。

第6節 (略)

第7節 メーター

(1)～(3) (略)

(解説)

1～4 (略)

5 メーターのねじ山は、舶来ねじとする。ただし、河辺、雄和地区は上水ねじとする。

第8節 メーターの種類

(本文略)

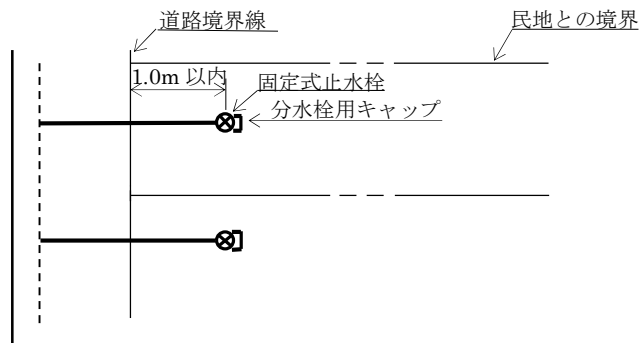
(解説)

局が必要と認める場合の遠隔メーターの設置は、第10章第12節「遠隔指示式水道メーター設置基準」の規定による。

(表略)

5 開発行為等で取出しのみの場合

固定式止水栓を宅地内 1.0m以内に設置し、かつ、分止水栓用キャップを取付けること。



(解説)

1～5 (略)

6 開発行為等使用予定が明確でない場合は、分止水栓用キャップを取付けなければならない。

第6節 (略)

第7節 メーター

(1)～(3) (略)

(解説)

1～4 (略)

5 メーターのねじ山は、舶来ねじとする。ただし、河辺、雄和地区、および金足地区の一部（岩瀬、堀内、浦山、高岡）は、上水ねじとする。

第8節 メーターの種類

(本文略)

(解説)

局が必要と認める場合の遠隔メーターの設置は、第10章第12節「遠隔指示式水道メーター設置基準」の定めによる。

(表略)

(注意事項)

河辺および雄和地区におけるφ50水道メーターについて、今後、工場等で水量的に一時的許容最大流量(16m<sup>3</sup>)を超えた場合、メーター口径の変更が生じる可能性があるため、新たに設置する場合には、秋田地区と同様の許容流量(50m<sup>3</sup>)に変更することができる。(再掲)

## 第9節 メーターの位置

(本文略)

(1)～(3) (略)

(解説)

1 メーターの位置は、施行規程第17条およびこの指針に基づくこと。

2～6 (略)

## 第10節 (略)

## 第11節 私設メーターの取扱い

給水契約は、局メーターで行う。ただし、局メーター以降において給水装置の所有者が使用水量を計量する等維持管理上私設メーターの設置を希望する場合は、事前に局と協議し、次の条件により私設メーターを設置することができるものとする。なお、私設メーターの設置に当たり長所や短所を十分考慮し、選択することが望ましい。

(1)～(4) (略)

(5) 局は、私設メーターの検針やこれに伴う料金徴収を行わない。ただし、共同住宅もしくは併用共同住宅の私設メーターの検針および料金徴収を希望する場合は、その取り扱いについて条例および施行規程に別途規定されており、協議が必要となるため十分留意しなければならない。

(条例第30条第1項第2号、施行規程第21条第2項)

(6)～(8) (略)

(解説)

1～8 (略)

9 (本文略)

(1) (略)

(2) 短所

ア 局メーターの検針や水道料金および下水道使用料の請求は局で行うが、各私設メーターの検針や水道料金および下水道使用料の徴収を使用者から行う必要がある。

イ～エ (略)

10 (略)

## 第12節 (略)

## 第9節 メーターの位置

(本文略)

(1)～(3) (略)

(解説)

1 メーターの位置は、施行規程第17条に基づくこと。

2～6 (略)

## 第10節 (略)

## 第11節 私設メーターの取扱い

給水契約は、局メーターで行う。ただし、給水装置の所有者が使用水量を計量する等維持管理上私設メーターの設置を希望する場合は、事前に局と協議し、次の条件により私設メーターを設置することができるものとする。なお、私設メーターの設置に当たり長所や短所を十分考慮し、選択することが望ましい。

(1)～(4) (略)

(5) 局は、私設メーターの検針やこれに伴う料金徴収を行わない。

(6)～(8) (略)

(解説)

1～8 (略)

9 (本文略)

(1) (略)

(2) 短所

ア お客様が私設メーターの検針や水道料金および下水道使用料の徴収を行う必要がある。

イ～エ (略)

10 (略)

## 第12節 (略)

### 第13節 メーター柵

(本文略)

1～4 (略)

(解説) (略)

(1) (略)

(2) φ50以上用メーター柵標準寸法表

(2) φ50以上用メーター柵標準寸法表(コンクリート製)

単位: mm

口径	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
50	900	1,340	660	300	120	100	1,100	203	566
75	933	1,540	693	300	120	100	1,300	205	636
100	958	1,690	718	300	120	100	1,450	210	756
150	1,009	2,040	769	300	120	100	1,800	210	1,006

口径	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
50	128	600	60	150	120	50	100	100
75	253	600	93	150	120	50	100	100
100	273	600	118	150	120	50	100	100
150	373	600	169	150	120	50	100	100

- ※ メーター口径φ200以上の場合は、別途協議すること。
- ※ メーターの寸法には、ガスケットの厚さ6mm(両側)含む。
- ※ 逆止弁の寸法には、ガスケットの厚さ3mm含む。

### 第14節 メーターの設置

(本文略)

(1)～(2) (略)

(解説)

1～4 (略)

5 メーター前後には、メーター一次側に10d、二次側に5d以上の直管部を設けること。[dはメーター口径]

(表略)

6 メーター前後の標準配管図

(1) 口径φ13～φ50(PPの場合)

※ 口径φ13～φ40の場合、メーター脱着装置を使用できる。

※ 口径φ50は、河辺および雄和地区用を表す。

(図略)

(2) 口径φ50(PPの場合)

※ メーター脱着装置なし。

(図略)

(3)～(4) (略)

第15節～第16節 (略)

### 第17節 逆止弁の種類

### 第13節 メーター柵

(本文略)

1～4 (略)

(解説) (略)

(1) (略)

(2) φ50以上用メーター柵標準寸法表

(2) φ50以上用メーター柵標準寸法表(コンクリート製)

単位: mm

口径	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
50	900	1,340	660	300	120	100	1,100	203	566
75	933	1,540	693	300	120	100	1,300	205	636
100	958	1,690	718	300	120	100	1,450	210	756
150	1,009	2,040	769	300	120	100	1,800	210	1,006

口径	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
50	128	600	60	150	120	50	100	100
75	253	600	93	150	120	50	100	100
100	273	600	118	150	120	50	100	100
150	373	600	169	150	120	50	100	100

- ※ メーター口径φ200以上の場合は、別途協議すること。
- ※ メーターの寸法には、ガスケットの厚さ6mm(両側)含む。
- ※ 逆止弁の寸法には、ガスケットの厚さ3mm含む。

### 第14節 メーターの設置

(本文略)

(1)～(2) (略)

(解説)

1～4 (略)

5 メーター前後で異口径となる場合は、メーター一次側に10d、二次側に5d以上の直管部を設けること。[dはメーター口径]

(表略)

6 メーター前後の標準配管図

(1) 口径φ13～φ50(PPの場合)

※ 口径φ40・φ50の場合、メーター脱着装置なし。

※ 口径φ50は、河辺および雄和地区用を表す。

(図略)

(2) 口径φ50(PPの場合)

(図略)

(3)～(4) (略)

第15節～第16節 (略)

### 第17節 逆止弁の種類

(解説)

- 1 (略)
- 2 口径φ50以上は、フランジ型である。ただし、河辺、雄和地区の既存口径50mmは、ねじ式が使用されている場合がある。

第18節～第20節 (略)

#### 第21節 給水管の防護

(本文略)

(1)～(7) (略)

(解説)

- 1～2 (略)
- 3 水路等を横断して布設するときは、施設管理者との協議にもよるが、原則として水路の下とし、防護管等を使用しなければならない。
- 4 (略)
- 5 軌道又は変電所等に接近して布設するときは、漏えい電流による侵食を受けやすいため、電食を受けにくい非金属管を使用すること。ただし、やむを得ず金属管を使用する場合は、絶縁材で被覆する等適切な電食、および自然腐食に対して防止措置を講じなければならない。特に、土中埋設としてSGP-PBを使用する場合は、必ず防食テープの巻付け等を行わなければならない。

6～9 (略)

(解説)

- 1 (略)
- 2 口径φ50以上は、フランジ型である。ただし、河辺、雄和、および金足の一部(岩瀬、堀内、浦山、高岡)の地区の口径50mmは、ねじ式である。

第18節～第20節 (略)

#### 第21節 給水管の防護

(本文略)

(1)～(7) (略)

(解説)

- 1～2 (略)
- 3 水路等を横断して布設するときは、原則として水路の下とし、防護管等を使用しなければならない。
- 4 (略)
- 5 軌道又は変電所等に接近して布設するときは、漏えい電流による侵食を受けやすいため、電食を受けにくい非金属管を使用すること。ただし、やむを得ず金属管を使用する場合は、絶縁材で被覆する等適切な電食、および自然腐食に防止措置を講じなければならない。特に、土中埋設としてSGP-PBを使用する場合は、必ず防食テープの巻付け等を行わなければならない。

6～9 (略)

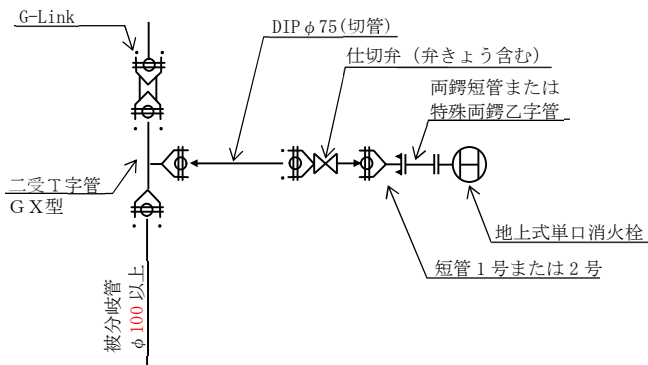
第 11 章 設計編  
「消火栓」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

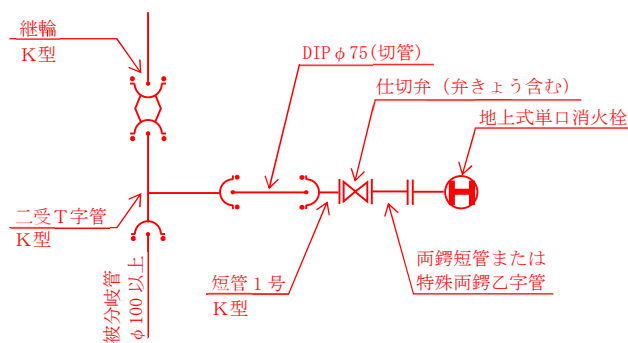
改正案	現 行
<p>第11章 消火栓</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 消火栓の設置</p> <p>消火栓を設置する際は以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 原則として、口径φ100以上の配水管に単口消火栓を設置すること。<u>ただし、取水可能水量が1m<sup>3</sup>/分以上であれば口径φ75以上でも可とする。(消防本部警防課、水道維持課など関係課所室との協議必要)</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 消火栓の修理時におけるボルト交換を容易にするための間隔を確保しなければならない。</u></p> <p><u>3 地盤が軟弱な場合、消火栓の自重により沈下するおそれがあるため、基礎コンクリート等により沈下防止の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 消火栓用の弁きょうは構造上、輪荷重に耐える構造となっていないため、<u>車両等の通行による荷重が掛かる場所に消火栓用弁きょうを設置する場合は、5号Ⅲ型を使用すること。(設置については、13章8節の仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置に基づくこと)</u></u></p> <p><u>5 消火栓の設置完了後は、放水口から水が出るか、排水弁から排水できるか等機能の確認を行わなければならない。</u></p>	<p>第11章 消火栓</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 消火栓の設置</p> <p>消火栓を設置する際は以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 原則として、口径φ150以上の配水管に単口消火栓を設置すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 被分岐管がφ100以下の場合は担当者と協議すること。</u></p> <p><u>3 消火栓の修理時におけるボルト交換を容易にするための間隔を確保しなければならない。</u></p> <p><u>4 地盤が軟弱な場合、消火栓の自重により沈下するおそれがあるため、基礎コンクリート等により沈下防止の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 消火栓用の弁きょうは構造上、輪荷重に耐える構造となっていないため、<u>設置箇所を十分に考慮すること。</u></u></p> <p><u>6 消火栓の設置完了後は、放水口から水が出るか、排水弁から排水できるか等機能の確認を行わなければならない。</u></p>

消火栓標準配管図 【被分岐管が耐震管の場合】

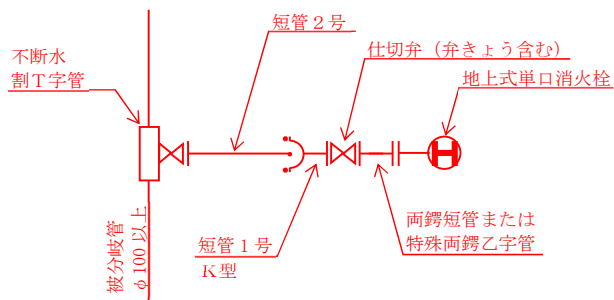
(例1 G X型の場合)



(例2 K型の場合)



(例3 不断水割T字管使用の場合)



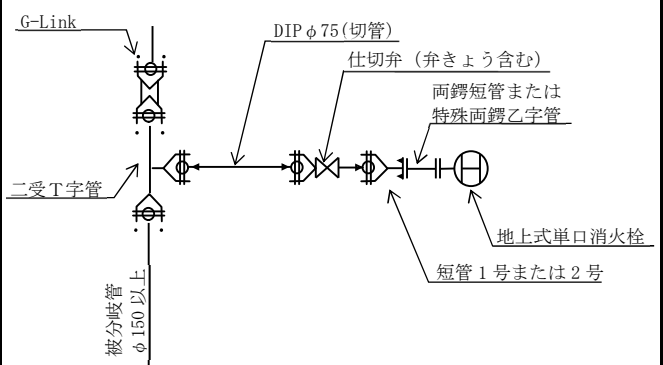
※施工内容は水道維持課との協議によることとし、申請図面工事概要に水道維持課との協議内容を記載すること。

※輪荷重がかかる場所に設置する場合は、弁きょう5号Ⅲ型を使用すること。

第4節 弁きょうの設置

弁きょうの設置は、「第13章第8節 仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置」に基づくこと。

消火栓標準配管図 【被分岐管が耐震管の場合】



(例2 K型の場合)



(例3 不断水割T字管使用の場合)



※施工内容は水道維持課との協議によることとし、申請図面工事概要に水道維持課との協議内容を記載すること。

※輪荷重がかかる場所に設置する場合は、弁きょう5号Ⅲ型を使用すること。

第4節 弁きょうの設置

弁きょうの設置は、「第13章第7節 仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置」に基づくこと。

第 12 章 設計編  
「図面の作成」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第12章 図面の作成</p> <p>第1節 作図の基本事項</p> <p>1 作図の留意点</p> <p>図面等を作成する際は以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 図面の種類は、位置図・平面図・立面図および詳細図 <u>(拡大図等)</u> とする。</p> <p>(2) 用紙サイズは、原則としてA3判とする。</p> <p>(3) <u>平面図・立面図には必ず縮尺を記載し、縮尺は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア 位置図：1/1,500 <u>を基本</u>とする。</p> <p>イ 平面図：1/100 <u>を基本</u>とする。</p> <p>ウ 立面図：<u>特に定めない</u></p> <p>エ 詳細図：<u>特に定めない</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 申請者と土地所有者が異なる場合、土地に共有者がいる場合は、1階平面図の対象敷地内に土地所有者について申請者との続柄を併記して記載する。(余白不足で敷地内に記載できない場合は敷地近傍に記載でも可。)</u></p> <p><u>(11) 私道内で施工する場合は、土地所有者を記載すること。</u></p> <p><u>(12) 外部水栓の設置において、排水設備に接続しない場合、平面図および立面図の外部水洗付近に地下浸透と記載すること。</u></p> <p><u>(13) 共同住宅等において給湯器を複数設置する場合は平面図、立面図共に部屋番号を記載すること。</u></p> <p>(解説)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 立面図は、給水装置のみを立体的に描くもので、平面図で表すことのできない部分についても描く図面である。立面図の作成にあたっては、平面図上で水平な線は水平に、縦の線は、45°の傾斜線(右傾斜、左傾斜どちらでもよい)で、同一方向とし、立上り管等は、垂直に記入する。また、分岐点より給水栓に向かって管が45°を超えて立上がる場合には、数字の前に+ (プラス) を、下がる場合には- (マイナス) の符号を付ける。なお、<u>パソコン</u>による作図の場合、水平</p>	<p>第12章 図面の作成</p> <p>第1節 作図の基本事項</p> <p>1 作図の留意点</p> <p>図面等を作成する際は以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 図面の種類は、位置図・平面図・立面図および詳細図とする。</p> <p>(2) 用紙サイズは、原則としてA3判とする。</p> <p>(3) 縮尺は、次のとおりとする。</p> <p>ア 位置図：<u>原則として</u>1/1,500 とする。</p> <p>イ 平面図：<u>原則として</u>1/100 とする。</p> <p>ウ 立面図：<u>なし</u></p> <p>エ 詳細図：<u>なし</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 立面図は、給水装置のみを立体的に描くもので、平面図で表すことのできない部分についても描く図面である。立面図の作成にあたっては、平面図上で水平な線は水平に、縦の線は、45°の傾斜線(右傾斜、左傾斜どちらでもよい)で、<u>しかも</u>同一方向とし、立上り管等は、垂直に記入する。また、分岐点より給水栓に向かって管が45°を超えて立上がる場合には、数字の前に+ (プラス) を、下がる場合には- (マイナス) の符号を付ける。なお、<u>コンピューター</u>による作</p>

方向は 30° 回転、垂直方向は 60° 回転とする。

4 (略)

5 平面図の縮尺は 1/100 を基本とするが、建築物の規模等により 1/100 から 1/600 以内とすることができる。

6 (略)

7 特殊器具の場合は 図示記号、浄水器、活水器、食器洗浄機、タンクレストイレ、給湯器等は引出線を用いて名称等を記入すること。

2 給水装置の表示標準

(1) 給水装置の表示標準

2 給水装置の表示標準

(1) 管路

管種および管路の表示は、文字記号による。

名称	ダクタイル鋳鉄管	鋳鉄管	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	亜鉛めっき鋼管
文字記号	DIP φ 00	CIP φ 00	SGP-PB又はSGP-PD 00A	GP 00A
名称	塗覆装鋼管	硬質ポリ塩化ビニル管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管
文字記号	SGP 00A	VP φ 00	HIVP φ 00	RRVP φ 00
名称	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管	ポリエチレン管	ステンレス鋼鋼管	石綿セメント管
文字記号	RRHIVP φ 00	PP φ 00	SSP 00A	ACP φ 00
名称	鋼板巻込み石綿セメント管	鉛管	銅管	被覆鋼管
文字記号	SACP φ 00	LP φ 00	CP 00A	CCP 00A
名称	架橋ポリエチレン管	ポリブテン管	水道配水用ポリエチレン管	
文字記号	XPEP φ 00	PBP φ 00	HPPE φ 00	

(2) (略)

(3) 給水栓類

給水栓類の表示は、図示記号による。

区分	平面図			
名称	一般器具			
名称	給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ
図示記号				
区分	一般器具		給湯器	特殊器具
名称	不凍給水栓	温水混合給水栓		
図示記号				
区分	立面図			
名称	一般器具			
名称	給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ
図示記号				
区分	一般器具		給湯器	特殊器具
名称	不凍給水栓	温水混合給水栓		
図示記号				

(4) ~ (5) (略)

(6) その他

図の場合、水平方向は 30° 回転、垂直方向は 60° 回転とする。

4 (略)

5 平面図の縮尺は、建築物の規模等により 1/100 から 1/600 以内とすることができる。

6 (略)

7 特殊器具の場合、一般的なものは符号、浄水器や活水器、皿洗器等特殊なものは引出線を用いて名称等を記入すること。

2 給水装置の表示標準

(1) 給水装置の表示標準

2 給水装置の表示標準

(1) 管路

管種および管路の表示は、文字記号による。

名称	ダクタイル鋳鉄管	鋳鉄管	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	亜鉛めっき鋼管
文字記号	DIP φ00	CIP φ00	SGP-PB又はSGP-PD00A	GP 00A
名称	塗覆装鋼管	硬質ポリ塩化ビニル管	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管
文字記号	SGP 00A	VP φ00	HIVP φ00	RRVP φ00
名称	水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管	ポリエチレン管	ステンレス鋼鋼管	石綿セメント管
文字記号	RRHIVP φ00	PP φ00	SSP 00A	ACP φ00
名称	鋼板巻込み石綿セメント管	鉛管	銅管	被覆鋼管
文字記号	SACP φ00	LP φ00	CP 00A	CCP 00A
名称	架橋ポリエチレン管	ポリブテン管	水道配水用ポリエチレン管	
文字記号	XPEP φ00	PBP φ00	HPPE φ00	

(2) (略)

(3) 給水栓類

給水栓類の表示は、符号による。

区分	平面図			
名称	一般器具			
名称	給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ
符号				
区分	一般器具		給湯器	特殊器具
名称	不凍給水栓	温水混合給水栓		
符号				
区分	立面図			
名称	一般器具			
名称	給水栓類	シャワーヘッド	フラッシュバルブ	ボールタップ
符号				
区分	一般器具		給湯器	特殊器具
名称	不凍給水栓	温水混合給水栓		
符号				

(4) ~ (5) (略)

(6) その他

この給水装置の表示標準のほか、配水管工事標準仕様要領集

(URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>)「2 完成図作成要領」の「配管記号図」に基づくこと。

## 第2節 設計図

(本文略)

(解説)

1 (略)

2 図面には、工事場所、申込者名および指定工事事業者名を必ず記入すること。

3～5 (略)

## 第3節 竣工図

(本文略)

(解説)

1 (略)

(1) 工事場所、申込者名、指定工事事業者名、図面枚数、受付番号

(2)～(6) (略)

(7) 埋設深度(局管・私管)、被分岐管理設位置境界からの距離、給水管理設位置境界(右・左)からの距離

(8)～(12) (略)

(13) 使用材料の基準適合確認方法

2 共用管および口径φ50以上の専用管等の竣工図を作成するときは、配水管工事標準仕様要領集([URL https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html](https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html))「2 完成図作成要領」に基づくこと。

3 共用管および口径φ50以上の専用管等で道路に仕切弁を設置するときは、配水管工事標準仕様要領集([URL https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html](https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html))「4 仕切弁支距図作成要領」に基づき仕切弁支距図を作成すること。

この給水装置の表示標準のほか、第24章 配水管工事標準仕様要領集(抜粋) P204「2 完成図作成要領」の「配管記号図」に基づくこと。

## 第2節 設計図

(本文略)

(解説)

1 (略)

2 図面には、工事場所、申込者名および指定工事業者名を必ず記入すること。

3～5 (略)

## 第3節 竣工図

(本文略)

(解説)

1 (略)

(1) 工事場所、申込者名、指定工事業者名、図面枚数、受付番号

(2)～(6) (略)

(7) 埋設深度(局管・私管)、被分岐管理設位置境界より、給水管理設位置境界(右・左)より

(8)～(12) (略)

(13) 鉄管類の既設管内面状況(せん孔または切落した場合)

ア ライニング管 ⇒ 内面モルタル・内面エポキシ  
イ 無ライニング管 ⇒ 内面無ライニングと記入する。

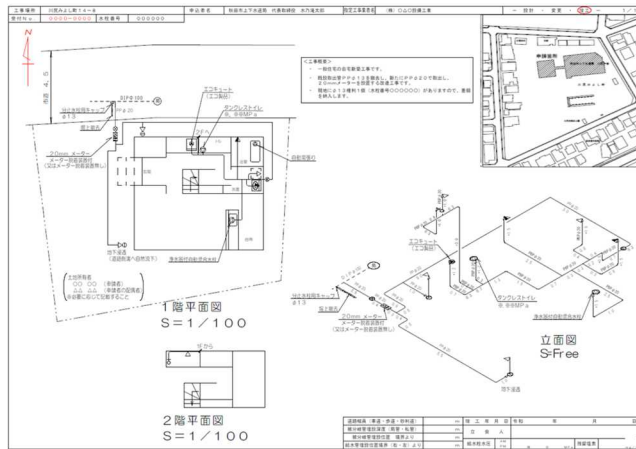
(14) 使用材料の基準適合確認方法

2 共用管および口径φ50以上の専用管等の竣工図を作成するときは、第24章 配水管工事標準仕様要領集(抜粋) P204「2 完成図作成要領」に基づくこと。

3 共用管および口径φ50以上の専用管等で道路に仕切弁を設置するときは、第24章 配水管工事標準仕様要領集(抜粋) P213「4 仕切弁支距図作成要領」に基づき仕切弁支距図を作成すること。

竣工図作成要領 (記載例 25)

※ 竣工図は将来の維持管理等の基本資料になるため、正確に記載すること。



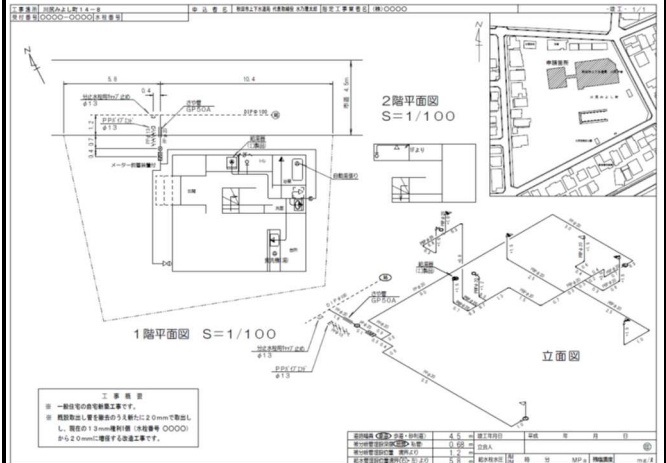
- 1 上図のとおりとし、次の事項を記載すること。
  - (1) 工事場所、申込者名、指定工事事業者名、図面枚数、受付番号
  - (2) ~ (10) (略)
- 2 (略)
- 3 竣工図の2枚目以降は、水栓番号および右下の枠(道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管管理設位置境界、竣工年月日、立合人、給水栓水圧、残塩濃度)を削除する。



4 (略)

竣工図作成要領 (記載例 25)

※ 竣工図は将来の維持管理等の基本資料になるため、正確に記載すること。



- 1 上図のとおりとし、次の事項を記載すること。
  - (1) 工事場所、申込者名、指定工事事業者名、図面枚数、受付番号
  - (2) ~ (10) (略)
- 2 (略)
- 3 竣工図の2枚目以降は、水栓番号および右下の枠(道路幅員、被分岐管理設深度、被分岐管理設位置、給水管管理設位置境界、竣工年月日、立合人、給水栓水圧、残塩濃度)を削除する。

4 (略)

第 13 章 施工編  
「 施 工 」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行																								
<p>第13章 施工</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>工事の施工の際は、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 工事現場には、<b>許可</b>番号、道路占用許可番号、申込者名、指定工事<b>事</b>業者名、および主任技術者名等を記載した看板を必ず掲示すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 管理者の承認を受けた工事であることを明示するため、現場内の見えやすい場所に看板を必ず掲示しなければならない。</p>	<p>第13章 施工</p> <p>第1節 基本事項</p> <p>工事の施工の際は、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 工事現場には、<b>受付</b>番号、道路占用許可番号、申込者名、指定工事業者名、および主任技術者名等を記載した看板を必ず掲示すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 管理者の承認を受けた工事であることを明示するため、現場内の見えやすい場所に看板を必ず掲示しなければならない。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">給水装置工事承認表示</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許 可 番 号</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路占用許可番号</td> <td> <small>国道の場合 … 占国東整秋道管-第〇〇号                      県道の場合 … 指令秋建-4-第〇〇号                      市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号                      駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号</small> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申 込 者 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指 定 工 事 業 者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主 任 技 術 者 氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	給水装置工事承認表示		許 可 番 号	年 月 日 第 号	道路占用許可番号	<small>国道の場合 … 占国東整秋道管-第〇〇号                      県道の場合 … 指令秋建-4-第〇〇号                      市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号                      駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号</small>	申 込 者 氏 名		指 定 工 事 業 者 名		主 任 技 術 者 氏 名		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">給水装置工事承認表示</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 付 番 号</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">道路占用許可番号</td> <td> <small>国道の場合 … 占国東整秋道管-第〇〇号                      県道の場合 … 指令秋建-4-第〇〇号                      市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号                      駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号</small> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">申 込 者 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指 定 工 事 業 者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主 任 技 術 者 氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	給水装置工事承認表示		受 付 番 号	年 月 日 第 号	道路占用許可番号	<small>国道の場合 … 占国東整秋道管-第〇〇号                      県道の場合 … 指令秋建-4-第〇〇号                      市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号                      駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号</small>	申 込 者 氏 名		指 定 工 事 業 者 名		主 任 技 術 者 氏 名	
給水装置工事承認表示																									
許 可 番 号	年 月 日 第 号																								
道路占用許可番号	<small>国道の場合 … 占国東整秋道管-第〇〇号                      県道の場合 … 指令秋建-4-第〇〇号                      市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号                      駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号</small>																								
申 込 者 氏 名																									
指 定 工 事 業 者 名																									
主 任 技 術 者 氏 名																									
給水装置工事承認表示																									
受 付 番 号	年 月 日 第 号																								
道路占用許可番号	<small>国道の場合 … 占国東整秋道管-第〇〇号                      県道の場合 … 指令秋建-4-第〇〇号                      市道の場合 … 秋田市指令道第〇〇号                      駅東工事事務所の場合 … 〇〇駅東第〇〇号</small>																								
申 込 者 氏 名																									
指 定 工 事 業 者 名																									
主 任 技 術 者 氏 名																									
<p>第2節 分岐工事</p> <p>分岐工事における注意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 異形管または継手から分岐を行わないこと。  <u>また、配水本管および配水支管からの同径分岐は原則できないものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <b>不断水</b>割T字管およびサドル付分水栓取付け後は水圧試験を行うこと。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 切り取り工事において断水等を伴う場合は、<u>断水予定日の14日前までに検査員と協議</u>すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1 分岐工事は、イ 分岐標準配管図に基づき施工し</p>	<p>第2節 分岐工事</p> <p>分岐工事における注意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 異形管または継手から分岐を行わないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 割T字管およびサドル付分水栓取付け後は水圧試験を行うこと。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 切り取り工事において断水等を伴う場合は、<u>事前に協議</u>すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1 分岐工事は、イ 分岐標準配管図に基づき施工し</p>																								

なければならない。(第13章第2節イ)

2 不断水割T字管およびサドル付分水栓の取付けは、管体強度の減少を防止するため、他の給水装置の分岐位置および異形管または管末等から30cm以上離さなければならない。

3～4 (略)

5 不断水割T字管のせん孔は、横せん孔とし、二受T字管およびチーズの分岐は、水平方向とする。また、サドル付分水栓のせん孔は、上せん孔とする。

6 不断水割T字管およびサドル付分水栓取付け後の水圧試験は、管路等の水圧試験要領に基づき実施しなければならない。

7～14 (略)

ア 分岐時におけるポリエチレンスリーブ施工要領 (図略)

イ 分岐標準配管図

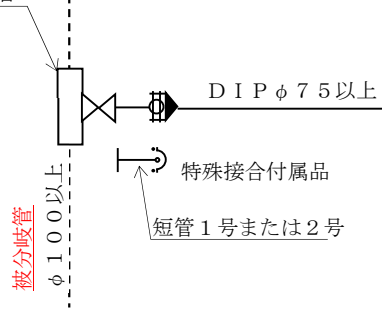
※ 配管図は、被分岐管×分岐管とする。

(ア) 不断水工事 (不断水割T字管)

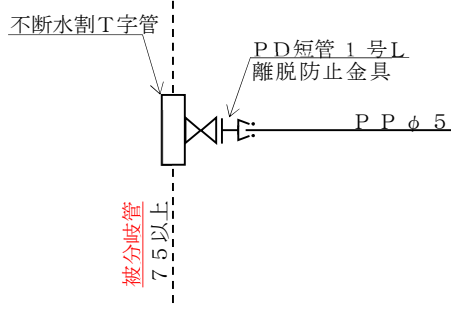
切管の最小長さは、原則として次のとおりとし、配水本管および配水支管からの同径分岐はできないものとする。

(表略)

a  $\phi 100$  以上×DIP  $\phi 75$  以上の場合  
耐震型不断水割T字管



b  $\phi 75$  以上×PP  $\phi 50$  以上の場合



なければならない。

2 割T字管およびサドル付分水栓の取付けは、管体強度の減少を防止するため、他の給水装置の分岐位置および異形管または管末等から30cm以上離さなければならない。

3～4 (略)

5 割T字管のせん孔は、横せん孔とし、二受T字管およびチーズの分岐は、水平方向とする。また、サドル付分水栓のせん孔は、上せん孔とする。

6 割T字管およびサドル付分水栓取付け後の水圧試験は、管路等の水圧試験要領に基づき実施しなければならない。

7～14 (略)

ア 分岐時におけるポリエチレンスリーブ施工要領 (図略)

イ 分岐標準配管図

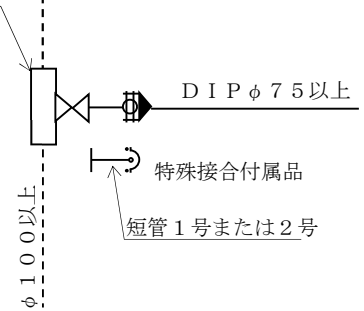
※ 配管図は、被分岐管×分岐管とする。

(ア) 不断水工事 (不断水割T字管)

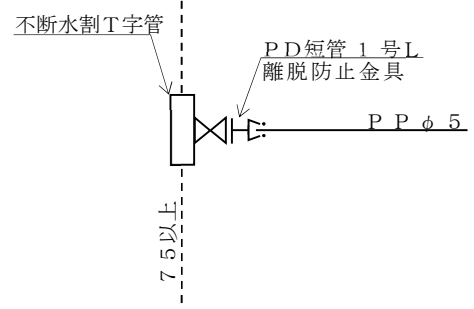
切管の最小長さは、原則として次のとおりとする。

(表略)

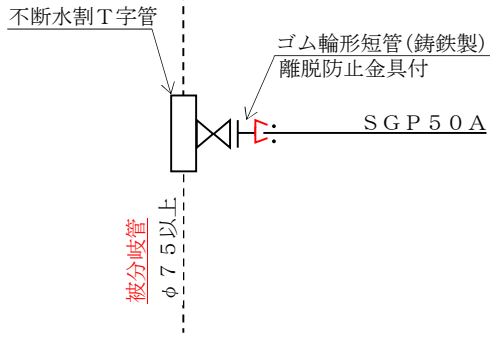
a  $\phi 100$  以上×DIP  $\phi 75$  以上の場合  
耐震型不断水割T字管



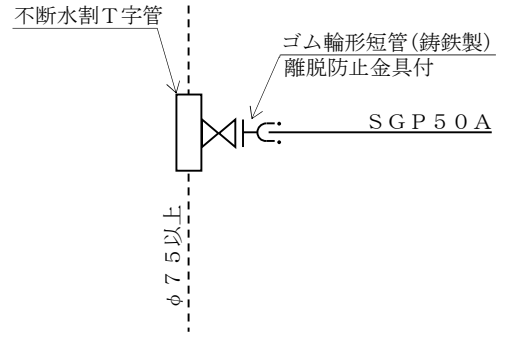
b  $\phi 75$  以上×PP  $\phi 50$  以上の場合



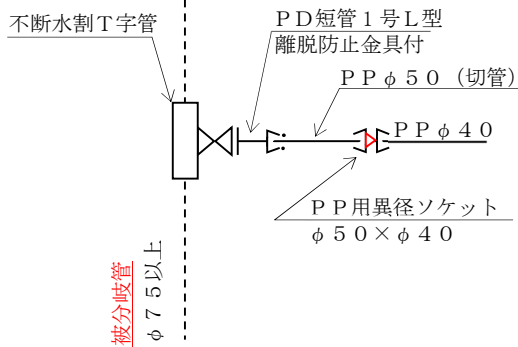
c φ75以上×SGP50A以上の場合



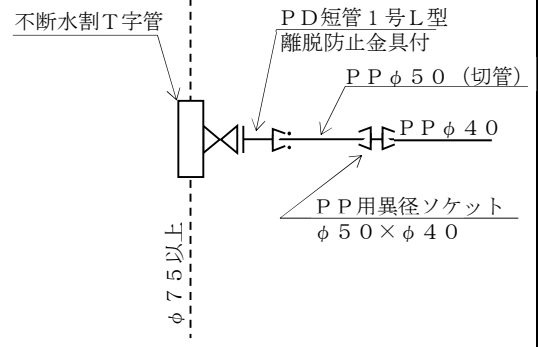
c φ75以上×SGP50A以上の場合



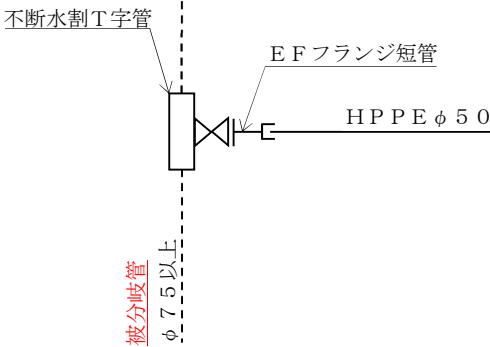
d φ75以上×PPφ40の場合



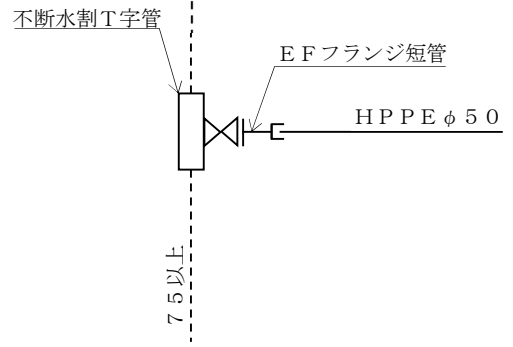
d φ75以上×PPφ40の場合



e φ75以上×HPPEφ50以上の場合

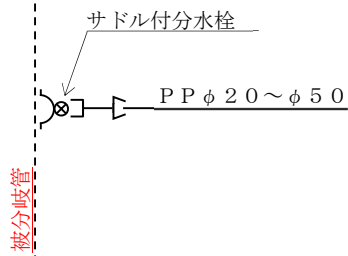


e φ75以上×HPPEφ50以上の場合



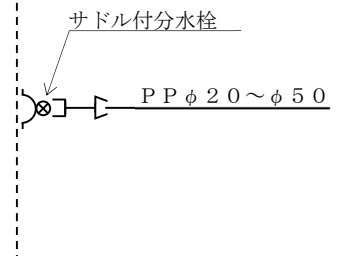
(イ) 不断水工事 (サドル付分水栓)

被分岐管×PPφ20~φ50の場合



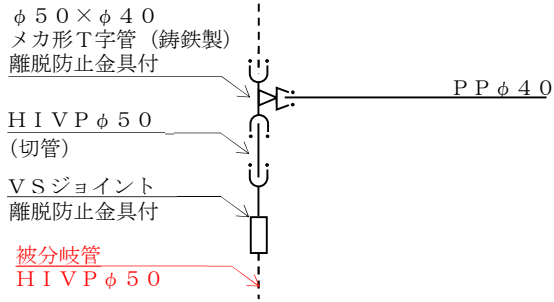
(イ) 不断水工事 (サドル付分水栓)

被分岐管×PPφ20~φ50の場合

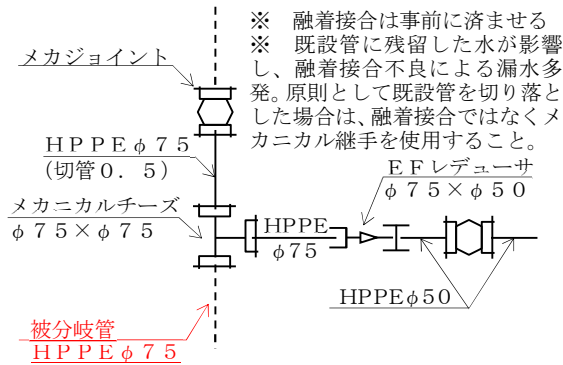


(ウ) 切取り工事

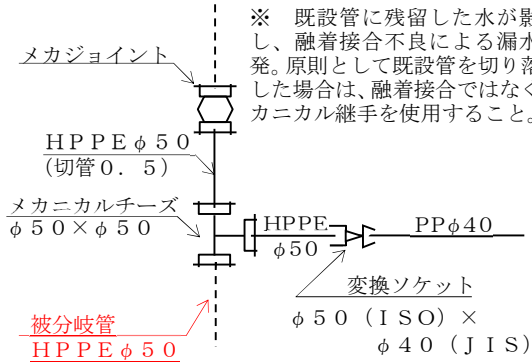
a HIVP φ50×PP φ40 の場合



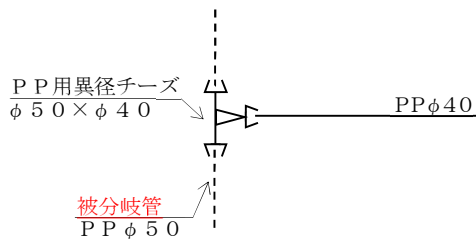
b HPPE φ75×HPPE φ50 の場合



c HPPE φ50×PP φ40 の場合

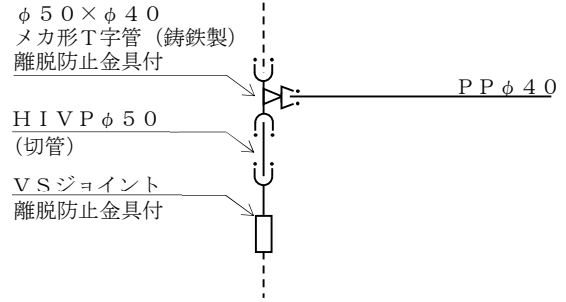


d PP φ50×PP φ40 の場合

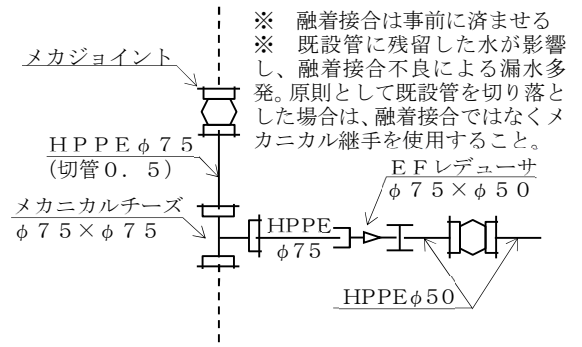


(ウ) 切取り工事

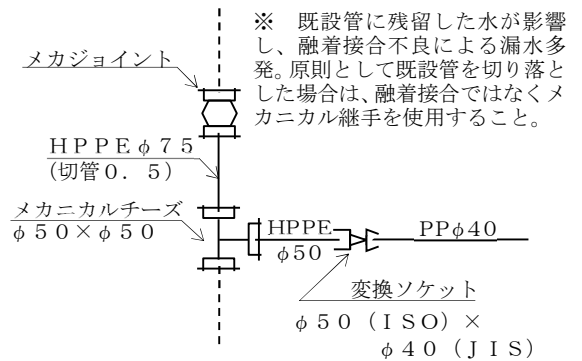
a HIVP φ50×PP φ40 の場合



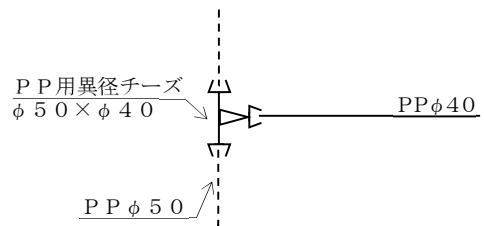
b HPPE φ75×HPPE φ50 の場合



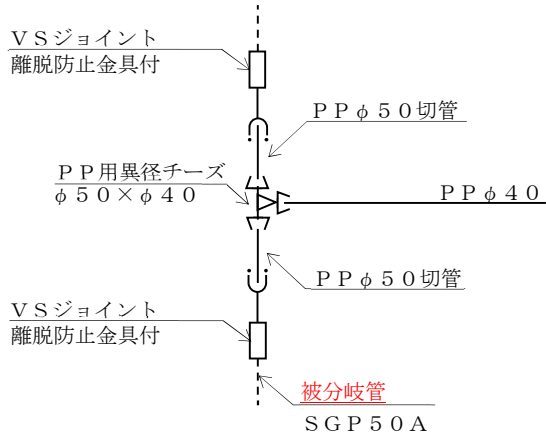
c HPPE φ50×PP φ40 の場合



d PP φ50×PP φ40 の場合



e SGP50A×PPφ40の場合



(解説)

- 1 (イ) 不断水工事において分岐管がφ50以上の共用管となる場合は不断水割T字管とする。
- 2 (イ) 不断水工事において被分岐管がφ75で分岐管がφ50の場合は不断水割T字管とする。(第9章第1節参照)

第3節 撤去および分岐止め工事

(本文略)

(解説)

- 1 (略)
- 2 断水等を伴う場合は、断水予定日の14日前までに検査員と協議しなければならない。

撤去および分岐止め標準配管図(切管の最小長さは、分岐標準配管図に準ずる。)

※以下に示す全ての場合において既設管の切取りでも可とする。

a ~ g (略)

第4節 サドル付分水栓せん孔資格

- 1 φ20・φ25のせん孔を行うことができる者
  - (1) ~ (3) (略)
  - (4) 給水装置工事配管技能者

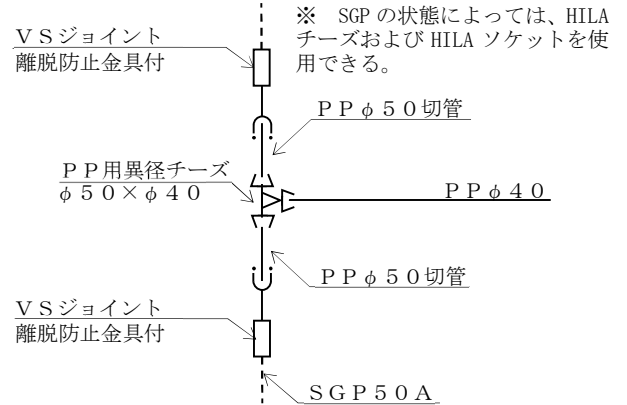
※ (財) 給水装置技術振興財団で認定

※ 水道配水用ポリエチレン管については配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工講習会を修了した者。

(5) (略)

2 (略)

e SGP50A×PPφ40の場合



第3節 撤去および分岐止め工事

(本文略)

(解説)

- 1 (略)
- 2 断水等を伴う場合は、分岐同様事前に協議しなければならない。

撤去および分岐止め標準配管図(切管の最小長さは、分岐標準配管図に準ずる。)

a ~ g (略)

第4節 サドル付分水栓せん孔資格

- 1 φ20・φ25のせん孔を行うことができる者
  - (1) ~ (3) (略)
  - (4) 給水装置工事配管技能者

※ (財) 給水装置技術振興財団で認定

(5) (略)

2 (略)

3 その他

(1) サドル付分水栓を使用したせん孔を行う場合、口径に係わらず原則として局職員の立会いは行わないものとする。ただし、局が特に必要と認めるときや指定工事業業者から依頼があったときは局職員が立会いする。

(2) 1級配管技士の資格を有し、(社)日本水道協会の「配水管技能者(一般)」または、(財)給水装置技術振興財団の「給水装置工事配管技能者」への移行が済んでいない者は、速やかに登録申請の手続きをすること。

第5節 屋外配管

(本文略)

(1) ~ (5) (略)

(解説)

1 (略)

2 汚水設備に接近した配管は、給水管に漏水等がある場合、断水時に漏水箇所から吸い込みが起こり給水管に汚水が混入し、水道水が汚染されるおそれがあるため避けなければならない。

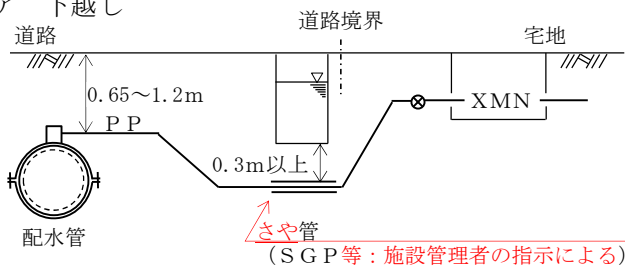
3 (略)

4 (略)

水路・石積等横断の標準配管図

(1) 水路等を横断する配管

ア 下越し



イ (略)

3 その他

(1) サドル付分水栓を使用したせん孔を行う場合、口径に係わらず原則として局職員の立会いは行わないものとする。ただし、必要に応じて局職員の立会いを行うことができるものとする。

(2) 局職員が立会う場合とは、局が特に必要と認めるときや指定工事業業者から依頼があったとき等である。

(3) 1級配管技士の資格を有し、(社)日本水道協会の「配水管技能者(一般)」または、(財)給水装置技術振興財団の給水装置工事配管技能者への移行が済んでいない者は、速やかに登録申請の手続きをすること。

第5節 屋外配管

(本文略)

(1) ~ (5) (略)

(解説)

1 (略)

2 汚水設備に接近した配管は、漏水等がある場合、断水時に逆流のおそれがあるため避けなければならない。

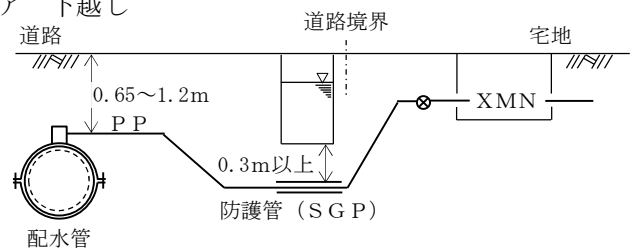
3 (略)

4 (略)

水路・石積等横断の標準配管図

(1) 水路等を横断する配管

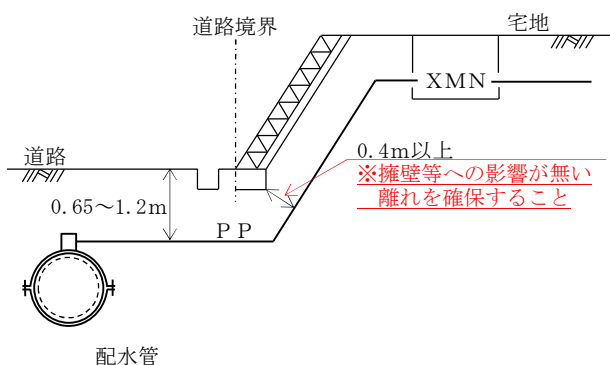
ア 下越し



イ (略)

(2) 石積および擁壁等への配管

ア～ウ (略)



第6節 (略)

第7節 仕切弁および止水栓前後の配管

(本文略)

(解説) (略)

仕切弁・止水栓前後の標準配管図

(1) 仕切弁 (DIP φ 75 以上の場合)

※ 一体型仕切弁を設置することができる。

※ 漏水防止と耐震の観点からできる限り一体型仕切弁を設置すること。

(図略)

(2) 仕切弁 (HIVP φ 50 以上の場合)

※ HIVPはメーター一次側で使用不可。

(図略)

(3) 仕切弁 (PP φ 50 の場合)

※ 一体型仕切弁を設置することができる。

※ 漏水防止と耐震の観点からできる限り一体型仕切弁を設置すること。

(図略)

(4) ～ (6) (略)

第8節 仕切弁きょうおよび止水栓きょうの設置

(本文略)

(1) ～ (3) (略)

(解説)

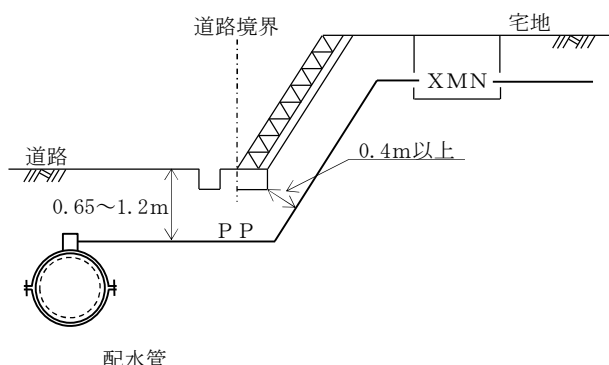
1 (略)

2 仕切弁きょうを設置した場合、仕様書の弁きょうの鉄蓋裏側には、配水管工事標準仕様要領集

(URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>) の「7仕切弁表示要領」に基

(2) 石積および擁壁等への配管

ア～ウ (略)



第6節 (略)

第7節 仕切弁および止水栓前後の配管

(本文略)

(解説) (略)

仕切弁・止水栓前後の標準配管図

(1) 仕切弁 (DIP φ 75 以上の場合)

※ 一体型仕切弁を設置することができる。

(図略)

(2) 仕切弁 (HIVP φ 50 以上の場合)

(図略)

(3) 仕切弁 (PP φ 50 の場合)

※ 一体型仕切弁を設置することができる。

(図略)

(4) ～ (6) (略)

第8節 (略)

(本文略)

(1) ～ (3) (略)

(解説)

1 (略)

2 仕切弁きょうを設置した場合、仕様書の弁きょうの鉄蓋裏側には、第24章配水管工事標準仕様要領集(抜粋)の「7仕切弁表示要領」P229に基づき仕切弁表示プレートを設置すること。

づき仕切弁表示プレートを設置すること。

3～4 (略)

3～4 (略)

第 14 章 施工編  
「土木工事」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第14章 土木工事</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>(本文略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 工事現場には、必ず<u>主任技術者</u>が常駐すること。</p> <p>(5) <u>主任技術者は道路占用および使用等の許可書を携帯すること。</u></p> <p>(6) 公衆災害防止のため、関係法令および許可条件に基づき保安設備を設置すること。</p> <p>(解説) (略)</p> <p>第2節 掘削</p> <p>(本文略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第3節 埋め戻し</p> <p>(本文略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1 国道、県道、<u>市道その他一般交通の用に供する道および法定外公共物</u>は、関係官公署の許可および指示に従い、路面復旧標準横断面に基づき埋戻しを行うこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 湧水等がある場合の埋戻しは、有効な転圧ができないため、ポンプ等により排水を行<u>いながら、十分な転圧を行わなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 HPPEを埋設する場合や掘削底面が礫混じり等で管布設に適さないときは、管下に10 cm以上の良質な砂基礎を施すこと。</u></p> <p>第4節 路面復旧</p> <p>(本文略)</p>	<p>第14章 土木工事</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>(本文略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 工事現場には、必ず<u>現場責任者が常駐し、道路占用および使用等の許可書を携帯すること。</u></p> <p>(5) 公衆災害防止のため、関係法令および許可条件に基づき保安設備を設置すること。</p> <p>(解説) (略)</p> <p>第2節 掘削</p> <p>(本文略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 HPPEを埋設する場合や掘削底面が礫混じり等で管布設に適さないときは、管下に10 cm以上の良質な砂基礎を施すこと。</u></p> <p>第3節 埋め戻し</p> <p>(本文略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(解説)</p> <p>1 国道、県道、<u>農道および市道</u>は、関係官公署の許可および指示に従い、路面復旧標準横断面に基づき埋戻しを行うこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 湧水等がある場合の埋戻しは、有効な転圧ができないため、ポンプ等により排水を行<u>わなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第4節 路面復旧</p> <p>(本文略)</p>

(1) ~ (5) (略)

(解説)

1 国道、県道、市道その他一般交通の用に供する道および法定外公共物は、路面復旧標準横断図(P51~53)に基づき路面復旧を行うこと。

2 仮復旧における所定の厚さは、道路管理者の指示によるが、市道など生活道路の場合は、車道、歩道ともに3cmとする。

3 指定工事事業者は、本復旧が完成するまでの間、責任を持って路面等の管理補修を行わなければならない。

4 ~ 5 (略)

(1) ~ (5) (略)

(解説)

1 国道、県道、農道および市道は、路面復旧標準横断図(P50~52)に基づき路面復旧を行うこと。

2 仮復旧における所定の厚さは、車道の場合3cm、歩道の場合3cmとする。

3 指定工事事業者は、本復旧が完成するまでの間、責任を持って路面等の管理補修を行わなければならない。

4 ~ 5 (略)

第 15 章 施工編  
「管の接合」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第15章 管の接合</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管の接合</p> <p>(本文略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管の接合は、さし込み接合とする。</p> <p><u>注) H I V Pはメーター上流側に使用できない。</u></p> <p>(解説) (略)</p> <p>第4節～第8節 (略)</p> <p>第9節 異径管の接合</p> <p>管口径の変更は、<u>一つのソケット継手で口径を変える場合には</u>3段落ちまでとし、「異径ソケット」を使用し施工すること。<u>(異径T字管継手を使用する場合を除く)</u></p> <p>(解説) (略)</p>	<p>第15章 管の接合</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管の接合</p> <p>(本文略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管の接合は、さし込み接合とする。</p> <p>(解説) (略)</p> <p>第4節～第8節 (略)</p> <p>第9節 異径管の接合</p> <p>管口径の変更は、3段落ちまでとし、「異径ソケット」を使用し施工すること。</p> <p>(解説) (略)</p>

第 16 章 施工編  
「工事検査」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案					現行						
第16章 工事検査					第16章 工事検査						
第1節 工事検査の手続き					第1節 工事検査の手続き						
(本文略)					(本文略)						
(1)～(5) (略)					(1)～(5) (略)						
(解説)					(解説)						
1～2 (略)					1～2 (略)						
3 工事検査申込みに伴う提出書類は、次表のとおりとする。					3 工事検査申込みに伴う提出書類は、次表のとおりとする。						
提出書類		竣工検査		一部検査	再検査	提出書類		竣工検査		一部検査	再検査
		現地	書類					現地	書類		
検査申込書(必須)		1部	1部	1部	1部	検査申込書		1部	1部	1部	1部
給水装置工事社内検査報告書(必須)		1部	1部	1部	1部	社内検査報告書		1部	1部	1部	1部
竣工図面等(必須)		2部	2部	2部	2部	図面		2部	2部	2部	2部
材料基準適合確認書(必須)		2部	2部	2部	2部	材料基準適合確認書		2部	2部	2部	2部
工事写真(必要に応じて)		1部	1部	1部	1部	工事写真		1部	1部	1部	1部
水道メーター取付および使用開始届(必要に応じて)		1部	-	1部	1部	水道メーター取付および使用開始届		1部	-	1部	1部
(1) 検査申込書とは、第3節1(1)～(3)への申込書をいう。					(1) 検査申込書とは、第3節1(1)～(3)への申込書をいう。						
(2) 工事写真とは、せん孔、水洗化、撤去等の配管写真をいう。(第3節5参照)					(2) 社内検査報告書とは、給水装置工事社内検査報告書をいう。						
(3) 水道メーター取付および使用開始届とは、工事前一栓あるいは検査時のメーターを出庫する際に用いる書類であり、窓口交付またはホームページで取得する。					(3) 図面とは、竣工図面等をいう。						
(4) その他、局が指定する添付書類					(4) 工事写真とは、配管写真およびせん孔写真をいう。						
4 工期については各業者が確実に把握し、局からの指示(連絡)を待たずして延期手続きすること。					(5) 水道メーター取付および使用開始届とは、工事前一栓あるいは検査時のメーターを出庫する際に用いる書類であり、窓口で交付する。						
第2節 工事検査					第2節 工事検査						
(本文略)					(本文略)						
(1) (略)					(1) (略)						
(2) 局が行う検査は、竣工検査、書類検査、現地一栓検査、一部検査および再検査とし、主任技術者は、現地検査に立ち会わなければならない。					(2) 局が行う検査は、竣工検査、一部検査および再検査とし、主任技術者は、現地検査に立ち会わなければならない。						
なお、書類検査は机上検査であり、立会いは不要である。											
(3) 指定工事事業者は、竣工検査合格後、申込者に					(3) 指定工事事業者は、竣工検査合格後、申込者に対						

対して給水装置の引渡しを行う際に、社内検査報告書と竣工図書を必ず提出しなければならない。

また、給水装置の使用法および維持管理についても十分説明しなければならない。

(4) (略)

(解説)

1 主任技術者の行う社内検査は、工事後の給水装置の構造および材質が、施行令第6条の基準に適合していることを確認するとともに、工事申込者との工事契約の内容の最終チェックでもある。

2 (略)

3 局が行う検査は、管理上必要なものについて行うほか、給水装置の構造および材質が、施行令第6条の基準に適合しているかについて行うものである。したがって、局は、指定工事事業者と申込者との工事契約の内容を検査するものではない。

### 第3節 検査の種類

1～2 (略)

3 現地検査の主な項目

(1) 竣工図と現地出来形の照合

(2) 配水管への取付口からメーターまでの部分について現地および工事写真と照合する。

(3) 水圧試験

試験水圧および加圧時間は、次の表または、ア～オのとおりとする。

口径 (mm)	試験水圧 (MPa)	加圧時間
13～25	1.75	1分以上
40・50	1.00	10分以上
75以上	0.75	30分以上

ア～イ (略)

ウ 配水管布設工事に準ずるものについては、配水管工事標準仕様要領集

(URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/100880/1008345.html>) の「9管路等の水圧試験要領」に基づくこと。

(4) メーター、止水栓、逆止弁の設置状況およびメーターの動作確認をする。

して給水装置の引渡しを行う際に、社内検査報告書と竣工図書を必ず提出しなければならない。

また、給水装置の使用法および維持管理についても十分説明しなければならない。

(4) (略)

(解説)

1 主任技術者の行う社内検査は、工事後の給水装置の構造および材質が、施行令第5条の基準に適合していることを確認するとともに、工事申込者との工事契約の内容の最終チェックでもある。

2 (略)

3 局が行う検査は、管理上必要なものについて行うほか、給水装置の構造および材質が、施行令第5条の基準に適合しているかについて行うものである。したがって、局は、指定工事業者と申込者との工事契約の内容を検査するものではない。

### 第3節 検査の種類

1～2 (略)

3 現地検査の主な項目

(1) 竣工図の確認

配水管への取付口からメーターまでの部分について現地および工事写真と照合する。

(2) 水圧試験

試験水圧および加圧時間は、次のとおりとする。

(3) メーター、止水栓、逆止弁の設置状況およびメーターの動作確認をする。

口径 (mm)	試験水圧 (MPa)	加圧時間
13～25	1.75	1分以上
40・50	1.00	10分以上
75以上	0.75	30分以上

ア～イ (略)

ウ 配水管布設工事に準ずるものについては、第24章配水管工事標準仕様要領集抜粋の「9管路等の水圧試験要領」に基づくこと。

(5) すべての給水用具はメーターを通過しているかを確認する。

(6) 残留塩素濃度 (0.1mg/L 以上) および給水栓水圧 (足洗い場等) を測定する。

(7) 提出書類・図面等の軽微な修正または添付書類不備については午前中の検査の場合はその日の午後、午後の検査の場合は翌日の午前中までに提出すること。

#### 4 書類検査時の留意点

竣工図が工事写真および材料基準適合確認書や検査申込書、社内検査報告書と整合することを確認する。

なお、工事写真は、工事内容が把握できるものを添付すること。

#### 5 工事写真の主な撮影項目

配水管工事標準仕様要領集

(URL <https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>) の「6 工事記録写真撮影要領」を参照

(1) (略)

(2) 水洗化

ア 着工前・完成の対比

イ 新設部の配管 (分岐箇所を含む)

ウ 新設部の水圧試験状況

エ 水抜き栓等凍結防止措置

オ 給水用具設置状況

カ 完成状況

(3) (略)

#### 6 検査に係わる主な留意点

(1) ~ (2) (略)

(3) 検査当日の水圧検査は、事前に水を張り、排気および洗管を行いテストポンプを取付けた状態で準備し、やむを得ず水圧試験ができないと想定された場合は、写真等の対応について検査員と事前協議すること。

(4) (略)

(5) 固定式止水栓およびメーターのオフセットは、官民(民)境界より3点を基本とし、小数第1位まで表示する。(撤去工事も同様とする。)

なお、境界が不明である場合は、堅固な構造物により起点の代用とすることができる。

(4) すべての給水用具はメーターを通過しているかを確認する。

(5) 残留塩素濃度 (0.1mg/L 以上) および給水栓水圧 (足洗い場等) を測定する。

(6) 提出書類・図面等の軽微な修正または添付書類不備については午前中の検査の場合はその日の午後、午後の検査の場合は翌日の午前中までに提出すること。

#### 4 書類検査時の留意点

竣工図が工事写真および給水装置工事検査表と整合することを確認する。なお、工事写真は、工事内容が把握できるものを添付すること。

#### 5 工事写真の主な項目

第24章配水管工事標準仕様要領集抜粋の「6 工事記録写真撮影要領」を参照

(1) (略)

(2) 水洗化

ア 着工前・完成の対比

イ 分岐箇所を含む全景

ウ 新設部の配管

エ 新設部の水圧試験状況

オ 水抜き栓等凍結防止措置

カ 給水用具設置状況

キ 完成状況

(3) (略)

#### 6 検査に係わる主な留意点

(1) ~ (2) (略)

(3) 検査当日は、事前に水を張り、排気および洗管を行いテストポンプを取付けた状態で準備し、やむを得ず水圧試験ができないと想定された場合は、写真等の対応について検査員と事前協議すること。

(4) (略)

(5) オフセットは、官民(民)境界より3点を基本とし、小数第1位まで表示する。(撤去工事も同様とする。)

(6) 竣工図および関係書類は、検査前日まで局に提出する。(現地での差し替えは認めないものとするが、図示記号等の軽微な訂正などの場合には現地差し替えを認める。)

(7) 主任技術者は、社内検査において次の事項を確認後、検査を受けなければならない。

ア～コ (略)

サ舗装の復旧状況の確認

7 給水装置工事竣工検査フロー

竣工検査日（再検査）の予約（給排水課 PC 端末にて入力）＜指定工事事業者＞



竣工検査日前日に竣工図書の提出（メーター関係書類添付）＜指定工事事業者＞



竣工図書検査

以下現場にて

主任技術者の確認



工事許可書掲示の確認



水圧試験



止水栓、メーター設置状況（オフセット、深度等）



配管経路の図面照合



給水用具設置状況



材料基準の適合



残留塩素濃度、給水栓水圧測定



舗装復旧確認



検査結果を主任技術者と確認



(6) 竣工図および関係書類は、検査前日まで局に提出する。(現地での差し替えは認めない。)

(7) 主任技術者は、社内検査において次の事項を確認後、検査を受けなければならない。

ア～コ (略)

7 給水装置工事竣工検査フロー

竣工検査日（再検査）の予約（給排水課 PC 端末にて入力）＜指定工事事業者＞



竣工検査日前日に竣工図書の提出（メーター関係書類添付）＜指定工事事業者＞



竣工図書検査

以下現場にて

検査立会人確認（主任技術者）



工事許可書掲示の確認 （主任技術者）



水圧試験 （主任技術者）



止水栓、メーター設置状況（オフセット、深度等）  
（主任技術者）



配管経路の図面照合 （主任技術者）



給水用具設置状況 （主任技術者）



材料基準の適合 （主任技術者）



残留塩素濃度、給水栓水圧測定 （主任技術者）



検査結果を立会人と確認（主任技術者）



合格 ← → 不合格



不備事項是正



再検査申込みおよび

手数料納入



再検査

合格 ← → 不合格



不備事項是正



再検査申込みおよび

手数料納入



再検査

その他編

第 17 章

「安全管理」

第 18 章

「3 ～ 5 階直結式給水技術基準」

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第 17 章 (略)</p> <p>第 18 章 3～5 階直結式給水技術基準</p> <p>第 1 節 目的</p> <p>この 3～5 階直結式給水技術基準（以下「技術基準」という）は、3～5 階建て建築物の給水装置の設計および施工に関して、施行指針に定めた<u>規定</u>のほか、特に必要な事項について定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。</p> <p>(解説) (略)</p> <p>第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 事前協議</p> <p>3～5 階直結式給水を行おうとするものは、事前に局の定める直結式給水事前協議申請書（様式第 33 号）に必要書類を添付して行うこと。</p> <p><u>なお、3～5 階直結式給水を既に行っている場合、水栓増等による改造工事は、水理計算のみとし、事前協議は省略できる。また、水栓減による改造工事は水理計算、事前協議を省略できるものとする。</u></p> <p>(解説)</p> <p><u>1</u> 3～5 階直結式給水を実施する場合は、この直結式給水に必要な水量・水圧を安定かつ継続的に供給できると判断される場合に限られるので、その都度、現状および将来水圧の動向等を勘案して直結式給水が可能かどうか判断することが必要となる。</p> <p>この事前協議制度は、協議申請に基づいて局が給水希望箇所の現状水圧、管路状況等を調査し直結式給水の可否を判断した後、申請者に回答するものである。</p> <p>(様式第 34 号、第 35 号)</p> <p><u>2 給水装置工事申込書の内容が直結式給水事前協議申請書の内容と異なる場合または、協議後 2 年以上経過した場合は再度協議を必要とする。</u></p> <p>※「第 4 節 直結式給水事前協議事務処理」および「第 5 節 3～5 階直結事例」参照</p> <p>第 4 節 直結式給水事前協議事務処理</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第 17 章 (略)</p> <p>第 18 章 3～5 階直結式給水技術基準</p> <p>第 1 節 目的</p> <p>この 3～5 階直結式給水技術基準（以下「技術基準」という）は、3～5 階建て建築物の給水装置の設計および施工に関して、施行指針に定めた<u>もの</u>のほか、特に必要な事項について定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。</p> <p>(解説) (略)</p> <p>第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 事前協議</p> <p>3～5 階直結式給水を行おうとするものは、事前に局の定める直結式給水事前協議申請書（様式第 33 号）に必要書類を添付して行うこと。</p> <p>(解説)</p> <p>3～5 階直結式給水を実施する場合は、この直結式給水に必要な水量・水圧を安定かつ継続的に供給できると判断される場合に限られるので、その都度、現状および将来水圧の動向等を勘案して直結式給水が可能かどうか判断することが必要となる。</p> <p>この事前協議制度は、協議申請に基づいて局が給水希望箇所の現状水圧、管路状況等を調査し直結式給水の可否を判断した後、申請者に回答するものである。</p> <p>(様式第 34 号、第 35 号)</p> <p>※「第 4 節 直結式給水事前協議事務処理」および「第 5 節 3～5 階直結事例」参照</p> <p>第 4 節 直結式給水事前協議事務処理</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 給水希望箇所における水圧状況・管路状況等の事前調査を水道維持課で行ないその結果を給排水課へ報告する。(様式第 38 号)

事前調査事項は下記のとおりとする。

ア～ウ (略)

(3) (略)

第 5 節 (略)

#### 第 6 節 適用要件

1～2 (略)

3 対象建築物

(解説)

1～2 (略)

3 既存建築物の直結式給水を希望する場合は、直結式給水の推進のため、「第 10 節 既存建築物の直結式給水への改造」の取扱いに基づくものとする。

#### 第 7 節 設計条件

1～2 (略)

3 水道メーターの口径

(本文略)

(解説)

1 メーターの最小口径は、損失水頭を低減するためφ20 とする。ただし、水理計算をクリアする場合は、メーター口径をφ13 とすることができる。

2 (略)

#### 第 8 節 構造・施工および材料・用具類

(本文略)

1 構造・施工

埋設給水管の構造等は、施行指針の規定による。ただし、取り出し管が既設で、無ライニング鋼管および鉛管等の場合は、改善するものとする。(第 8 章第 2 節、第 5 節参照)

(1)～(2) (略)

2 (略)

(解説)

1 埋設給水管の構造等は、施行指針の規定による。ただし、既設取り出し管が無ライニング鋼管、鉛管、ビニル管および石綿管の場合は、取り替えるものとする。

(2) 給水希望箇所における水圧状況・管路状況等の事前調査を水道維持課で行ないその結果を給排水課へ報告する。(様式第 38 号)

※ 事前調査事項

ア～ウ (略)

(3) (略)

第 5 節 (略)

#### 第 6 節 適用要件

1～2 (略)

3 対象建築物

(解説)

1～2 (略)

3 既存建築物の直結式給水を希望する場合は、直結式給水の推進のため、「8 既存建築物の直結式給水への改造」の取扱いに基づくものとする。

#### 第 7 節 設計条件

1～2 (略)

3 水道メーターの口径

(本文略)

(解説)

1 メーターの最小口径は、損失水頭を低減するためφ20 とする。ただし、共同足洗場等管口径がφ13で水理計算をクリアする場合は、メーター口径をφ13 とすることができる。

2 (略)

#### 第 8 節 構造・施工および材料・用具類

(本文略)

1 構造・施工

給水管は、指針の定めによる。ただし、取り出し管が既設で、無ライニング鋼管および鉛管等の場合は、改善するものとする。

(1)～(2) (略)

2 (略)

(解説)

1 埋設給水管は、施行指針の定めによる。ただし、既設取り出し管が無ライニング鋼管、鉛管、ビニル管および石綿管の場合は、取り替えるものとする。な

る。なお、維持管理等を考慮し、3～5階直結式給水建物においては、TS式接合を避けることが望ましい。(第8章第2節、第5節参照)

2～4 (略)

#### 第9節 メーター

(本文略)

(1) メーターの設置については、施行指針の規定による。(第10章第7節～第10節参照)

(2)～(4) (略)

(解説) (略)

#### 第10節 既存建築物の直結式給水への改造

##### 1 直結式給水への改造

既存建築物の給水方式を受水槽式給水から直結式給水に切替える場合は、この章で定める技術基準に適合する改造を行うことが望ましい。

ただし、既存建築物の直結式給水を推進するため、下記の項目を満たすことを条件に直結式給水への切替えを認める。

(解説)

1～3 (略)

4 既設の給水装置では基準水量を確保できないが、申込者の利用形態の変化により、現状の施設のままでは申込者が必要とする水量を確保できる場合は、誓約書を提出すること。(様式第29号)なお、基準水量とは、施工指針で規定する設計水量をいう。(第8章第7節参照)

5 (略)

6 既存建築物に設置する局メーター口径は、直結式給水を推進する観点から施行指針に規定する栓数基準に基づき、決定することができるものとする。(第8章第1.1節参照)

この場合、誓約書(様式第29号)の提出等条件付で認める。なお、3階以上のメーター口径は、水量を確保するためφ20以上とすることが望ましい。

7～9 (略)

お、維持管理等を考慮し、3～5階直結式給水建物においては、TS式接合を避けることが望ましい。

2～4 (略)

#### 第9節 メーター

(本文略)

(1) メーターの設置については、施行指針の定めによる。

(2)～(4) (略)

(解説) (略)

#### 第10節 既存建築物の直結式給水への改造

##### 1 直結式給水への改造

既存建築物の給水方式を受水槽式給水から直結式給水に切替える場合は、この技術基準に適合する改造を行うことが望ましい。

ただし、既存建築物の直結式給水を推進するため、下記の項目を満たすことを条件に直結式給水への切替えを認める。

(解説)

1～3 (略)

4 既設の給水装置では基準水量を確保できないが、申込者の利用形態の変化により、現状の施設のままでは申込者が必要とする水量を確保できる場合は、誓約書を提出すること。(様式第29号)なお、基準水量とは、この基準で定める設計水量をいう。

5 (略)

6 既存建築物に設置する局メーター口径は、直結式給水を推進する観点から施行指針に定める栓数基準に基づき、決定することができるものとする。

この場合、誓約書(様式第29号)の提出等条件付で認める。なお、3階以上のメーター口径は、水量を確保するためφ20以上とすることが望ましい。

7～9 (略)

第 19 章 その他編  
「直結増圧式給水技術基準」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第 19 章 直結増圧式給水技術基準</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 用語の定義 (解説)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 直結増圧装置は、ソフトスタート・ソフトストップの機能を備えており、配水管の水圧に悪影響を及ぼすことがないため、施行令第 6 条第 1 項第 3 号の規定に違反する装置ではない。</p> <p>* 施行令第 6 条第 1 項第 3 号 … 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3 節 事前協議</p> <p>直結増圧式給水を希望する者（以下「直結増圧申請者」という。）は、局で定める直結増圧式給水事前協議申請書（様式第 39 号）に必要図書を添付して協議を行なうものとする。</p> <p><u>なお、直結増圧式給水を既に行っている場合、水栓増による改造工事の場合は、ポンプ性能（揚程）の確認と水理計算のみとし、事前協議は省略できるものとする。また、水栓減による改造工事はポンプ性能（揚程）の確認、水理計算、事前協議は省略できるものとする。</u></p> <p>(解説) (略)</p> <p>第 4 節 直結増圧式給水事前協議事務処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水希望箇所における水圧状況・管路状況等の事前調査を水道維持課で行ない、その結果を給排水課へ報告する。(様式第 45 号)</p> <p>事前調査事項は<u>下記のとおりとする。</u></p> <p>ア 水圧調査：給水希望箇所における分岐対象配水管の最小動水圧を把握するため、管路近傍消火栓等で 24 時間連続測定すること。</p> <p>イ 調査：分岐対象配水管の口径、種類等を調査すること。</p> <p>ウ その他</p>	<p>第 19 章 直結増圧式給水技術基準</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 用語の定義 (解説)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 直結増圧装置は、ソフトスタート・ソフトストップの機能を備えており、配水管の水圧に悪影響を及ぼすことがないため、施行令第 5 条第 1 項の規定に違反する装置ではない。</p> <p>* 施行令第 5 条第 1 項 … 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3 節 事前協議</p> <p>直結増圧式給水を希望する者（以下「直結増圧申請者」という。）は、局で定める直結増圧式給水事前協議申請書（様式第 39 号）に必要図書を添付して協議を行なうものとする。</p> <p>(解説) (略)</p> <p>第 4 節 直結増圧式給水事前協議事務処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水希望箇所における水圧状況・管路状況等の事前調査を水道維持課で行ない、その結果を給排水課へ報告する。(様式第 45 号)</p> <p>※ 事前調査事項</p> <p>ア 水圧調査：給水希望箇所における分岐対象配水管の最小動水圧を把握するため、管路近傍消火栓等で 24 時間連続測定すること。</p> <p>イ 調査：分岐対象配水管の口径、種類等を調査すること。</p> <p>ウ その他</p>

第7節 (略)

第8節 メーター

(本文略)

(解説)

局が必要と認める場合の遠隔メーターの設置は、[第10章第12節](#)「遠隔指示式水道メーター設置基準」の定めによる。

第7節 (略)

第8節 メーター

(本文略)

(解説)

局が必要と認める場合の遠隔メーターの設置は、「第46条遠隔指示式水道メーター設置基準」の定めによる。

第 20 章 その他編  
「 受 水 槽 」  
新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第20章 受水槽</p> <p>第1節 受水槽</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>事前相談</u></p> <p>受水槽式給水となる場合は、新築、増築および改築等にかかわらず、申請者は、局と<u>事前に相談する</u>ものとする。</p> <p>3 手続き方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>相談内容</u></p> <p>ア 申請者は、計算書（建築延床面積・1日計画最大給水量・管口径等）、および関係図面（各3部）により<u>相談</u>を行うものとする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 関係図面<u>等</u></p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 貯水槽式給水設備の設置届</p> <p><u>飲用外（消火水槽、消火スプリンクラー用水槽、冷却水槽等）の貯水槽を設置する場合は標題欄の飲用外を丸で囲み、特記事項に用途を記載すること。（様式第46号）</u></p> <p>オ 共同住宅の各戸計量徴収の取扱いを受ける場合は、第26章 <u>関係法令</u>「<u>24 共同住宅等の料金徴収事務の特例に関する取扱要綱</u>」に基づくこと。</p> <p>カ 共同住宅に水道使用量を使用者ごとに計量できる水道メーター（以下「子メーター」という。）を設置する場合は、第26章 <u>関係法令</u>「<u>23 共同住宅の水道メーター等に関する設置基準</u>」に基づくこと。</p> <p>(3) <u>相談内容の変更</u></p> <p><u>既に相談した内容について変更が生じた場合は、変更箇所を朱書きした図面または書類により再度相談を行うものとする。</u></p> <p>(4) 工事の申込み・竣工検査</p> <p>受水槽までの工事申込み（貯水槽式給水設備の設置届に記入）・竣工検査については、<u>施行指針</u>に基づくこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 貯水槽の変更および廃止</p>	<p>第20章 受水槽</p> <p>第1節 受水槽</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>協議</u></p> <p>受水槽式給水となる場合は、新築、増築および改築等にかかわらず、申請者は、局と<u>協議を行う</u>ものとする。</p> <p>3 手続き方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>協議方法</u></p> <p>ア 申請者は、計算書（建築延床面積・1日計画最大給水量・管口径等）、および関係図面（各3部）により<u>協議</u>を行うものとする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 関係図面</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 貯水槽式給水設備の設置届<u>（様式第46号）</u></p> <p>オ 共同住宅の各戸計量徴収の取扱いを受ける場合は、第25章 <u>様式集</u>「<u>23 共同住宅等の料金徴収事務の特例に関する取扱要綱</u>」に基づくこと。</p> <p>カ 共同住宅に水道使用量を使用者ごとに計量できる水道メーター（以下「子メーター」という。）を設置する場合は、第25章 <u>様式集</u>「<u>23 共同住宅等の水道メーター等に関する設置基準</u>」に基づくこと。</p> <p>(3) <u>設計変更</u></p> <p><u>設計変更の手続き等については、指針に基づくこと。</u></p> <p>(4) 工事の申込み・竣工検査</p> <p>受水槽までの工事申込み（貯水槽式給水設備の設置届に記入）・竣工検査については、<u>「施行指針」</u>に基づくこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 貯水槽の変更および廃止</p>

貯水槽の有効容量等を変更する場合は、貯水槽式給水設備の変更届、また、貯水槽を廃止する場合は、貯水槽式給水設備の廃止届を速やかに提出すること。飲用外の貯水槽についても同様に扱うものとする。

(様式第 47 号、様式第 48 号)

#### 4 受水槽

(1) ～ (3) (略)

(4) 受水槽への給水

ア～ウ (略)

#### エ 応急用給水栓の設置

受水槽式給水の場合、停電やポンプ故障等緊急時に対応するため、局メーターから受水槽立上り管までの間の屋外に応急用給水栓を設置することが基本であるが、既設受水槽の交換や地下式受水槽の場合、または土地の形状等により応急給水栓の設置が困難な場合は、この限りではない。なお、各戸検針を申込む場合は、応急給水栓を必ず設置すること。

(ア)～(エ) (略)

(オ) メーター以降、受水槽までの配管経路に応急給水栓のみ設置されている場合、給水装置工事申込書における給水方式の欄は 5. 受水槽式とする。

(カ) メーター以降、受水槽までの配管経路に応急給水栓以外の直結式給水装置が設置されている場合、給水装置工事申込書における給水方式の欄は 6. 併用式(受水槽式・直結式)とする。

貯水槽の有効容量等を変更する場合は、貯水槽式給水設備の変更届(様式第 47 号)、また、貯水槽を廃止する場合は、貯水槽式給水設備の廃止届(様式第 48 号)を速やかに提出すること。

#### 4 受水槽

(1) ～ (3) (略)

(4) 受水槽への給水

ア～ウ (略)

#### エ 応急用給水栓の設置

受水槽式給水の場合、停電やポンプ故障等緊急時に対応するため、局メーターから受水槽立上り管までの間の屋外に応急用給水栓を設置すること。

(ア)～(エ) (略)

## 第 21 章 その他編

「開発行為に伴う給水施設」

## 第 22 章 その他編

「特定施設水道直結式スプリンクラー設備」

### 新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第21章 開発行為に伴う給水施設</p> <p>第1節 開発行為に伴う給水施設の設置</p> <p>秋田市宅地開発に関する条例第9条各号のいずれかに該当する開発行為に伴い給水施設を設置する場合は、「開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱」（以下「開発要綱」という。）に基づき行うものとする。</p> <p>（解説）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 申請等の提出書類</p> <p>申請等を行う場合は、「開発要綱」、「施行指針」、「配水管工事標準仕様書」（以下「配水管仕様書」という。）、「配水管工事標準仕様要領集」（以下「配水管要領集」という。）に基づき次の書類を局に提出しなければならない。</p> <p><u>※ 配水管仕様書および配水管要領集は以下のURLから参照すること。</u></p> <p><u>(URL <a href="https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html">https://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html</a>)</u></p> <p>第22章 特定施設水道<u>連結型</u>スプリンクラー設備</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 設置申込の配慮事項</p> <p>特定施設水道<u>連結型</u>スプリンクラー設備を設置する場合は下記事項に留意し計画すること。</p> <p>（解説）</p> <p>1 法第3条第9項に規定する給水装置に直結することから、水道<u>連結型</u>スプリンクラー設備は水道法の適用を受ける。</p> <p>2 水道<u>連結型</u>スプリンクラー設備の工事又は整備は、消防法の規定により必要な事項については、消防設備士が責任を負うことから、指定工事<u>事</u>業者が消防設備士の下に行うこと。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 指定工事<u>事</u>業者は設置者に、水道が断水もしくは水圧低下した場合等は水道<u>連結型</u>スプリンクラー設備の正常な効果が得られないことを十分説明し了解を得</p>	<p>第21章 開発行為に伴う給水施設</p> <p>第1節 開発行為に伴う給水施設の設置</p> <p>秋田市宅地開発に関する条例第9条各号のいずれか該当する開発行為に伴い給水施設を設置する場合は、「開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱」（以下「開発要綱」という。）に基づき行うものとする。</p> <p>（解説）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 申請等の提出書類</p> <p>申請等を行う場合は、「開発要綱」、「施行指針」、「配水管工事標準仕様書」（以下「配水管仕様書」という。）、「配水管工事標準仕様要領集」（以下「配水管要領集」という。）に基づき次の書類を局に提出しなければならない。</p> <p>第22章 特定施設水道<u>直結式</u>スプリンクラー設備</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 設置申込の配慮事項</p> <p>特定施設水道<u>直結式</u>スプリンクラー設備を設置する場合は下記事項に留意し計画すること。</p> <p>（解説）</p> <p>1 法第3条第9項に規定する給水装置に直結することから、水道<u>直結式</u>スプリンクラー設備は水道法の適用を受ける。</p> <p>2 水道<u>直結式</u>スプリンクラー設備の工事又は整備は、消防法の規定により必要な事項については、消防設備士が責任を負うことから、指定工事業者が消防設備士の下に行うこと。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 指定工事業者は設置者に、水道が断水もしくは水圧低下した場合等は水道<u>直結式</u>スプリンクラー設備の正常な効果が得られないことを十分説明し了解を得</p>

ること。

(1) 断水や水圧低下等により水道連結型スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状態が生じても局には責任はないこと。

(2) 水道連結型スプリンクラー設備が設置されている家屋や部屋を賃貸する場合は、上記(1)の条件を賃借人方に十分説明し了解を得ること。

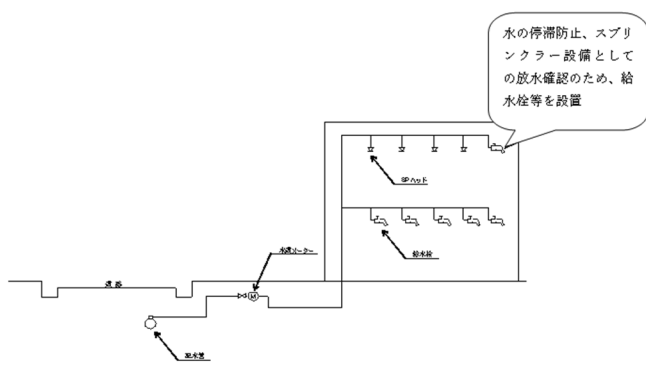
(3) 水道連結型スプリンクラー設備の所有者を変更するときは上記(1) (2)を相手方に十分説明し了解を得ること。

5 水道連結型スプリンクラー設備の誤作動（火災時以外の作動や、火災時に作動しなかった場合等）について局は一切責任を負わないことを設置者に十分説明し了解を得ること。

6 凍結防止のための水抜き時にも水道連結型スプリンクラー設備が正常に作動するように設置すること。

7 水道連結型スプリンクラー設備の申請時に、特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置条件承諾書（様式第 57 号）を提出すること。

#### 特定施設水道連結型スプリンクラー設備標準図



こと。

(1) 断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状態が生じても局には責任はないこと。

(2) 水道直結式スプリンクラー設備が設置されている家屋や部屋を賃貸する場合は、上記(1)の条件を賃借人方に十分説明し了解を得ること。

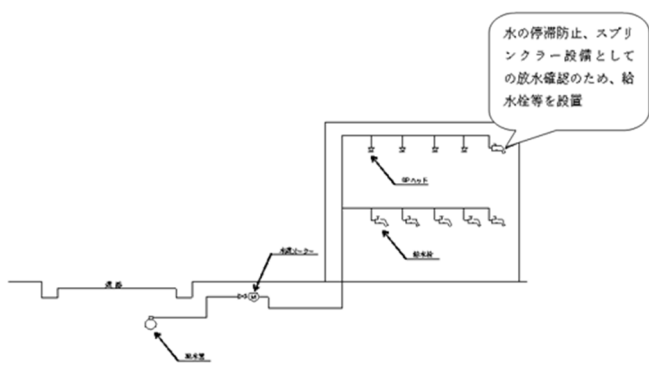
(3) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは上記(1) (2)を相手方に十分説明し了解を得ること。

5 水道直結式スプリンクラー設備の誤作動（火災時以外の作動や、火災時に作動しなかった場合等）を局は一切責任を負わないことを設置者に十分説明し了解を得ること。

6 凍結防止のための水抜き時にも水道直結式スプリンクラー設備が正常に作動するように設置すること。

7 水道直結式スプリンクラー設備の申請時に、特定施設水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書（様式第 57 号）を提出すること。

#### 特定施設水道直結式スプリンクラー設備標準図

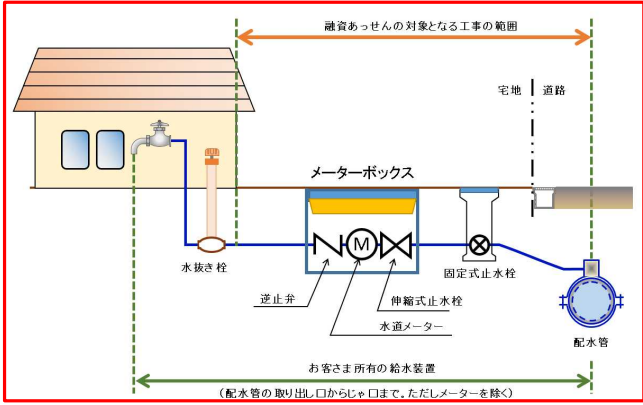
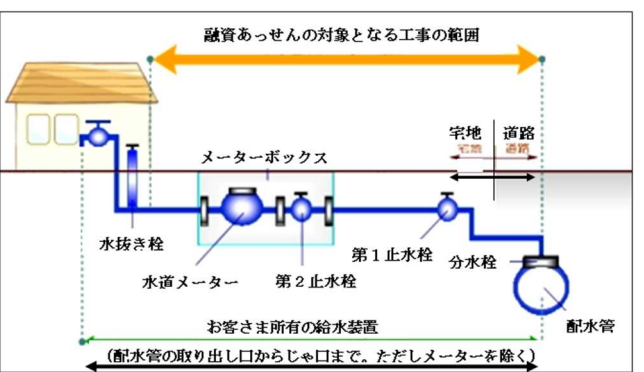


## 第23章 その他編

「老朽給水管解消工事に伴う融資あっせん制度」

### 新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行
<p>第23章 老朽給水管解消工事に伴う融資あっせん制度</p> <p>第1節 目的</p> <p>給水本管の分岐部分からメーター前後の、鉛管等の老朽した給水管（以下「老朽給水管」という。）の出水不良、濁り、漏水などを解消するための工事（以下「老朽給水管解消工事」という。）について、秋田市が指定する金融機関で融資をあっせんすることを目的とする。</p> <p>第2節 対象となる工事</p> <p>（本文略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 他の箇所から新たに給水管を引き直す工事</p>  <p>※ 指定工事事業者は、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続きを行わなければならない。</p> <p>第3節 （略）</p> <p>第4節 手続き方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 申請書類等</p> <p>（1） 給水装置工事申込時</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 指定工事事業者の見積書および工事図面等</p> <p>（2）～（5） （略）</p>	<p>第23章 老朽給水管解消工事に伴う融資あっせん制度</p> <p>第1節 目的</p> <p>給水本管の分岐部分からメーター前後の、鉛管等の老朽した給水管（以下「老朽給水管」という。）の出水不良、濁り、漏水などを解消するための工事（以下「老朽給水管解消工事」という。）について、秋田市が指定する金融機関の融資をあっせんすることを目的とする。</p> <p>第2節 対象となる工事</p> <p>（本文略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 他の箇所から新たに給水管を引き直す工事</p>  <p>※ 指定工事事業者は、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続きを行わなければならない。</p> <p>第3節 （略）</p> <p>第4節 手続き方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 申請書類等</p> <p>（1） 給水装置工事申込時</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 指定工事事業者の見積書および工事図面等</p> <p>（2）～（5） （略）</p>

第 24 章  
配水管工事標準仕様要領集  
(抜粋) 編  
新旧対照表 (全編削除)

配水管工事標準仕様要領集（抜粋）編 全編削除

配水管工事標準仕様要領集（抜粋）編

第 24 章 配水管工事標準仕様要領集（抜粋）

2 完成図作成要領

- 1 適用 (1) この要領は、配水管および付属構造物を新設又は撤去する工事の受注者が、秋田市上下水道局に提出する工事完成図についての標準を定めるものである。
- (2) 作図一般、記号、線の一般的用法、その他この要領に定めのないものは、JISZ8310～18、土木学会「土木製図基準」およびその他関係規格規定によるものとする。
- 2 完成図の提出 (1) 工事完成後速やかに提出すること。
- 3 図面の規格 (1) 図面の大きさは、図面紙の仕上り寸法で JISPO138（紙加工仕上寸法）のうち、A1（594×841）を原則とする。
- (2) 紙質は、次のとおりとする。  
PD 用厚口用紙又は PPC 用コピー用紙中厚
- (3) 作図が一枚できないときは、A1 版に分割して作成すること。
- (4) 図面の輪郭は図-1のとおりとする。

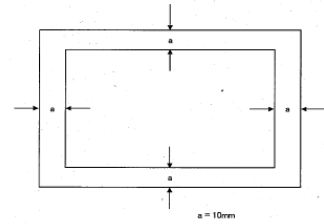


図-1 図面の輪郭

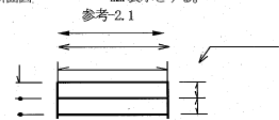
- 4 表示方法 (1) 文字の大きさは4～5mm 角、線の太さは0.3～0.5mm、文字間隔は2mmを標準とする。ただし、タイトル等は除く。
  - (2) 表示は黒インクとし、CAD機器の指定されたものを使用すること。
  - (3) 管路の表示は、次のとおりとする。
- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| ア 新設管           | ——— 実線（太さ0.5mm）              |
| イ 既設管           | - - - - - 破線（ $n$ 0.3～0.4mm） |
| ウ 撤去および撤去しない廃止管 | ≡≡≡≡≡ 破線（ $n$ 0.3～0.4mm）     |
- (4) 管種は、記号で表示するものとし、区分は次のとおりとする。
- |              |            |
|--------------|------------|
| ア ダクタイル鑄鉄管   | DIP        |
| イ 高級および普通鑄鉄管 | CIP        |
| ウ 鋼管         | STW、SGP-PD |
| エ 石綿セメント管    | ACP        |
| オ ポリエチレン管    | PP（1種2層管）  |

カ 鉛管	LP
キ コム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
ク 塩化ビニル管	VP
ケ ステンレス鋼管	SSP
コ 水道配水用ポリエチレン管	HPPPE

- (5) 線および文字は、かすれ、太さの不整等のないようにし、特に寸法線および中心線等の細線は、なるべく濃く明確に書くこと。
- (6) 寸法線両端には、矢印を付けること。また、狭小で矢印や寸法の記入する余地がないときは外側に寸法線を引き矢印をつける、あるいは点を打つこと。記入するための引き出し線は、水平線に対し適当な角度の直線とし引き出される側には矢印をつけ、反対側に水平線を引きその上に記入すること（参考-2.1）。
- (7) 文字は、階書で明確に書き、数字は3桁ごとに間隔をあけて書くこと。

- (8) 完成図面の数値規準は、次のとおりとする。
- |         |  |
|---------|--|
| ア 平面図   | 単位はmとし、最終値は0.1位とする。<br>測定は、0.01位まで行い、四捨五入とする。止水栓の離れ表示および分岐オフセットも同様とする。 |
| イ 配管詳細図 | 同上   |
| ウ 横断面図  | 単位はmとし、最終値は0.01位とする。<br>測定は、0.001位まで行い四捨五入とする。                         |

- エ 掘削・路面復旧標準断面図



- 5 図面の構成 (1) 一般事項
- ア 縮尺は、各図に記入すること。
- イ 図面の構成等については、参考図参照のこと。
- (2) 付近見取図
- ア 工事路線の所在地を示すもので、秋田市上下水道局の地形図（1/2500等）を使用し、図面左上端に納める。
- イ 表示は、布設箇所を実線を引き工事箇所と記すこと。また、工区が複数ある場合は、○工区工事箇所と記すこと。
- ウ 方位を記入し、上方を北とするのを標準とする。
- (3) 平面図
- ア 縮尺は、1/500（秋田市上下水道局のマッピングシステム出図）を原則とする。

第 25 章 様式集

第 26 章 関係法令

新旧対照表

給水装置工事施行指針新旧対照表

改正案	現 行																																
<p><b>第24章 様式集</b></p> <p><b>様式第2号</b></p> <p style="text-align: right;">様式第2号</p> <p style="text-align: center;">指定給水装置工事業者指定申請書</p> <p>(宛先) 秋田市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申請者 氏名又は名称 住 所 〒 フリガナ 代表者氏名 電 話 番 号</p> <p>水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリガナ名 氏</td> <td style="text-align: center;">フリガナ名 氏</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>事業の範囲</td> <td>秋田市</td> </tr> <tr> <td>機械器具の名称、性能及び数量</td> <td>別表のとおり</td> </tr> </table> <p><small>(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 ①法人の場合、役員の名のみを記入すること（役職名は不要）。なお、個人の場合、記入不要。 ②個人の場合、「給水装置工事」と記入すること。 ③法人の場合、定款、登記簿謄本に記載されている「管工事」又は「水道施設工事」等と記入すること。</small></p> <p><b>様式第9号</b></p> <p style="text-align: center;">(新)</p> <p style="text-align: right;">様式第9号</p> <p style="text-align: center;">分岐および土地（建築物）使用 に関する利害関係同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 秋田市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">住所 申込者 氏名</p> <p>工事場所 秋田市</p> <p>私は、申込者が給水装置（施設）工事のために、私所有の</p> <p><input type="checkbox"/> 土地・建築物 を使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住所 氏名 (土地地番 秋田市 )</p> <p><input type="checkbox"/> 土地・建築物 を使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住所 氏名 (土地地番 秋田市 )</p> <p><input type="checkbox"/> 給水管から分岐することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住所 氏名</p> <p>※ 原則として承諾者が署名する</p>	役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		フリガナ名 氏	フリガナ名 氏									事業の範囲	秋田市	機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり	<p><b>第25章 様式集</b></p> <p><b>様式第2号</b></p> <p style="text-align: right;">様式第2号</p> <p style="text-align: center;">指定給水装置工事業者指定申請書</p> <p>(宛先) 秋田市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申請者 氏名又は名称 住 所 〒 フリガナ 代表者氏名 電 話 番 号</p> <p>水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリガナ名 氏</td> <td style="text-align: center;">フリガナ名 氏</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>事業の範囲</td> <td>秋田市</td> </tr> <tr> <td>機械器具の名称、性能及び数量</td> <td>別表のとおり</td> </tr> </table> <p><small>(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 ①法人の場合、役員の名のみを記入すること（役職名は不要）。なお、個人の場合、記入不要。 ②個人の場合、「給水装置工事」と記入すること。 ③法人の場合、定款、登記簿謄本に記載されている「管工事」又は「水道施設工事」等と記入すること。</small></p> <p><b>様式第9号</b></p> <p style="text-align: center;">(旧)</p> <p style="text-align: right;">様式第9号</p> <p style="text-align: center;">分岐および土地（家屋）使用 に関する利害関係同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 秋田市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">住所 申込者 氏名</p> <p>工事場所 秋田市</p> <p>私は、申込者が給水装置（施設）工事のために、私所有の</p> <p><input type="checkbox"/> 土地・家屋 を使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住所 氏名</p> <p><input type="checkbox"/> 土地・家屋 を使用することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住所 氏名</p> <p><input type="checkbox"/> 給水管から分岐することを承諾します。 年 月 日 承諾者 住所 氏名</p> <p>※ 原則として承諾者が署名する</p>	役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		フリガナ名 氏	フリガナ名 氏									事業の範囲	秋田市	機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名																																	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏																																
事業の範囲	秋田市																																
機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり																																
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名																																	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏																																
事業の範囲	秋田市																																
機械器具の名称、性能及び数量	別表のとおり																																

様式第 19 号

(新)

様式第 19 号

給水装置工事 (現地・書類) 検査申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者  
代 表 者

次のとおり竣工したので関係書類を添えて検査を申込みます。

受付番号	受付年月日	年 月 日
工事場所	秋田市	
申込者		
工事種別	新設・改造・取出し・臨時・その他	撤去・水洗化
竣工年月日	年 月 日	検査希望日
主任技師名	No	
本舗装施工者	本舗装年月日	年 月 日

検査事項	合否	検査事項	合否
給水装置工事社内検査報告書等は適切か		メーターの動作は正常か	
構造・材質に適合した適切な施工方法がとられているか		メーター上流は基準どおりか	
全ての給水用具はメーターを経由し吐水量は適切か		竣工図面と給水器具の位置(数)及び写真は整合するか	
給水管及び給水用具は性能基準適合品であるか		給水器具の設置状況は適切か(木技栓の逆取付け、排水不良等)	
耐圧試験で漏水及び水圧低下等の異常が無いか		せん孔・撤去等における道路復旧、後片付けは完全か	
止水栓(バルブ)及びメーターの設置状況は竣工図面と整合しているか			

給水栓水圧	AM	PM	時	分	MPa	残留塩素濃度	mg/l
検査年月日	年 月 日				立会人		
検査結果	合格	不合格					
検査員	特記事項						

検査の結果、合格  不合格(再検査)  とします。

年 月 日

課長	参事	係長	係

様式第 20 号

(新)

様式第 20 号

給水装置工事一部検査申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者  
代 表 者

次のとおり竣工したので関係書類を添えて検査を申込みます。

受付番号	受付年月日	年 月 日
工事場所	秋田市	
申込者		
工事種別	新設・改造・取出し・臨時・その他	撤去・水洗化
竣工年月日	年 月 日	検査希望日
主任技師名	No	
本舗装施工者	本舗装年月日	年 月 日

検査事項	合否	検査事項	合否
給水装置工事社内検査報告書等は適切か		メーターの動作は正常か	
構造・材質に適合した適切な施工方法がとられているか		メーター上流は基準どおりか	
全ての給水用具はメーターを経由し吐水量は適切か		竣工図面と給水器具の位置(数)及び写真は整合するか	
給水管及び給水用具は性能基準適合品であるか		給水器具の設置状況は適切か(木技栓の逆取付け、排水不良等)	
耐圧試験で漏水及び水圧低下等の異常が無いか		せん孔・撤去等における道路復旧、後片付けは完全か	
止水栓(バルブ)及びメーターの設置状況は竣工図面と整合しているか			

給水栓水圧	AM	PM	時	分	MPa	残留塩素濃度	mg/l
検査年月日	年 月 日				立会人		
検査結果	合格	不合格					
検査員	特記事項						

検査の結果、合格  不合格(再検査)  とします。

年 月 日

課長	参事	係長	係

様式第 19 号

(旧)

様式第 19 号

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者  
代 表 者

次のとおり竣工したので関係書類を添えて検査を申込みます。

受付番号	受付年月日	年 月 日
工事場所	秋田市	
申込者		
工事種別	新設・改造・取出し・臨時・その他	撤去・水洗化
竣工年月日	年 月 日	検査希望日
主任技師名	No	
本舗装施工者	本舗装年月日	年 月 日

検査事項	合否	検査事項	合否
給水装置工事社内検査報告書等は適切か		メーターの動作は正常か	
構造・材質に適合した適切な施工方法がとられているか		メーター上流は基準どおりか	
全ての給水用具はメーターを経由し吐水量は適切か		竣工図面と給水器具の位置(数)及び写真は整合するか	
給水管及び給水用具は性能基準適合品であるか		給水器具の設置状況は適切か(木技栓の逆取付け、排水不良等)	
耐圧試験で漏水及び水圧低下等の異常が無いか		せん孔・撤去等における道路復旧、後片付けは完全か	
止水栓(バルブ)及びメーターの設置状況は竣工図面と整合しているか			

給水栓水圧	AM	PM	時	分	MPa	残留塩素濃度	mg/l
検査年月日	年 月 日				立会人		
検査結果	合格	不合格					
検査員	特記事項						

検査の結果不合格のため再検査とします。

年 月 日

課長	参事	係長	係

様式第 20 号

(旧)

様式第 20 号

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者  
代 表 者

次のとおり竣工したので関係書類を添えて検査を申込みます。

受付番号	受付年月日	年 月 日
工事場所	秋田市	
申込者		
工事種別	新設・改造・取出し・臨時・その他	撤去・水洗化
竣工年月日	年 月 日	検査希望日
主任技師名	No	
本舗装施工者	本舗装年月日	年 月 日

検査事項	合否	検査事項	合否
給水装置工事社内検査報告書等は適切か		メーターの動作は正常か	
構造・材質に適合した適切な施工方法がとられているか		メーター上流は基準どおりか	
全ての給水用具はメーターを経由し吐水量は適切か		竣工図面と給水器具の位置(数)及び写真は整合するか	
給水管及び給水用具は性能基準適合品であるか		給水器具の設置状況は適切か(木技栓の逆取付け、排水不良等)	
耐圧試験で漏水及び水圧低下等の異常が無いか		せん孔・撤去等における道路復旧、後片付けは完全か	
止水栓(バルブ)及びメーターの設置状況は竣工図面と整合しているか			

給水栓水圧	AM	PM	時	分	MPa	残留塩素濃度	mg/l
検査年月日	年 月 日				立会人		
検査結果	合格	不合格					
検査員	特記事項						

検査の結果不合格のため再検査とします。

年 月 日

課長	参事	係長	係

様式第 24 号

(新) 様式第 24 号

受付年月日	年 月 日	課 長	参 事	係 長	担 当 者
届出人氏名					

給水装置（施設）所有者変更届

住所コード

給水装置(施設)場所	秋田市		
水検番号		シリアル番号	
変更事由		※ 添 付 書 類	
<input type="checkbox"/> 土地または建物の売買	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し	<input type="checkbox"/> 土地・家屋登記簿謄本等の写し	
<input type="checkbox"/> 相続（旧所有者との関係）	<input type="checkbox"/> 土地・家屋登記簿謄本等の写し	<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本等の写し	
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 確認できる書類の写し（ ）		

この度、上記給水装置（施設）場所において、給水装置（施設）の所有者が変更になりましたので、秋田市水道事業給水条例第 21 条第 2 項第 1 号の規定によりお届けします。

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

所有者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 ( )

収受印

<ご注意>

1. 本届出に關し、後日利害関係人からの異議の申し出があつても、当局はその責任を負いません。
2. 新所有者が秋田市以外に居住している場合には、代理人選定届（様式第 23 号）の添付が必要になります。
3. 確認できる書類とは、売買契約書、土地・家屋登記簿謄本等、法人登記簿謄本等のほか、賃貸借契約書等の写しである。

様式第 24 号

(旧) 様式第 24 号

受付年月日	年 月 日	課 長	参 事	係 長	担 当 者
届出人氏名					

給水装置（施設）所有者変更届

住所コード

給水装置(施設)場所	秋田市		
お客様番号		シリアル番号	
旧所有者	住所		
	氏名		
	電話番号	( )	
変更事由		※ 必 須 添 付 書 類	
<input type="checkbox"/> 土地または建物の売買	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し	<input type="checkbox"/> 土地・家屋登記簿謄本等の写し	
<input type="checkbox"/> 相続（旧所有者との関係）	<input type="checkbox"/> 土地・家屋登記簿謄本等の写し	<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本等の写し	
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 確認できる書類の写し（ ）		

上記の給水装置（施設）の所有者が変更になりましたので、秋田市水道事業給水条例第 21 条第 2 項第 1 号の規定によりお届けします。

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

新所有者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 ( )

収受印

<ご注意>

1. 本届出に關し、後日利害関係人からの異議の申し出があつても、当局はその責任を負いません。
2. 新所有者が秋田市以外に居住している場合には、代理人選定届（様式第 23 号）の添付が必要になります。

様式第 31 号

(新) 様式第 31 号  
せん孔技能者認定申込書

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道局給排水課長

申込者 住 所  
氏 名

下記により、せん孔技能者認定の立会い、確認を申込みます。  
下記せん孔箇所を技能者認定の立会い、確認場所として提供し、また、作業の責任を負うものとします。

指定工事業者 住 所  
氏 名

申込者氏名	生年月日	
連絡先	配管技能者修了証書番号	
所属指定工事業者		
立会い有資格者氏名	資格者番号	
給水装置工事受付番号	立会日時（予定）	
立会い場所		
備 考		

せん孔技能者認定確認報告書

年 月 日

下記により、せん孔業務の技能について確認したので報告します。

確認年月日	年 月 日	認定可・否	可 ・ 否
検査員			

また、技能を有していると認定された場合、別紙「せん孔技能者認定証」を発行してよろしいか伺います。

収受印

様式第 31 号

(旧) 様式第 31 号  
せん孔技能者認定申込書

様式第 31 号

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道局給排水課長

申込者 住 所  
氏 名

下記により、せん孔技能者認定の立会い、確認を申込みます。  
下記せん孔箇所を技能者認定の立会い、確認場所として提供し、また、作業の責任を負うものとします。

指定工事業者 住 所  
氏 名

申込者氏名	生年月日	
連絡先	配管技能者修了証書番号	
所属指定工事業者		
立会い有資格者氏名	資格者番号	
給水装置工事受付番号	立会日時（予定）	
立会い場所		
備 考		

せん孔技能者認定確認報告書

年 月 日

下記により、せん孔業務の技能について確認したので報告します。

確認年月日	年 月 日	認定可・否	可 ・ 否
検査員			

また、技能を有していると認定された場合、別紙「せん孔業務認定証」を発行してよろしいか伺います。

収受印

様式第 32 号

(新)

様式第 32 号 受付印
-----------------

探知依頼書

(宛先) 給排水課長

年 月 日

依頼者 指定工事業者  
代表者

下記の撤去管等について、探知を依頼します。

受付番号	依頼年月日	年 月 日
申込者		
調査場所	秋田市	
調査物件	本管管種 <input type="checkbox"/> 口径 分岐箇所 分水栓・チーズ・その他 ( ) 取出管管種 <input type="checkbox"/> 口径	
依頼理由		

※ 添付書類 配管図、給水台帳、位置図、設計図

- 注意事項
1. 探知を行う対象は給水装置工事が申込みであること。
  2. 3日前までに提出し検査係と協議すること。
  3. 調査に必要な準備は依頼者が行うこと。

探知結果・処理状況

様式第 33 号

(新)

様式第 33 号

受付番号
------

課長	参事	係長	担当者

直結式給水事前協議申請書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者 年 月 日

(事前協議申請者)

住 所  
氏 名  
〒  
〒

下記の建築物を直結式給水にしたいので事前協議を申請します。

給水装置 申込者	住 所 氏 名	TEL
施工場所	秋田市	
建築物概要	給水装置の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 撤去新設 <input type="checkbox"/> 改造
	建築物の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設
	建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造
	建築物の階数	階建て 建築物の高さ m
	最上階の立上り高さ	m 給水階高 階
	用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他( )
	規 模	住宅用: 戸 × 棟 非住宅用: 戸・延床面積 m <sup>2</sup>
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
添付図面	① 案内図 ② 配管図 ③ 建築物図面	
備 考		

- ※ 最上階の立上り高さとは、道路面から最上階の給水栓の高さをいう。  
※ 必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。

様式第 32 号

(旧)

様式第 32 号 受付印
-----------------

探知依頼書

(宛先) 給排水課長

年 月 日

依頼者 指定工事業者  
代表者

下記の撤去管について、探知を依頼します。

受付番号	依頼年月日	年 月 日
申込者		
調査場所	秋田市	
調査物件	本管管種 <input type="checkbox"/> 口径 分岐箇所 分水栓・チーズ・その他 ( ) 取出管管種 <input type="checkbox"/> 口径	
依頼理由		

※ 添付書類 配管図、給水台帳、位置図、設計図

- 注意事項
1. 3日前までに提出し審査検査係と協議すること。
  2. 調査に必要な準備は依頼者が行うこと。
  3. 撤去後速やかに完成写真を提出すること。

探知結果・処理状況

様式第 33 号

(旧)

様式第 33 号

受付番号
------

課長	参事	係長	担当者

直結式給水事前協議申請書

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者 年 月 日

(事前協議申請者)

住 所  
氏 名  
〒  
〒

下記の建築物を直結式給水にしたいので事前協議を申請します。

給水装置 申込者	住 所 氏 名	TEL
施工場所	秋田市	
建築物概要	給水装置の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 撤去新設 <input type="checkbox"/> 改造
	建築物の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設
	建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造
	建築物の階数	階建て 建築物の高さ m
	最上階の立上り高さ	m 給水階高 階
	用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他( )
	規 模	住宅用: 戸 × 棟 非住宅用: 戸・延床面積 m <sup>2</sup>
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
添付図面	① 案内図 ② 配管図 ③ 建築物図面	
備 考		

- ※ 最上階の立上り高さとは、道路面から最上階の給水栓の高さをいう。  
※ 必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。

様式第 34 号

(新) 様式第 34 号  
直結式給水事前協議回答書

〇〇給排第〇〇〇〇号  
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者  
(公印省略)

直結式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結式給水について調査した結果、直結式給水は可能です。(ただし書きがある場合は、任意記入)

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て( 戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係  
Tel 018-823-8432

様式第 35 号

(新) 様式第 35 号  
直結式給水事前協議回答書

〇〇給排第〇〇〇〇号  
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者  
(公印省略)

直結式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結式給水について調査した結果、直結式給水は困難です。したがって、給水方式は、受水槽式給水となります。(ただし書きがある場合は、任意記入)

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て( 戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係  
Tel 018-823-8432

様式第 34 号

(旧) 様式第 34 号  
直結式給水事前協議回答書

給排 第 号  
年 月 日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者

直結式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結式給水について調査した結果、直結式給水は可能です。

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て( 戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係  
Tel 018-823-8432

様式第 35 号

(旧) 様式第 35 号  
直結式給水事前協議回答書

給排 第 号  
年 月 日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者

直結式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結式給水について調査した結果、直結式給水は困難です。したがって、給水方式は、受水槽式給水となります。

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て( 戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係  
Tel 018-823-8432

様式第 40 号

(新) 様式第 40 号  
直結増圧式給水事前協議回答書

〇〇給排第〇〇〇〇号  
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者  
(公印省略)

直結増圧式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結増圧式給水について調査した結果、直結増圧式給水は可能です。(ただし書きがある場合は、任意記入)

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て( 戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係  
Tel 018-823-8432

様式第 41 号

(新) 様式第 41 号  
直結増圧式給水事前協議回答書

〇〇給排第〇〇〇〇号  
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者  
(公印省略)

直結増圧式給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結増圧式給水について調査した結果、直結増圧式給水は困難です。したがって、給水方式は、受水槽式給水となります。(理由は )

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て( 戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係  
Tel 018-823-8432

様式第 40 号

(旧) 様式第 40 号  
直結増圧式給水事前協議回答書

給排 第 号  
年 月 日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者

直結給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結増圧式給水について調査した結果、直結増圧式給水は可能です。

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て( 戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係  
Tel 018-823-8432

様式第 41 号

(旧) 様式第 41 号  
直結増圧式給水事前協議回答書

給排 第 号  
年 月 日

(事前協議申請者) 様

秋田市上下水道事業管理者

直結給水事前協議の結果について (回答)

年 月 日付で協議のありました下記の建築物への直結増圧式給水について調査した結果、直結増圧式給水は困難です。したがって、給水方式は、受水槽式給水となります。(理由は )

記

建築物の概要

受付番号		建築物	階建て( 戸)
給水装置 申込者	住所		
	氏名		
施工場所	秋田市		

秋田市上下水道局 給排水課 審査係  
Tel 018-823-8432

様式第 46 号

(新)

様式第 46 号

貯水槽式給水設備（飲用・飲用外）の設置届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住所  
届出者  
氏名

建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管理人	住所 氏名 TEL
有効容量	低置タンク m3 高置タンク m3
設置場所	1. 内部 2. 外部 イ. 地上式 ロ. 地下式 ハ. 地階式 (地下室に独立してある分)
建物の規模	階 戸 使用人数 人 使用形態
メーター	親メーター mm 各戸メーター mm 個
特記事項	

様式第 47 号

(新)

様式第 47 号

貯水槽式給水設備（飲用・飲用外）の変更届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住所  
届出者  
氏名

建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管理人	住所 氏名 TEL
以下の欄は変更箇所のみ記入すること	
有効容量	低置タンク m3 高置タンク m3
設置場所	1. 内部 2. 外部 イ. 地上式 ロ. 地下式 ハ. 地階式 (地下室に独立してある分)
建物の規模	階 戸 使用人数 人 使用形態
メーター	親メーター mm 各戸メーター mm 個
保守点検管理会社	変更後の管理会社名 TEL
特記事項	

様式第 46 号

(旧)

様式第 46 号

貯水槽式給水設備の設置届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住所  
届出者  
氏名

建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管理人	住所 氏名 TEL
有効容量	低置タンク m3 高置タンク m3
設置場所	1. 内部 2. 外部 イ. 地上式 ロ. 地下式 ハ. 地階式 (地下室に独立してある分)
建物の規模	階 戸 使用人数 人 使用形態
メーター	親メーター mm 各戸メーター mm 個
特記事項	

様式第 47 号

(旧)

様式第 47 号

貯水槽式給水設備の変更届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住所  
届出者  
氏名

建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管理人	住所 氏名 TEL
以下の欄は変更箇所のみ記入すること	
有効容量	低置タンク m3 高置タンク m3
設置場所	1. 内部 2. 外部 イ. 地上式 ロ. 地下式 ハ. 地階式 (地下室に独立してある分)
建物の規模	階 戸 使用人数 人 使用形態
メーター	親メーター mm 各戸メーター mm 個
保守点検管理会社	変更後の管理会社名 TEL
特記事項	

様式第 48 号

(新)

様式第 48 号

貯水槽式給水設備 ( 飲用・飲用外 ) の廃止届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住所  
届出者  
氏名

水 検 番 号	
建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管 理 人	住所 氏名 TEL
特 記 事 項	

様式第 54 号

(新)

様式第 54 号

<給排水工事情報カード>

給水装置工事 ( 月 日 申請済み・月 日 申請予定 )

排水設備工事 ( 月 日 申請済み・月 日 申請予定 ) (申請確認 / 済)

給水工事種別 ( 新設・改造・水洗化・その他( ) ) 検測水栓番号 ( )

排水工事種別 ( 新設・改造・浄化槽切替・その他( ) ) 現地地下水種別 ( 合流・分流 )

給水装置工事・排水設備工事 ( 申請しない理由: )

加入金の有無 【 有 ( 現地・他からの移設 ) ・ 無 】

申請時の状況 【 設置メーター数 個】 【 共用メーター 有・無】 【 井戸水等 有・無】

完成後の予定 【 設置メーター数 個】 【 共用メーター 有・無】 【 井戸水等 有・無】

<局使用欄>  下水道使用届・使用水変更届 ( 必要・不要 ) 提出月日 / 受取

<審査担当> 現地権利記載欄 (メーター地籍番号とメーターそのまま検用メーター番号) 検測日 mm 割

申請時下水状況 ( 未 試 験 ・ 試 験 済 ・ 新 規 ) 確認日 月 日

使用水区分 ( 水道水・井戸水等・併用 ( ) ) 主眼 確認

同時検査状況 ( 単独申請・同時検査・別検査(理由: ) )

<検査担当> 上水 ( 有・無 ; 設置メーター数 計 個 ) → 接続有 個

共用メーター ( 有・無 ; 使用箇所 個 ) → 接続状況 ( 有・無 )

井戸水等 ( 有・無 ; 使用箇所 ) → 接続状況 ( 有・無 )

接続確認プレート設置 ( 済・未 )

竣工時 水栓 No. ( 未 試 験 ・ 試 験 済 ) 確認月日

下水コード 水栓 No. ( 未 試 験 ・ 試 験 済 ) / / /

水栓 No. ( 未 試 験 ・ 試 験 済 ) / / /

様式第 48 号

(旧)

様式第 48 号

貯水槽式給水設備の廃止届

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

住所  
届出者  
氏名

水 検 番 号	
建物の所在地	
建物の名称	
給水申込者	住所 氏名 TEL
指定工事業者	住所 氏名 TEL
管 理 人	住所 氏名 TEL
特 記 事 項	

様式第 54 号

(旧)

様式第 54 号

<給排水工事情報カード>

月 日 給水装置・排水設備 工事の申込みにあたり 合流・分流 新設・改造・水洗化・その他( )

給水装置工事  月 日に申請済み (申請確認 / 済)

は  月 日に申請予定 (申請確認 / 済)

排水設備工事  申請しない(理由: )

■加入金の有無 【 有 ( 現地・他からの移設 ) ・ 無 】

■申請時の状況 【 設置メーター数 個】 【 共用メーター 有・無】 【 井戸水等 有・無】

■完成後の予定 【 設置メーター数 個】 【 共用メーター 有・無】 【 井戸水等 有・無】

<局使用欄>  下水道使用届・使用水変更届 ( 必要・不要 ) 提出月日 / 受取

休止届の提出

<審査担当> 申請時下水状況 ( 未 試 験 ・ 試 験 済 ・ 新 規 ) 確認月日 / 水栓 No. (使用水区分) 水道水 井戸水等 併用 ( )

■同時検査状況 単独申請・同時検査・別検査(理由: )

<検査担当> 上水 ( 有・無 ; 設置メーター数 計 個 ) → 接続有 個

共用メーター ( 有・無 ; 使用箇所 個 ) → 接続状況 ( 有・無 )

井戸水等 ( 有・無 ; 使用箇所 ) → 接続状況 ( 有・無 )

接続確認プレート設置 ( 済・未 )

竣工時 水栓 No. ( 未 試 験 ・ 試 験 済 ) 確認月日

下水コード 水栓 No. ( 未 試 験 ・ 試 験 済 ) / / /

水栓 No. ( 未 試 験 ・ 試 験 済 ) / / /



様式第 76 号

(新)

様式第 76 号

受水槽式給水施設調査表

〇〇 年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者  
代 表 者

受水槽式給水施設を直結式・直結増圧式給水として使用したいので、調査結果を報告します。

施設場所	秋田市
申込者	

	調 査 項 目	結 果
1	使用材料は法令に適合しているか。	
2	耐圧試験結果に異常は無いか。(現地水圧)	
3	水質試験結果に異常は無いか。(味・臭気・色度・濁度)	
4	凍結防止対策(水抜き栓の機能等)は良好か。	
5	メーター口径に対して適切な検数か。	
特記事項		

調 査 日 年 月 日

主任技術者

第 26 章 関係法令

別紙のとおり

様式第 76 号

(旧)

様式第 76 号

受水槽式給水施設調査表

年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

指定工事業者  
代 表 者

受水槽式給水施設を直結式給水として使用したいので、調査結果を報告します。

施設場所	秋田市
申込者	

	調 査 項 目	結 果
1	使用材料は法令に適合しているか。	
2	耐圧試験結果に異常は無いか。(現地水圧)	
3	水質試験結果に異常は無いか。(味・臭気・色度・濁度)	
4	凍結防止対策(水抜き栓の機能等)は良好か。	
特記事項		

年 月 日

主任技術者

第 26 章 関係法令

別紙のとおり